

令和 6 年 11 月 12 日

多賀城市議会議長 殿

会派名 多賀城の未来を照らす会

代表者名 池田 純

調査研究報告書

このことについて、下記のとおり実施したので、概要を報告します。

記

1 報告者（参加者）

(1) 代表 池田純

2 調査研究の概要

調査期間：令和6年10月23日（水）～令和6年10月24日（木）

調査目的：議会基本条例、議会活動の先進地事例を参考とするとともに、PFI手法・史跡保存活用の実効性のある提案を行うため

調査手法：視察調査

行程：添付行程表のとおり

調査先及び調査事項

調査日時	調査先	調査事項及び現地視察の有無
23日（水） 9:30～11:00	福島県会津若松市	①議会基本条例の制定について ②政策サイクルに基づく議会活動の制度設計について
23日（水） 14:00～15:30	福島県須賀川市	①Park-PFI手法による公園管理等について
24日（木） 9:30～12:00	福島県下郷町	①史跡等の保存、活用について 大内宿現地視察

調査資料：添付調査先作成資料のとおり

3 調査の概要

別紙のとおり

4 所感（今後の市政に資する点）

別紙のとおり



(別紙)

●調査の概要

(1) 福島県会津若松市

①日 時：令和6年10月23日(水) 9:30～11:00

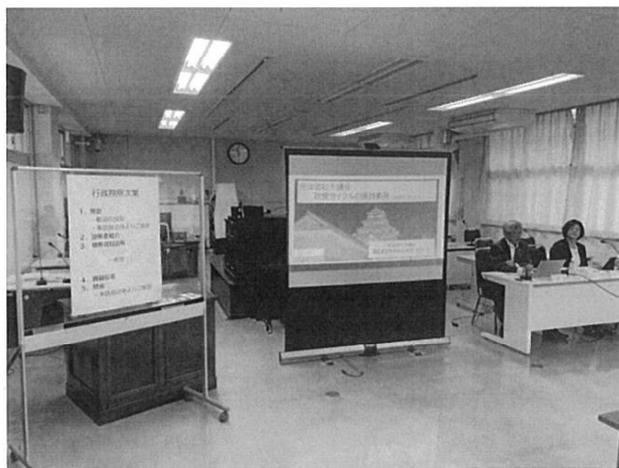
②相手方：松崎新議会運営委員会委員長 他

③内 容：

会津若松市議会では、平成20年に全国でも先駆けて議会基本条例を制定したほか、

①住民に開かれ住民参加を促進する住民と歩む議会②議員間討議を重視する議会③執行機関(首長)と切磋琢磨して政策競争する議会 を目指し継続した議会運営を行っている。

今回は特に、市民意見を政策に反映させるための取り組みについて伺ったもの。



(2) 福島県須賀川市

①日 時：令和6年10月23日(水) 14:00～15:30

②相手方：なし(現地視察のみ)

③内 容：

Park-PFI手法による公園管理等を行っている翠ヶ丘公園は、カフェ、温浴施設、遊具等が整備されており、その状況を視察したもの。



### (3) 福島県下郷町

①日 時：令和6年10月24日（木）9:30～12:00

②相手方：湯田議長 他 町職員

③内 容：

史跡等の保存、活用により多くの観光客が訪れている大内宿を現地視察し、併せて下郷町役場職員から、史跡の保存・活用の取り組みと大内宿の観光行政について伺ったもの。



#### ●所感

会津若松市の政策サイクルの実践事例では、市民報告会を行うだけではなく、そこでの市民からの意見をフィードバックする仕組みを確立している点が先進的と感じた。また、そのための通年議会の導入や予算・決算委員会における所管事務調査の充実など、議員一丸となった取り組みが見受けられた。議長からも、議員の総意が大事との発言もあり、本市議会でも全議員で課題を共有し、一丸となった取り組みの必要性を痛感した。

須賀川市の翠ヶ丘公園は、雨天にも関わらずカフェや温浴施設に多くの来園者が見られ、民間手法の導入による魅力ある公園の一端を垣間見ることができた。当市でもPark-PFI手法による中央公園の整備と周辺地域の賑わいを目指していることから、今後の事業手法の提案に向け非常に参考となった。

下郷町の大内宿においては、多くの観光客が訪れており、地域住民との連携による史跡の保存と活用の歴史の成果だと感じた。また、観光面においては、下郷町観光協会、(一財)下郷町観光公社、下郷町地域振興株式会社の3者がお互いの強みを活かした形で行っており、当市における史跡の保存と活用と多様な主体による観光振興を考える上で多くの気づきを得ることができた。

今回得た知見を今後のよりよい市政に向けた提案に反映していきたい。

最後に、今回の視察にあたり、受け入れていただいた関係の皆様にご心より御礼申し上げ報告とさせていただきます。

宮城県多賀城市議会 会派行政視察等 行程表  
 <調査研究用>

会派名「多賀城の未来を照らす会」

■日 程：令和6年10月23日（水）～ 10月24日（木）

日 程	行 程
<1日目> 10月23日（水）	※移動はすべてレンタカー同乗  多賀城市役所 6:15 発 → 会津若松市役所（9:30～11:00） → 須賀川市翠ヶ丘公園（14:00～15:30） → 宿泊先
	■宿泊：丸峰観光ホテル 福島県会津若松市大戸町大字芦ノ牧字下夕平1128 ☎0242-92-2121
	■調査事項等： ①議会基本条例の制定について ②政策サイクルに基づく議会活動の制度設計について ③Park-PFI 施設の現地視察
<2日目> 10月24日（木）	※移動はすべてレンタカー同乗  宿泊先 発 → 大内宿（9:30～12:00） → 多賀城市役所 16:30 着
	■調査事項等：史跡等の保存、活用について

# 会津若松市議会の議会改革

～議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクル～

ページ

I	議会改革のスタート ～会津若松市議会基本条例の制定～	1
II	会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要	2
III	通年議会の導入と政策サイクルの再設計	11
IV	政策サイクルに基づく議会活動の制度設計	13
V	政策サイクルの概要と主要3ツール ツール1：市民との意見交換会 ツール2：広報広聴委員会 ツール3：予算決算委員会における政策研究	13 18 24 27
VI	会津若松市議会の特徴 予算・決算の審査 議決責任と議員間討議	33 36
VII	政策サイクル活用の具体的実践例	41
VIII	その他議会改革の取組	48
	(参考) 平成20年度以降の主な議会改革の動き	51

# I 議会改革のスタート～会津若松市議会基本条例の制定～

## 1 議会改革のスタート

### (1) 2度の合併を経験して（平成16～17年）

- ア 議員数は一時最大で61人 ⇒ ゼロベースでの見直しの気づき
- イ 議員政治倫理条例の取組に着手するが、条例制定は次期議会へ見送りとなった。  
⇒ 議員のみで検討することの難しさを経験

### (2) 平成19年5月臨時会（初議会）での議長選挙

- ア 正副議長選挙における「議長候補者の議会改革の考え」の提示
- イ 新議長の提言 ⇒ 会津若松市議会における議会改革  
政策としての議会改革の理念・基本方向・検討事項

## 2 条例策定検討フレームの特色

### (1) 策定の基本フレーム

- ア 策定体制
  - 議会制度検討委員会
  - ⇒任意の委員会として設置・運営
  - ⇒外部委員（公募市民1名＋学識経験者1名）参加の効果は期待以上
- イ 2条例の同時制定
  - 議会基本条例＋議員政治倫理条例
- ウ 内部・外部環境の分析
  - 強み＋弱み＋機会＋脅威（SWOT分析）
- エ 理論研究
  - 北海学園大学 神原勝教授（議会基本条例セミナー）
  - 福島大学 松野光伸教授（議会制度検討委員会委員）
- オ 事例研究
  - 伊賀市議会 安本美栄子議員（事例紹介）
  - 栗山町議会、三重県議会、伊賀市議会（先進事例ベンチマーキング）
- カ 市民参加
  - 議会制度検討委員会への公募市民委員＋パブリックコメント、試験的意見交換会の実施
- キ 内部調整
  - 正副議長の常時出席＋検討プロセスの節目節目で議員全員協議会を開催など

### (2) 基本手順

- 第1期 ⇒ 議長提言期（平成19年5月～7月）  
政策としての議会改革（案）の提案＋議会制度検討委員会の設置
- 第2期 ⇒ 政策としての議会改革（案）検討期（平成19年7月～9月）  
環境分析＋改革理念・方向・具体的改革事項の検討
- 第3期 ⇒ 条例素案検討期（平成19年10月～平成20年4月）  
外部委員＋理論研究＋事例研究＋逐条的検討
- 第4期 ⇒ 条例の成案期（平成20年4月～6月）  
議会内調整＋市民との意見交換会

## II 会津若松市議会基本条例・議員政治倫理条例の概要

### 1 議会基本条例の受け止め

#### (1) 議会基本条例の定義

《神原勝教授による定義\*1》「自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、主権者市民の負託に応じて優れたまちをつくるために、議会運営の理念・理念を具体化する制度・制度を作動させる原則などを定めた条例で、当該自治体レベルの議会運営に関する最高規範として位置付けたもの」と定義される。

(\*1 神原勝・橋場利勝『栗山町発・議会基本条例』公人の友社、2006年)

#### (2) 会津若松市議会での基本条例の受け止め方

議会活動 ⇒ 顧客である市民を対象として行う新たな価値創造のための一連の諸活動

議会基本条例の再定義 ⇒ 議会基本条例とは、市民にとっての新たな価値創造に向け、市民参加を基軸とした政策形成サイクルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していく、そのためのツールである。

#### 議会による政策形成

⇒ 監視機能↑ + 政策立案機能↑ + 市民参加↑ = 団体意思決定機能↑ ⇒ 市政貢献

※ 市政発展への貢献が最終目的、かつ、エンドユーザーは市民である。

※ 議会内の仕組みやルールづくりは、その手段（ツール）にすぎない。

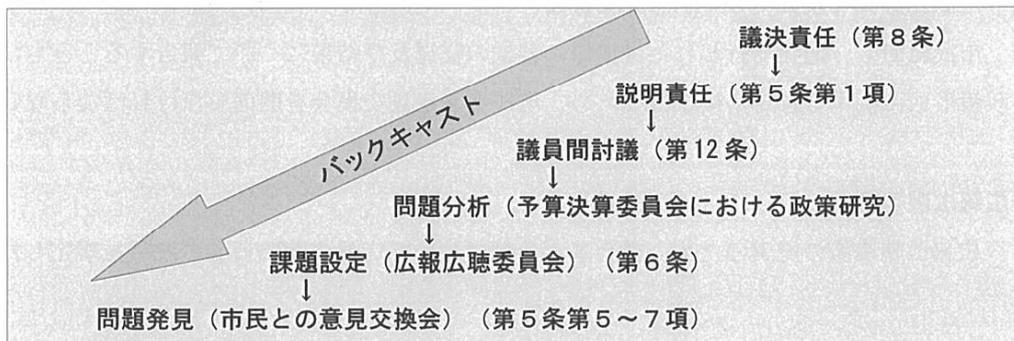
#### (3) 議会基本条例と議員政治倫理条例との関係

議会基本条例 ⇒ 市民参加による新たな仕組み・運営方法

議員政治倫理条例 ⇒ 議員の行動基準

### 2 会津若松市議会基本条例の特徴

図表 1 議会基本条例の全体構造：議決責任からバックキャスト的にみると



#### (1) 市民参加を基軸

・前文：「多様な市民の多様な意見を多様に代表できるという合議機関」としての議会づくり

・議会の活動原則（第2条）：

「市長に対抗するためには議会が一つにまとまる必要があるという視点」だったが、

⇒ 「議会だけでまとまるのではなく、議会は市民と結びついて、市民意見を後ろ盾にして活動していくべき」という考え方に前進

※市民との意見交換会や政策サイクルを制度設計する際のバックボーンとなる。

(2) 議決責任（第8条）と説明責任（第5条第1項）を条文に明記

ア 議決責任の明確化

- ・ 説明責任を媒介として、政治的・道義的な議決責任を規定しようとするもの
- ・ 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として、市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を規定

⇒ 議決責任を果たすためには「議員間討議」が重要

イ 議員間討議（第12条）

- ・ 第1項で、議会の活動原則としての議員間討議を規定
- ・ 第2項で、審議結果である議決の主体が議員ではなく議会であることに鑑み、本会義・委員会における議案審議・審査における議事手続きの1つとしての議員間討議の位置付けを規定 → 議決に至る経過と結果を議会を主語として説明することを担保

(3) 「政策サイクル」の主要ツール

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ① 市民との意見交換会       | ⇒ 意見聴取（政策サイクルの起点） |
| ② 広報広聴委員会         | ⇒ 意見整理→問題発見→課題設定  |
| ③ 予算決算委員会における政策研究 | ⇒ 政策研究→政策立案       |

① 市民との意見交換会

- ・ 市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設ける。

⇒ 地区別意見交換会＋分野別意見交換会

- ・ 市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。

② 広報広聴委員会

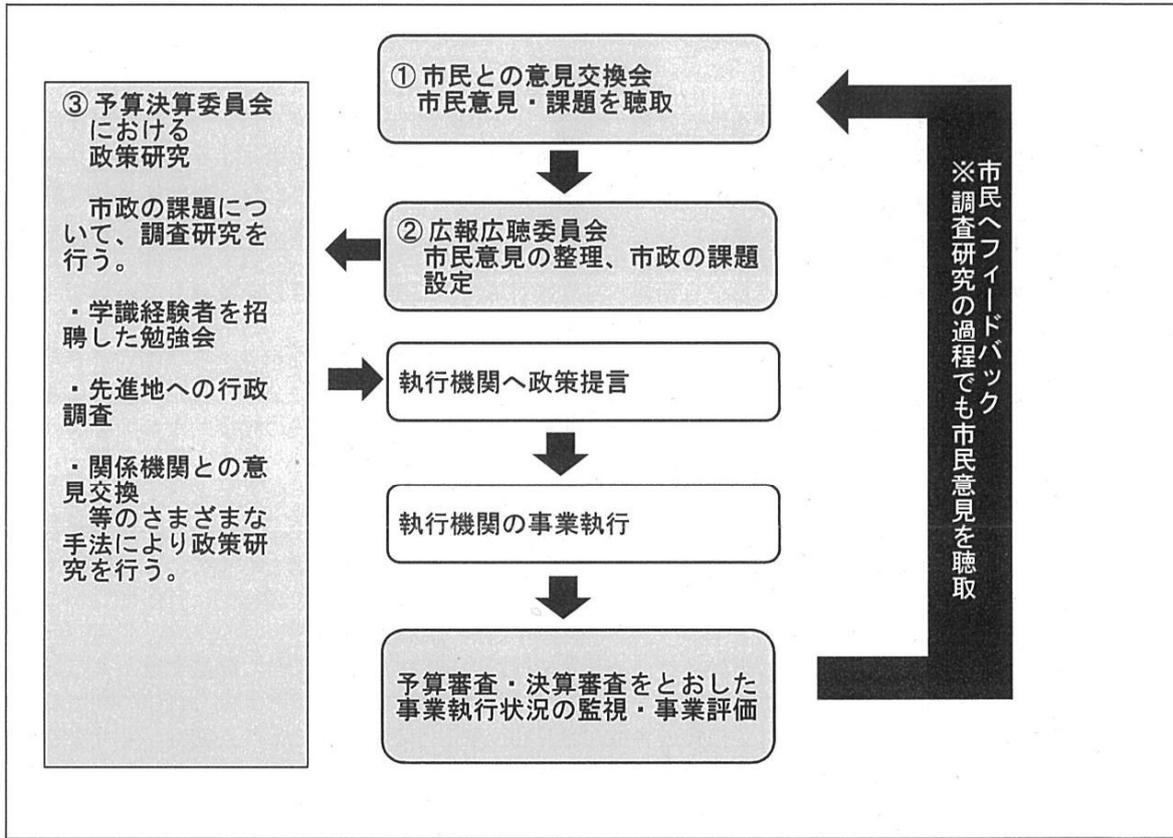
- ・ 広報広聴機能の充実のため、議会基本条例において広報広聴委員会の設置を規定した。

③ 予算決算委員会における政策研究

- ・ 市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進する。

※ 通年議会の導入にあわせて、政策サイクルを再設計し、従前の政策討論会の政策研究・政策立案機能を予算決算委員会の所管事務調査に位置付けた。通年議会の導入と政策サイクルの再設計についてはP11、P12に記載）

図表2 会津若松市議会の政策サイクル



会津若松市議会基本条例

平成20年6月23日  
会津若松市条例第19号

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止によって、地方自治体（以下「自治体」という。）は自らの責任において、自治体のすべての事務を決定することとなり、これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず、多様な市民の多様な意見を多様に代表できる、という合議機関としての特性を最大限に生かしていくために、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

他方で議会は、このような市民参加を礎として、市民との活発な意見交換を図り、そこで得られた意見を大切にしながら、議員同士が自由闊達な議論をたたかわせ、そのような中から、論点や課題を明らかにしたり、意見を集約していくことが必要である。そして、市民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには、政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならないのである。

このような認識のもと、会津若松市議会は、これまで連綿と続いている、活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重しあう民主的な政治風土をしっかりと受け継ぎつつ、未来に向けた新たな価値の創造に向けて、不断の努力を重ねるとともに、市民の多様な意見を反映しうる合議体としての議会づくりを通じ、市民の負託にこたえていくことを決意するものである。

ここに、会津若松市議会及び構成員である議員が活動していくに当たって、最も根幹となる支柱として、また、そのよって立つ基盤として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成するものとする。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

- 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
  - 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。
  - 5 会派の代表者の会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(市民と議会との関係)
- 第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。
  - 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
  - 4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聴くものとする。
  - 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
  - 6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。
  - 7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。  
(広報広聴委員会)
- 第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。
- 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(附属機関の設置)
- 第7条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。  
(議決責任等)
- 第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。
- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。
- 第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
- (1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止  
(市長等との関係の基本原則)
- 第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。
- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確に行うものとする。
  - (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
  - (3) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。
  - (4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。  
(監視及び評価)
- 第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。
- 2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。  
(政策立案、政策提案及び政策提言)
- 第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。  
(議員間の討議による合意形成)
- 第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されな

ればならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(議会による研修)

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議員による研修及び調査研究)

第15条 議員は、政策提言及び政策立案能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、会津若松市議会議員政治倫理条例(平成20年会津若松市条例第20号)を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務活動費)

第19条 会派の代表者は、会津若松市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年会津若松市条例第1号)第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その用途の透明性を確保するものとする。

2 会派の代表者は、政務活動費の収支報告書について、自ら説明責任を果たすよう努めるものとする。

(予算の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(災害時の対応)

第21条 議会は、会津若松市災害対策本部(会津若松市災害対策本部条例(昭和37年会津若松市条例第44号)に基づき設置される災害対策本部をいう。)、会津若松市新型インフルエンザ等対策本部(会津若松市新型インフルエンザ等対策行動計画(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第8条の規定により作成する市町村行動計画をいう。))に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をいう。))又は会津若松市雪害応急対策本部(会津若松市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により作成する市町村地域防災計画をいう。))に基づき設置される雪害応急対策本部をいう。))が設置されたときは、会津若松市議会災害対策本部を設置する。

2 前項の会津若松市議会災害対策本部の組織及び事務に関し必要な事項は、別に定める。

3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、別に定める。

(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第49号)

この条例中第5条第3項の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月21日条例第11号）

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月9日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 会津若松市議会議員政治倫理条例の特徴

- ア 議会基本条例との同時制定による市民との新たな信頼関係構築を立法趣旨としたこと。
- イ 資産公開制度は規定していないこと。（補完的機能⇒就業等の報告義務を規定）
- ウ 政治倫理基準にセクハラ等の人権侵害行為の禁止を規定したこと。
- エ 政治倫理審査会の設置を附属機能的な位置付けで定めたこと。
- オ 審査の請求要件を請求者と連署4人の計5人としたこと。

#### （参考）会津若松市議会議員政治倫理条例

##### 会津若松市議会議員政治倫理条例

平成20年6月23日  
会津若松市条例第20号

会津若松市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。

4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（市民の役割）

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人（以下「出資団体」という。）及び指定管理者（会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年会津若松市条例第10号）第5条の規定により指定されたものをいう。）の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
- (2) 公共施設の入居に関する推薦
- (3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
- (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与

- (5) 前4号に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為
- 2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント（他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。  
（就業等の報告義務）
- 第5条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。
- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等  
（議員の依頼等に対する記録）
- 第6条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。  
（職務関連犯罪による逮捕後の説明会）
- 第7条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪（以下「職務関連犯罪」という。）による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。  
（職務関連犯罪による起訴後の説明会）
- 第8条 議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。  
（職務関連犯罪の有罪判決後の説明会）
- 第9条 議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。  
（職務関連犯罪の有罪確定後の措置）
- 第10条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。  
（審査の請求）
- 第11条 市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は法令若しくは条例（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する行為があると認めるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、会津若松市議会議員の選挙権を有する者4人以上の者の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる。  
（政治倫理審査会の設置）
- 第12条 議会に、会津若松市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- 2 審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事実を調査審議し、その結果を報告する。
- 3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べるすることができる。  
（審査会の組織等）
- 第13条 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の委員)

第14条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査)

第16条 審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員（以下「被請求議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

(被請求議員等の義務)

第17条 被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供や審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べるができる。

(結果の報告)

第18条 議長は、第12条第2項の規定による結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

- 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第19条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

- 2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第7条から第9条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。
- 3 第11条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

### Ⅲ 通年議会の導入と政策サイクルの再設計

#### 1 通年議会の導入

会津若松市議会は、市民意見を起点とした政策サイクルの確立と実践に取り組んできた。この取組は、通年的な活動だけではなく、実質的に議員任期を意識した取組であり、通年議会を導入する基盤が整っていた。

このような本市議会の議会活動の実態に合わせて、各種会議の法的な位置づけと、公務性について整理を行うことを目的とし、令和4年8月から通年議会を導入した。

#### ◆通年議会の会議

定例会の回数は年1回とし、会期の始期を8月、終期を翌年の7月末とした。

#### ◆定例会において開く会議

定例会において開く会議は、次のとおりとした。

- ①招集会議 定例会の招集により開く会議
- ②定例会議 定例的に開く会議をいい、9月、12月、2月、6月に開く。
- ③臨時会議 議員又は市長からの要請に基づき、臨時に開く会議

#### ◆通年議会の流れ

月	会 議
8月	招集会議(定例会の招集)
9月	9月定例会議
10月	休会
11月	休会
12月	12月定例会議
1月	休会
2月	2月定例会議
3月	
4月	休会
5月	休会
6月	6月定例会議
7月	定例会閉会

※ 上記会議の他、定例会議の会期中において、議員又は市長からの要請に基づく臨時会議が開会される。

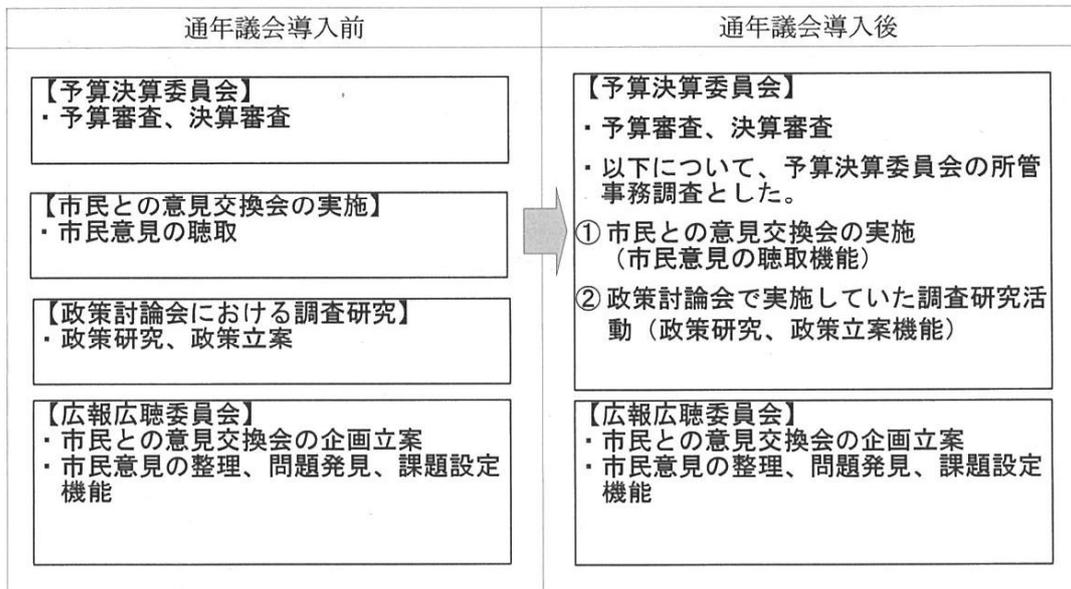
## 2 通年議会の導入に併せた政策サイクルの再設計

通年議会の導入により、1年間をとおして議会が活動能力を有する。この通年議会の特徴を生かし、政策サイクルのさらなる充実をはかり、政策サイクルの再設計を行った。

本市議会の政策サイクルは、①市民との意見交換会（市民意見の聴取機能）、②広報広聴委員会（市民意見の整理、問題発見、課題設定機能、広報議会モニター制度による広報広聴機能の強化）、③政策討論会（政策研究・政策立案機能）に加え、予算決算委員会（予算審査と決算審査の連動による適切な団体意思の決定、地域経営根幹への関与）を主なツールとして構成していた。

通年議会の導入にあわせて、これまで主に議会閉会中に行ってきた市民との意見交換会及び政策討論会の調査研究活動を、常任委員会である予算決算委員会の所管事務調査に位置付けた。これにより、市民意見の聴取、政策研究、予算審査、決算審査までの政策サイクルを1つの委員会で、1年間を通じて一貫して行い、専門性を高めることができるようになった。

### ◆政策サイクルの再設計の概要

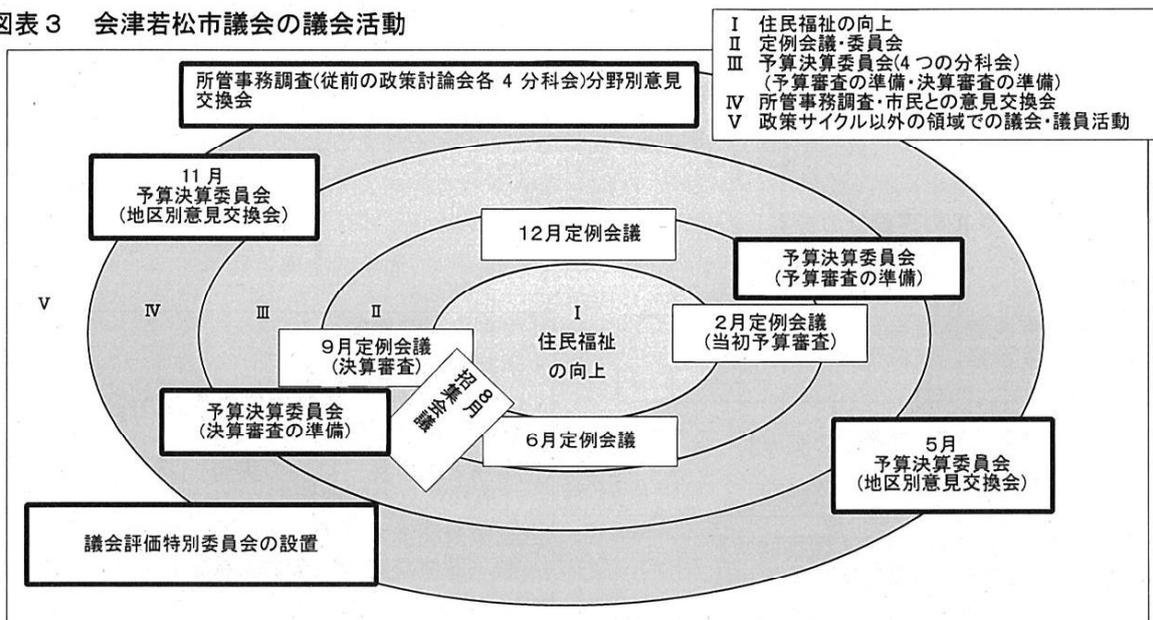


#### IV 政策サイクルに基づく議会活動の制度設計

##### 1 会津若松市議会の議会活動

- ・ 定例会議（9月、12月、2月、6月）  
 条例等の議案→総務委員会、文教厚生委員会、産業経済委員会、建設委員会に付託し審査  
 予算、決算の議案→予算決算委員会に付託し、さらに分科会に分担し審査
- ・ 市民との意見交換会  
 地区別意見交換会（5月、11月開催） 地区別テーマを設定  
 分野別意見交換会（適宜開催） 政策研究のため開催
- ・ 予算決算委員会における政策研究  
 市政に関する重要な政策及び課題に対して政策研究を行う。
- ・ 議会評価特別委員会  
 議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究等を行う。

図表3 会津若松市議会の議会活動



#### V 政策サイクルの概要と主要3ツール

図表4 常任委員会と予算決算委員会各分科会・議会評価特別委員会の構成

※予算決算委員会各分科会はそれぞれ総務委員会委員、文教厚生委員会委員、産業経済委員会委員、建設委員会委員により構成される。

①	市議会常任委員会				
	総務	文教厚生	産業経済	建設	予算決算
②	予算決算委員会				
	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会	
③	議会評価特別委員会				
	議員6名				

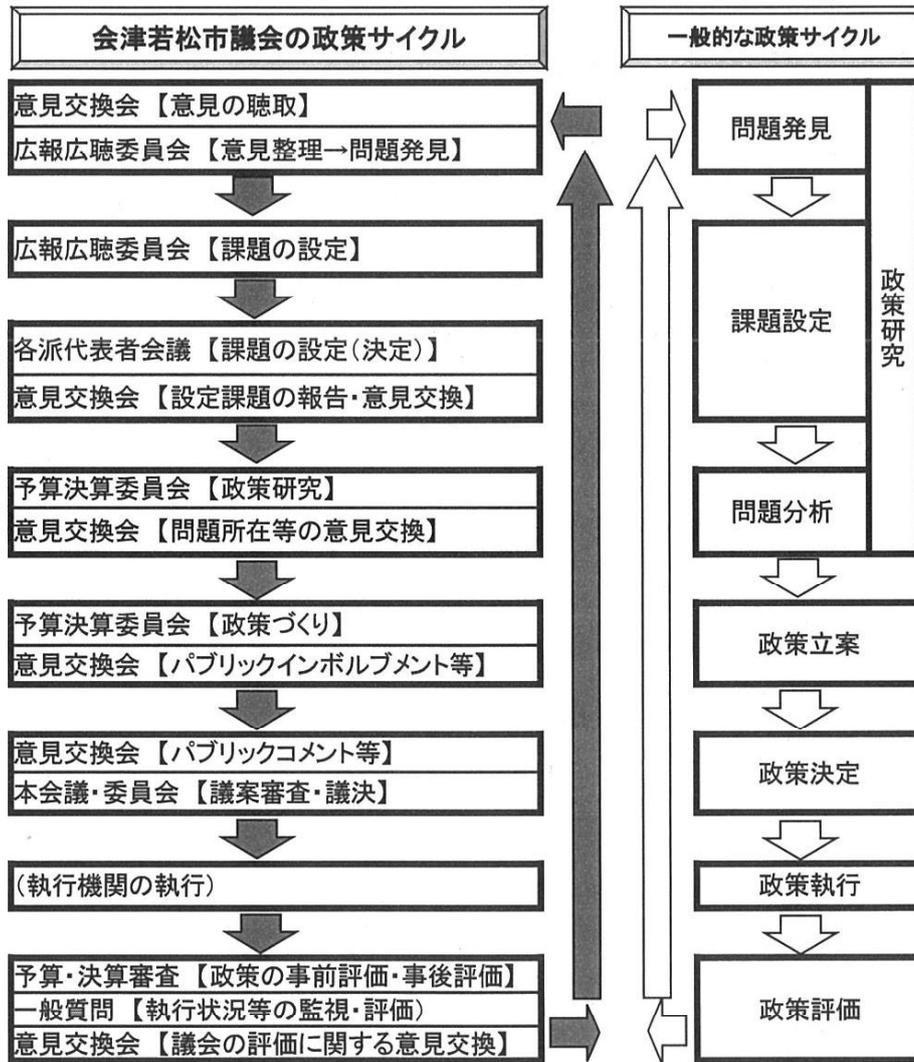
議会評価特別委員会  
 議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究等を行う。

予算決算委員会  
 予算審査・決算審査に加え、  
 ・ 市政に関する重要な政策及び課題について所管事務調査として政策研究を行う。  
 ・ 市民との意見交換会を所管事務調査として実施する。

## 1 政策サイクルの基本フレーム

政策サイクルは、市民との意見交換会を起点とし、そこで聴取した意見については、議会が有するさまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、数多くの意見から課題を設定し、市民意見・要望に応えようとするモデルである。（図表5）

図表5 政策サイクルにおける主要3ツールの位置付け



### (1) 政策サイクルの段階別概要

- ① 政策研究（問題発見 ⇒ 課題設定 ⇒ 問題分析）
  - 市民との意見交換会で市民から「意見を聴取」する。
  - 多様、多数の「意見を整理」し、「問題を発見」する。
  - 発見した問題を一般化、抽象化することで、「課題設定」を行う。
  - 設定された課題については、優先順位、重要性、緊急性等を考察・評価する「問題分析」を行う。

② 政策立案 ⇒ 政策決定 ⇒ (政策執行) ⇒ 政策評価

①の政策研究を行った上で、予算決算委員会各分科会における政策研究などを通して、調査研究を行い、具体的な政策（条例立案・議案修正・政策提言）として、政策に結び付けていく。また、あわせて、政策執行による市民福祉向上への成果を市議会全体の評価尺度で評価し、説明・報告する。

※ 政策研究は、サイクルの起点として極めて重要な位置を占める。

※ 市民意見を市長に伝達するだけでは議会は単なる「使者」にすぎず、その意味では、市民との意見交換会を「議会活動」として認識することはできない。聴取した意見は、少なくとも議会内にも「政策情報」として蓄積することが、議会活動とするための必要条件となる。

(2) 課題設定の具体的方法

ア 課題設定の意義

課題設定 = 問題発見の段階で問題を把握した後、市民ニーズを踏まえ特に取り上げて解決すべきもの、実現すべき問題をテーマとして設定することと定義する。

イ 課題設定に当たっての基本的な視点

市民ニーズに照らしての重要性だけではなく、議事機関としての機能や執行機関との機能的相違などを踏まえ、設定する。

- ・ さまざまな市民意見を分析する中で、市民ニーズを見出す。
- ・ 縦割りの課題は執行機関に委ね、議会としては、可能な限り市民視点での横割りの・総合的な課題を設定する。
- ・ 課題は、何らかの方策によって議会内の合意形成が図られたり、解決できたりする性質のものに限らず設定する。

→ このような課題こそ、議会内や市民間で検討・議論することで、論点・争点が明確になり、議会及び市民が絶えず「あれか、これか」を自らの判断で選択することができるための条件整備につながる。

ウ 設定した課題（政策課題）及び検討主体の振り分け

以上のような検討を経て設定された課題は、**図表6**（P16）のとおり。

課題を調査研究・議論する主体は、予算決算委員会各分科会となる。

図表6 市民意見を基に設定した政策課題の分類

大分類		テーマ	検討主体
A 議会	1	議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について	議会
B 行・財政	2	本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり	第1分科会
	3	行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について	第1分科会
	4	民間委託のあり方について	議会
C 生活・環境	5	防災などの地域の諸問題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について	第2分科会、第4分科会
	6	地域環境の保全について	第2分科会
D 健康・福祉・医療	7	高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について	第2分科会
E 産業経済	8	地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について	第3分科会
F 建設・都市計画	9	都市計画の基本的方向性について	第4分科会
G 教育・文化	10	教育・学習環境の整備について	第2分科会

図表7 市民意見の整理例

大項目	中項目	主な意見・提言
A 議会	議員定数・報酬	議員の定数、議員報酬の削減を検討してほしい 議員定数を減らしてしまうと、民意の反映が減るのではないかと思う
	政務活動費	政務活動費はどのように具体的に使われ政策に活かされているか
	議員年金	議員年金はどのような制度でいつから支給されるか
	議員活動	議員は、選挙時だけでなく、もっと地区に足を運べ 会派の目的と趣旨は？本当に政策が共通しているグループなのか？仲良しクラブでは
	議会改革	議会のあり方について、会派・多数だけで決めるのは危険。当局提案だけの予算審議ではなく、事前に市民の意見を尊重してほしい 議会制度改革が進んでいるかのチェック機能は
	意見交換会	意見交換会はよいことである、議会の意見を一つにして行動してほしい
	議会基本条例	議会基本条例と政治倫理条例を大変評価している。政治倫理条例の審査会と審査請求について
	議会広報紙	住民に寄り添った広報議会になってきている。カタカナ言葉をあまり使わないでほしい 広報議会で、議案に対する個々の議員の賛否の態度がでているのはいいことだ
B 行財政	市庁舎	新庁舎の建設場所について市民の意見を聴いているのか。しっかりと話し合ってほしい
	財政	借金が多すぎる、解決すべき問題 新庁舎の建設、ICTオフィスの整備など多くの大型事業の予定が組まれており、財政的に不安である
	まちづくり	自治基本条例、地域内分権を議会で長く研究しているようだが、深まっていないのではないか。分権を進めることが必要であり、最初にするべきことではないか
C 生活・環境	環境	新しいごみ焼却施設の建設について、ある議員が先進地を視察・調査を行い、新たな提案をしたようだが、その後どうなったのか
	防災・安全	空き家が増えており防犯面でも不安があるが、空き家対策はどうなっているのか 台風接近時、市から避難勧告のお知らせがきたが、詳細が分からず、何が危険なのか分からなかった。よりきめ細かく情報を知らせてほしい



## 2 ツール1：市民との意見交換会

### (1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

市民との意見交換会は、政策サイクルのほとんど全ての場面に関連する極めて重要な制度である。（P14 図表5）

### (2) 市民との意見交換会の開催方法 ※P21「会津若松市議会市民との意見交換会実施要領」参照

#### ア 開催趣旨

市民との活発な意見交換を図る具体的な場

#### イ 意見交換会の種類

地区別と分野別の2種類

##### (ア) 地区別意見交換会

- ・行政区18を基準に、15地区で年2回開催
- ・「議会報告機能」と「市政・議会運営に関する意見交換機能」の2機能

##### (イ) 分野別意見交換会

- ・行政分野別に、議会が取り組む政策立案等の必要性や各種団体等の要請により開催

#### ウ 意見交換会の意義と課題

##### (ア) 意義

- ・ 議会報告機能は、最低限の説明責任の遂行の場（議会基本条例第8条）
- ・ 政策サイクルの起点
- ・ 議会報告での説明責任が議会と議員の活動姿勢に好影響を与える
- ・ 市民からの継続的な監視（モニタリング）の場
- ・ 議員からのシグナリング（情報を持つ側が自己の属性を表すシグナルを送り、相手が逆選択することを防ぐこと）の場
- ・ 市民の判断に資する有用な「政策情報」提供の場
- ・ 市民世論の喚起、形成の起点

##### (イ) 課題

- ・ 参加者数の伸び悩み、属性の偏り
- ・ 意見交換時間の不足

図表9 市民との意見交換会の開催実績

#### ①地区別意見交換会

回	時期	参加人数	意見等数	内容	
第1回	平成20年8月	294人	215件	6月定例会報告	①議会基本条例について ②議員政治倫理条例について
第2回	平成21年2月	247人	263件	12月定例会報告	①水道事業の第三者委託について ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方 (検討フレーム・手順の報告)
第3回	平成21年5月	293人	238件	2月定例会報告	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方 (現状等の報告)
第4回	平成21年11月	163人	235件	9月定例会報告	①鶴ヶ城周辺公共施設活用構想素案への監視・対案について ②政策討論会分科会の進捗よく状況 ③議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの提示）
第5回	平成22年5月	222人	239件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進捗よく状況 ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの修正）
第6回	平成22年11月	187人	276件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進捗よく状況 ②議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬・定数等の仮説モデルの最終報告）
第7回	平成23年11月	191人	283件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進捗よく状況
第8回	平成24年5月	205人	246件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進捗よく状況 ②各地区の課題

回	時 期	参加人数	意見等数	内 容	
第9回	平成24年11月	204人	226件	9月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②各地区の課題
第10回	平成25年5月	214人	230件	2月定例会報告	①政策討論会分科会の進ちよく状況 ②各地区の課題
第11回	平成25年11月	212人	259件	9月定例会報告	①各地区の課題
第12回	平成26年5月	228人	294件	2月定例会報告	①各地区の課題
第13回	平成26年11月	207人	293件	9月定例会報告	①各地区の課題
第14回	平成27年5月	275人	156件	2月定例会報告	①政策討論会での調査研究報告 ②各地区の課題
第15回	平成27年11月	215人	128件	9月定例会報告	①今後の議会改革についての報告 ②各地区の課題
第16回	平成28年5月	256人	172件	2月定例会報告	①各地区の課題
第17回	平成28年11月	217人	182件	9月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第18回	平成29年5月	233人	153件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第19回	平成29年11月	232人	125件	9月定例会報告	①各地区の課題
第20回	平成30年5月	232人	153件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第21回	平成30年11月	225人	124件	9月定例会報告	①各地区の課題
第22回	令和元年5月	216人	176件	2月定例会報告	①政策討論会の活動報告 ②各地区の課題
第23回	令和元年11月	203人	118件	9月定例会報告	①各地区の課題
第24回	令和3年11月	108人	207件	9月定例会報告	①各地区の課題
第25回	令和4年5月	115人	229件	2月定例会報告	①各地区の課題
第26回	令和4年11月	108人	229件	9月定例会報告	①各地区の課題
第27回	令和5年5月	124人	248件	2月定例会報告	①予算決算委員会各分科会所管事務調査 経過の報告及び質疑応答 ②各地区の課題
第28回	令和5年11月	147人	244件	9月定例会報告	①各地区の課題

※令和2年度（5月及び11月）及び令和3年度（5月）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「地区別意見交換会」の開催を見合わせた。また、議会の広聴機能を補完するための取組として、広報広聴委員会において議会広報紙や市議会ホームページ等により市議会への意見募集を実施した。

## ②分野別意見交換会

開催年月日	対 象	参加人数	開催趣旨	対応主体
平成20年9月25日	会津若松市幼稚園協会 会津若松市保育所連合会	—	関係者との意見交換、現地視察等を通じ、幼稚園・保育園の現状を把握する。	議員全員
平成21年8月25日	会津若松市障がい者地域 自立支援協議会	62人	地域に生活する障がい者と家族の方々との意見交換を通じ、生活や就業など、障がい者の現状を把握・理解する。	議員全員
平成21年11月20日	障害者の明日を考える会	35人	障害者を支援する団体である障害者の明日を考える会との意見交換を通じて、障がい者の日常生活における現状について理解を深める。	議員全員
平成22年2月17日	会津・図書館を考える会	25人	会津・図書館を考える会との意見交換を通じ、平成23年2月開館予定の生涯学習施設における図書館の果たす役割について理解を深める。	議員全員
平成27年1月21日	第1部：農業・林業・市場・金融関係者 第2部：商工・観光・金融関係者	32人	中小企業、農業者、事業者、金融機関などの方々との意見交換を通じて、地域産業振興にかかる基本条例の制定について理解と協力を求めるとともに、実際の主体者からの意見を今後の条例制定に向けた取り組みに生かす。	政策討論会 第3分科会
平成27年5月26日	会津若松市まちづくり市民会議	16人	自治基本条例の必要性等について調査・研究・検討している団体との意見交換を行い、政策討論	政策討論会 第1分科会

開催年月日	対 象	参加人数	開催趣旨	対応主体
			会での調査研究に生かす。	
平成 27 年 12 月 22 日	会津若松除雪実施協力会	6 人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等の実際について、現に除排雪業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、政策討論会での調査研究に生かす。	政策討論会 第 4 分科会
平成 28 年 10 月 14 日	市民団体、各種団体	10 人	水道料金が改定された場合における市民生活に与える影響について理解を深める。	政策討論会 第 4 分科会
平成 29 年 7 月 26 日	行仁地区各種団体代表者	17 人	行仁小学校の施設整備等に係るこれまでの経緯を整理するとともに、課題を分析し、問題解決に向け、今後も調査研究していく。	政策討論会 第 2 分科会
平成 30 年 1 月 22 日	会津道路メンテナンス協同組合	10 人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等を把握し、課題解決に向けた新たな方策を探り、政策討論会での調査研究に生かす。	政策討論会 第 4 分科会
令和 3 年 12 月 22 日	東山及び芦ノ牧温泉観光協会	7 人	東山及び芦ノ牧温泉地の現状や課題を共有し理解を深め、課題の解決に向けた方策を探る。	広報広聴 委員会
令和 5 年 11 月 20 日	会津道路メンテナンス協同組合	6 人	降雪対策に係る本市の実態や問題・課題等について、実際の業務に携わる担い手との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算 委員会 第 4 分科会
令和 6 年 1 月 26 日	一般財団法人会津若松観光ビューロー	3 人	観光振興に係る課題や方策等について、地域DMOとして観光振興に携わる団体との意見交換を通じて理解を深め、調査研究に生かす。	予算決算 委員会 第 3 分科会

### ③ 広報広聴委員会主催の意見交換会

開催年月日	対 象	参加人数	内 容
平成 24 年 8 月 22 日	市民	10 人	議会に対する期待や要望、現在議会が取り組んでいる課題解決のためのアドバイス、今後の広報広聴のあり方について意見をいただいた。
令和 5 年 11 月 24 日	広報議会モニター	5 人	広報議会に関するアンケート調査の回答内容や広報議会を通して見た会津若松市議会について、様々な意見をいただいた。

### ④ 市議会への意見募集

意見募集期間	対 象	意見者数 (意見数)	内 容
令和 2 年 11 月 1 日 ～11 月 20 日	市民	36 人 (71 件)	・新型コロナウイルス感染症に関する意見 ・市政や議会等に関する意見
令和 3 年 5 月 1 日 ～5 月 31 日	市民	17 人 (33 件)	・市政や議会等に関する意見

## エ 地区別意見交換会の基本フレームと精緻化・拡張による課題解決の可能性

### (ア) 基本フレーム

対象の細分化の基準 ⇒ 地域別、地区別（地理的なもの）

投入する政策 ⇒ 議会報告（定例会・議会改革）、市政・議会運営等意見交換テーマ

※ 特徴 ⇒ 細分化された地区は異なるが、投入する政策は同じ（図表 10）

図表 10 従来の地区別意見交換会のイメージ

	A 地区	B 地区	C 地区
① 議会報告会（定例会）			
② 議会改革報告			
③ 政策テーマの意見交換			

(イ) 課題解決のためのモデルの精緻・拡張

- ・ 地区の細分化  
地区（小学校区）をさらに各種団体、子ども会育成会連絡協議会というように細分化
  - ・ 投入する政策の細分化  
現行の市全体にわたるものから、例えば子育てに関するテーマに特化したり、その地区に特有・固有の政策課題をテーマにしたりするなどの細分化
- ※ 地区の単位は現状のまま、投入する政策として地区に特有・固有の政策課題をテーマに意見交換をする場合のイメージ（図表 11）

図表 11 現行の地区別意見交換会のイメージ

	A地区	B地区	C地区
① 議会報告会（定例会）			
② 議会改革報告			
③ 政策テーマの意見交換			
④ 地区ごとの政策課題			

オ 分野別意見交換会の基本フレーム

(ア) 現行の基本フレーム

- 対象の細分化の基準 ⇒ 福祉、教育、産業など市政の分野別  
 投入する政策 ⇒ それぞれの分野や政策サイクル上の政策の熟度等により異なる  
 ※ 特徴 ⇒ 細分化された市場も投入する政策もそれぞれ異なる。（図表 12）

図表 12 現行の分野別意見交換会のイメージ

	分野① 福祉	分野② 教育	分野③ 産業
① 「第6次産業化」			
② 「障がい者福祉」			
③ 「図書館政策」			

(イ) 今後の分野別意見交換会の方向性

- 対象分野、政策の細分化をさらにきめ細かくしていく  
 （団体等からの申し出に基づく開催だけではなく、引き続き議会から積極的に実施していく）

(参考) 会津若松市議会市民との意見交換会実施要領

会津若松市議会市民との意見交換会実施要領

(平成 23 年 7 月 27 日議長決裁)  
 (平成 26 年 11 月 25 日議長決裁)  
 (平成 27 年 4 月 20 日議長決裁)  
 (平成 30 年 12 月 13 日議長決裁)  
 (令和元年 12 月 13 日議長決裁)  
 (令和 4 年 8 月 8 日議長決裁)  
 (令和 5 年 9 月 4 日議長決裁)

1 趣旨

会津若松市議会が、多様な市民の多様な意見を多様に代表するという合議機関としての役割を適切に果たし、会津若松市政の発展に貢献していくためには、大勢の市民と結びついていけるよう、積極的な市民参加を求めていくことが必要である。

会津若松市議会市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、市民との活発な意見交換を図る具体的な場として、会津若松市議会基本条例及び会津若松市議会市民との意見交換会の実施に関する規程に基づき開催するもので、意見交換会の実施については下記のとおりとする。

2 地区別意見交換会

(1) 班の編成及び構成

- ① 班は、予算決算委員会委員の5人又は6人で構成し、5班編成とする。
- ② 班編成は、広報広聴委員会、所属常任委員会、所属会派、当選回数等を基準とし、常任委員会委員の任期ごとに、広報広聴委員会において協議し、議長において決定する。
- ③ 班に、代表者を置き、構成員の互選によって決定する。

(2) 対象地区

市内行政区18を基準に、別表に掲げる15地区を対象とする。

(3) 開催回数

1年を前期及び後期に分け、1地区当たり前期（5月）、後期（11月）の年2回開催する。

(4) 各班の担当地区

- ① 各班は、前期及び後期に別表に掲げる15地区をそれぞれ3地区ずつのグループに分け担当するものとする。
- ② ①に規定するグループ分けは、会津若松市議会議員の改選ごとに、議会広報紙の配布世帯数が多い順に5地区ずつ3に区分したもののなかからそれぞれ1地区ずつ割り振って編成するものとし、各グループにおける地区の組合せは、世帯数及び地域のバランス等を勘案の上、広報広聴委員会において協議し、議長が決定する。

(5) 各班の担当地区の決定方法

- ① 各班が担当する地区は、班編成後に各班の代表者の抽選によって決定する。
- ② 2回目以降については、1班は5班が、2班は1班が、3班は2班が、4班は3班が、5班は4班が担当した地区をそれぞれ担当していくものとする。

(6) 開催手続き及び周知方法

- ① 各班は、開催趣旨・内容並びに開催日時及び会場について、各地区と連絡調整するとともに、会場の利用予約を行う。なお、議長を通じての開催通知事務及び会場利用申請事務は、議会事務局が行う。
- ② 市民への開催日時及び会場の周知の事務は議会事務局が行う。

(7) 説明資料等

- ① 式次第、「あいづわかまつ広報議会」をはじめ、その他必要な資料については、広報広聴委員会で協議・決定し、統一した共通資料を準備・配布するものとする。
- ② 資料の印刷・準備は、議会事務局において行う。

(8) その他必要な備品等

意見交換会横断幕、議員名札、ボイスレコーダー、受付簿、消耗品（メモ用紙、筆記用具、セロテープ、画びょう等）については、議会事務局で準備する。

(9) 意見交換会次第及び役割分担

次第及び役割分担は、概ね次のとおりとする。

次 第	役 割 分 担
一 開 会	※ 司会者（持ち回り）
二 自己紹介	班員全員
三 あいさつ	班代表者
四 議会報告	
1 議会活動報告	※ 代表者（持ち回り）
2 質疑応答	班員全員
五 市政・議会運営に関する意見交換	班員全員
六 閉 会	
※ 開催時間は、概ね1時間30分程度。	※ 記録者（持ち回り）

(10) 意見交換会の実施

- ① 各班は、説明資料を踏まえ、事前の打ち合わせを行うものとする。
- ② 意見交換会は、聴取した市民意見を議会内での議論・政策形成につなげていくことにあるところから、基本的には市民の意見・要望の意図・真意等をお聞きするという姿勢で臨むものとする。

③ 意見交換会は、市議会が主催し、かつ、市議会が合議機関として決定・確認した事項に基づき実施することを主旨とするものであるところから、議会の構成員としての良識ある言動に努めるものとする。

④ 各班は、意見交換会終了後は、事後の評価・総括を行うものとする。

(1) 開催結果の報告

各班は、地区別意見交換会の開催結果の報告を、予算決算委員会において行うものとする。

(2) 議長への報告

予算決算委員会委員長は、地区別意見交換会の開催結果について、市民との意見交換会報告書(第1号様式)により、議長へ報告を行うものとする。

(3) 次回担当班への引継ぎ

各班は、地区別意見交換会の実施後、担当地区の申し送り事項について、次回の担当班に引継ぎを行うものとする。

(4) 意見等の整理・検討等

広報広聴委員会は、議長から依頼された意見等の整理及び検討した結果について、常任委員会(予算決算委員会においては分科会ごとに整理検討したもの)、議会運営委員会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々の対応方針を協議する。この場合において、協議するに当たっては、必要に応じて各班の代表者の出席を求めるものとする。

3 分野別意見交換会

(1) 担当主体

① 市民から分野別意見交換会開催の要請があった場合

市民から分野別意見交換会開催の要請があった場合は、広報広聴委員会が、当該要請内容を踏まえ、担当主体を検討し、議長に報告し、議長が担当主体を決定するものとする。

② 常任委員会が、所管事務調査として分野別意見交換会を開催する場合

常任委員会が、所管事務調査として分野別意見交換会を開催する場合は、当該常任委員会が担当主体となり、議長に開催趣旨等を報告するものとする。

(2) 議長への報告

分野別意見交換会の担当主体は、分野別意見交換会の開催結果について、市民との意見交換会報告書(第2号様式)により、議長へ報告を行うものとする。

(3) 意見等の整理・検討等

広報広聴委員会は、議長から依頼された意見等の整理及び検討した結果について、常任委員会(予算決算委員会においては分科会ごとに整理検討したもの)、議会運営委員会等へ送付するもの、市長等へ伝達するもの等々の対応方針を協議する。この協議に当たっては、必要に応じて分野別意見交換会の担当主体の代表者等の出席を求めるものとする。

附 則

この要領は、議長の決裁の日から施行する。

※ 市民との意見交換会の報告書については、市議会ホームページにて公表しています。  
⇒<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008092200047/>

### 3 ツール2：広報広聴委員会

#### (1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

広報広聴委員会は、政策サイクルのステージのうち、政策研究の段階で重要な位置付けにある。（P14 図表5）

#### (2) 広報広聴機能の考え方

##### ア 基本機能

広報機能と広聴機能の2機能を発揮するための機関として、広報広聴委員会の設置を議会基本条例第6条に規定している。

(ア) 広報機能 : 広報紙による広報、パブリシティ、広報議会モニター制度

(イ) 広聴機能 : 直接説明及び広聴「市民との意見交換会」

##### イ 委員会構成

定数は8名。委員の選任については、2人以上の会派から按分により選任することを基本としている。

#### (3) 広報広聴委員会の所掌事務 ※P25「会津若松市広報広聴委員会に関する規程」を参照

ア 議会広報紙の編集に関すること。

イ 議会のホームページに関すること。

ウ 議会と市民との意見交換会（企画立案に限る）に関すること。

特に地区別意見交換会に関する事務については、以下のとおりである。

(ア) 地区別意見交換会の開催方針・内容の検討、確認

(イ) 地区別意見交換会の資料の送付、開催案内

(ウ) 地区別意見交換会終了後における運営総括及び事後整理

#### (4) 議会広報紙（あいづわかまつ広報議会）の特徴

ア 市民と議会、広報と広聴とをつなぐ機能

イ 具体的特徴

(ア) 政策サイクルの取組の経過や成果を報告

(イ) 議会報告、議決責任を踏まえ議決結果に至る審議経過を重視

(ウ) 議員各人の表決結果の一覧を掲載

(エ) 紙面トップに掲載していた一般質問の記事を後方へ掲載

#### (5) 広報議会モニター制度の導入 ※P26「会津若松市議会広報議会モニター設置要綱」を参照

ア 目的

市民がより身近なものとして広報議会への関心を高め、理解を深めるためにアンケートを実施し、広く市民の意見等を広報議会の編集に反映することにより、広報広聴機能の充実を図る。

イ 構成

- ・一般公募のほか、各種市民団体や各高等学校等からの推薦を受けた約60名に委嘱
- ・任期は約2年間（委嘱日から翌々年の3月31日まで）

ウ 取組

- ・おおむね年2回のアンケートを実施
  - ⇒ アンケートの実施等について、広報広聴委員会委員がそれぞれ広報議会モニターに対応する担当制を導入
- ・アンケートによる意見を広報広聴委員会で協議し、議会広報紙へ反映
  - ⇒ アンケート集計結果及び協議結果についても、広報議会やホームページ等で周知

(参考) 会津若松市議会広報広聴委員会に関する規程

会津若松市議会広報広聴委員会に関する規程

平成20年6月23日

会津若松市議会告示第1号

改正 平成23年7月27日議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市議会基本条例（平成20年会津若松市条例第19号）第6条の広報広聴委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の編集に関すること。
- (2) 議会のウェブサイトに関すること。
- (3) 議会と市民との意見交換会（企画立案に限る。）に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(定数)

第3条 委員会の委員定数は、8人とする。

(委員)

第4条 委員は、議員の中から議長が指名する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(準用)

第6条 委員会の運営等については、会津若松市委員会条例（昭和34年条例第3号）第10条、第12条から第15条まで、第16条本文、第17条、第19条、第20条及び第22条の規定を準用する。

(記録)

第7条 委員長は、職員をして会議の議事、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

(議会外への行為)

第8条 委員会が、議会外に対して何らかの行為をしようとするときは、議長を経てしなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行後最初に指名された委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成21年5月15日までとする。

附 則（平成23年7月27日議会告示第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

会津若松市議会広報議会モニター設置要綱

(平成30年2月1日議長決裁)

(令和2年3月31日議長決裁)

(設置)

第1条 会津若松市議会広報広聴委員会(以下「委員会」という。)が企画・編集する「あいづわかまつ広報議会」(以下「広報議会」という。)について、市民がより身近なものとして広報議会への関心を高め、理解を深めていただくことを目的にアンケートを実施し、広く市民の意見を広報議会の編集に反映することにより、広報広聴機能の充実に資するため、広報議会モニター(以下「モニター」という。)を設置する。

(構成)

第2条 モニターの構成員は、各種市民団体等が推薦する者及び一般公募により議長が選考した者のうちから、議長が委嘱する。

2 モニターの定数は60名程度とする。

(資格)

第3条 モニターに参加できる者は、募集する年度において、市内に居住する者又は市内に通勤・通学する者で、満16歳以上とする。ただし、国及び地方公共団体の議会の議員を除く。

(任期)

第4条 モニターの任期は、委嘱した日から当該日が属する年の翌々年の3月31日までとする。

2 モニターのうち各種市民団体等が推薦する者がその任期中に欠けたときは、当該市民団体等が推薦する者を後任とし、その任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第5条 モニターは、広報議会の内容等について、委員会の依頼に応じてアンケートに回答するものとする。

2 前項のアンケートは、おおむね年2回実施する。

(公表)

第6条 議会は、前条のアンケートの結果を、広報議会及び市議会のホームページにおいて公表するものとする。

(謝礼)

第7条 モニターへの謝礼は、予算の範囲内において支給することができる。

(個人情報の取扱い)

第8条 モニターの個人情報は、本事業以外の目的には使用しないものとし、会津若松市個人情報保護条例(平成15年会津若松市条例第2号)の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

(解嘱)

第9条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条の資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条の任務を1年以上遂行しないとき。
- (4) その他議長が解嘱の必要があると認めたとき。

2 前項第3号の事由により解嘱された者は、再度モニターになることはできない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、モニターの実施に関し必要と認められる事項については、委員会において協議する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

#### 4 ツール3：予算決算委員会における政策研究

##### (1) 政策サイクルにおける位置付け・機能

予算決算委員会における政策研究は、政策サイクルのステージのうち、政策研究に係る問題分析及び政策立案の2つの段階で主要な機能を果たすものである。(P14 図表5)

##### (2) 予算決算委員会における政策研究

市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進する。

- ・ 予算決算委員会 議長を除く全議員で構成
- ・ 予算決算委員会各分科会 総務・文教厚生・産業経済・建設の各常任委員会の委員で構成

##### 常任委員会の構成

会津若松市議会常任委員会					
①	総務委員会	文教厚生委員会	産業経済委員会	建設委員会	予算決算委員会 (議長を除く全議員)
予算決算委員会 ←					
②	第1分科会	第2分科会	第3分科会	第4分科会	

※ 各分科会の構成委員は、常任委員会の委員と同じである。

##### (3) 予算決算委員会における政策研究の基本フレーム・手順

###### ア 問題分析、政策立案の基本フレーム

テーマの問題分析 → 論点抽出 → 学識経験者の指導 → 論点整理 →  
 論点に対する委員間討議 → 論点に対する市民との意見交換 →  
 意見整理 → 論点の最終整理 → 政策提言・政策立案(条例等の提案など) →  
 政策決定(議決) ⇒ 市民への報告(説明責任)

###### イ 基本手順

問題分析及び政策立案について、基本的な手順は以下のとおり。

##### 問題分析及び政策立案の基本的な手順の概要

###### ① 問題分析のため論点抽出(予算決算委員会各分科会で委員間討議)

- ・ 設定された課題(討論テーマ)分析の基本的視点の議論
- ・ 基本的視点に基づく論点の抽出

###### ② 分析ツールのインプット(専門的知見の活用)



###### ③ 論点整理(分科会で委員間討議)

- ・ 抽出した論点の整理
- ・ 論点に基づく議論による争点の発見・整理 → 論点整理表の作成へ

###### ① 仮説の立案

- ・ 争点ごとに委員間討議を行い、合意点を仮説として立案



###### ② 仮説検証のための政策情報のインプット

- ・ 市民との意見交換による検証情報(市民との意見交換会)
- ・ 専門的知見の観点からの検証情報(分科会)

- ・ 行政からの情報提供による検証情報（分科会）



③ 仮説検証のための議員間討議

- ・ 討議に当たっては、「こうしたい、こうすべきだ」という価値判断的議論を基軸にしながらも、問題分析における専門的知見の活用等で習得した分析ツールも活用し、理論的・規範的な観点からの検証も行うよう留意する。



④ 検証結果を踏まえた説明責任の遂行

- ・ 検証結果の市民への報告・説明（市民との意見交換会）



⑤ 検証仮説を踏まえた政策立案等

- ・ 検証仮説を踏まえた機関意思の決定・表明（決議）
- ・ 検証仮説を踏まえた政策立案や政策提言

※その後は、政策決定（議決）と市民への説明責任遂行へ

(4) 成果のとらえ方と活用への留意 ～議論プロセスにおける中間生産物の活用

ア パターンA「結論の導出→政策立案への活用」

- (ア) 議会内（常任委員会、議会運営委員会、各派代表者会議等）における政策立案
- (イ) 議長を通じた執行機関への政策提言
- (ウ) その他議会における政策形成への反映

イ パターンB「結論出ず→論点整理→議員（委員）間討議への活用」

- (ア) 討論のプロセスで得た論点・課題等を整理及びとりまとめの上、議長を通じて全議員に配布し、討議材料として積極的に活用するものとする。
- (イ) これにより、今後の議会における審議充実によるチェック機能の向上及び政策形成機能の向上につなげていくものとする。

(5) 政策提言

4年に一度の市議会議員の選挙や2年ごとの常任委員会の委員選任に合わせ、それまでの取組状況に関する中間総括や最終報告を行っている。なお、第1分科会から第4分科会における調査・研究の成果を踏まえ、市長に対して政策提言を行っている。

(P30～32 図表13参照)

(6) 議会制度検討特別委員会の取組

※通年議会の導入にあわせて、令和4年8月に議会活動評価モデルの実装及び政策サイクルの発展に係る調査研究を目的とした政策討論会議会制度検討委員会を議会制度検討特別委員会に改組した。（令和5年7月31日まで設置）

(7) 議会評価特別委員会の取組

※令和5年10月に議会評価の実施及び議会評価を活用した議会活動のさらなる充実に係る調査研究を目的として設置した。（構成：各委員会から1名ずつ選出し、6名で構成）

【参考：各分科会における調査研究内容について（令和5年8月以降の検討テーマ）】

◎ 第1分科会（構成：総務委員会委員）

< 討論テーマ >

- ① 本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり～
- ② 行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について

< 具体的検討テーマ >

- ① 健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政健全化、住民自治、ICTと未来社会～
- ② 均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について～まちの拠点～

◎ 第2分科会（構成：文教厚生委員会委員）

< 討論テーマ >

- ① 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について
- ② 地域環境の保全について
- ③ 高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について
- ④ 教育・学習環境の整備について

< 具体的検討テーマ >

- ① 地域包括ケアシステムについて
- ② 新たな学校の在り方について

◎ 第3分科会（構成：産業経済委員会委員）

< 討論テーマ >

- ① 地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について

< 具体的検討テーマ >

- ① 農業の担い手育成と農産物のブランド化について
- ② 観光誘客・交流人口拡大強化と宿泊滞在型観光の推進について
- ③ 商店街活性化への取組について

◎ 第4分科会（構成：建設委員会委員）

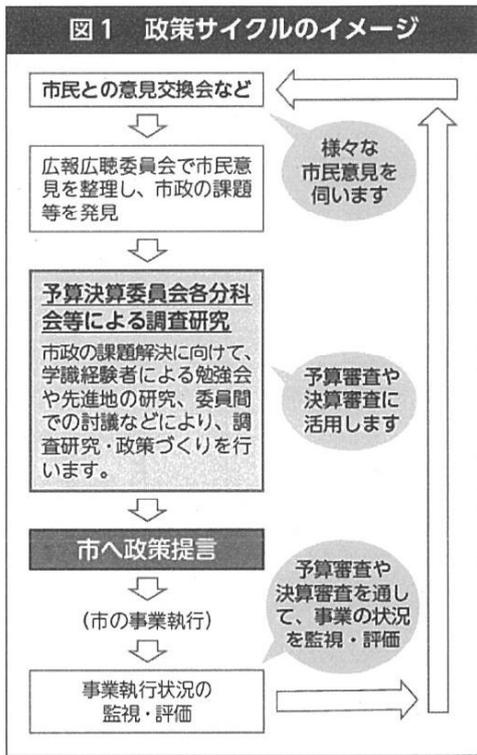
< 討論テーマ >

- ① 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について
- ② 都市計画の基本的方向性について

< 具体的検討テーマ >

- ① 官民連携による降雪対策の在り方について
- ② 市民の安全安心を担保するための総合的な雨水対策について

図表 13 あいづわかまつ広報議会No.213 (令和5年9月1日号) より (1)



会津若松市議会では、議会基本条例に基づき、市民との意見交換会を開催し、いただいた意見等をもとに政策課題を定め、政策討論会(令和4年8月からは予算決算委員会)各分科会において調査、研究を進めてきました(図1)。

令和5年6月14日、予算決算委員会において、各分科会よりこれまでの4年間の取組状況が報告され、同年7月7日、自主防災組織への支援の在り方などについて市長へ政策提言を行いました。

# 住みよいかまつ若松市のために 議会から市へ政策提言を行いました

## 各分科会最終報告書

令和元年8月から令和5年6月までの調査研究を予算決算委員会各分科会の最終報告書としてまとめました。

○各分科会の研究テーマ

- 第1分科会**
  - ・ 財政健全化
  - ・ 住民自治
  - ・ ICTと未来社会
  - ・ まちの拠点
- 第2分科会**
  - ・ 地域との連携による防災・減災対策
  - ・ 地域住民が皆社会参加できる地域づくり
  - ・ 学校における学習環境の整備
  - ・ ごみ減量化の取組
- 第3分科会**
  - ・ 農業の担い手育成及び農業所得向上
  - ・ 観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方
  - ・ 新工業団地の造成
- 第4分科会**
  - ・ 市民の安心・安全を担保するための社会インフラの在り方
  - ・ 官民連携による降雪対策の在り方(官民連携、協働による道路等のインフラの維持管理・整備手法)

報告書はこちらからご覧いただけます



市長に提言書を手渡す(令和5年7月7日)

特集

議案等の審査

審議結果

賛否一覧

討論

一般質問

議会からのお知らせ

議会からの政策提言

今回の最終報告を踏まえ、「自主防災組織への支援の在り方」をはじめ5点について、

議会として市へ提言することが確認され、市長へ提言を行いました。

提言1  
地域防災

●自主防災組織への支援の在り方に関する提言

○地域の実情に応じた補助の在り方を検討すべき

自主防災組織は、災害による被害を未然に、また最小限に防ぐための組織で、地域にとって重要な役割を担っており、今般、本市では様々な町内会において自主防災組織の設立が検討されている。

現在、市では自主防災組織設立時のみに補助金を交付しているが、この自主防災組織が継続して、充実した活動ができ、組織力の強化が図られるためには、設立後においても継続的に財政支援を行う必要がある。

支援に当たっては、各自主防災組織のニーズを的確に把握した上で、各地域の実情に応じた補助の在り方を検討すべきである。



提言3  
中小企業

●中小企業及び小規模企業の振興に係る協議の場に関する提言

○未来会議構成メンバーの選出方法を改善せよ

中小企業・小規模企業未来会議が果たす役割は大きく、中心市街地における賑わいの創出と商店街の活性化に繋がる取組が期待されるところであり、令和5年度に取組成果を総括することとしている。

これまでのコアメンバーの出席状況等を踏まえれば、欠席が多いメンバーや任期途中でのメンバーの交代等もあり、所期の目的を果たせるとは言い難い側面も見受けられる。

未来会議の構成メンバーは、一定期間継続して会議に出席できるメンバーとするべきであり、その選出方法について改善を図るべきである。

※中小企業・小規模企業未来会議  
本市の中小・小規模企業の振興について、関係者が協議する会議

提言2  
食料・農業・農村

●農政の在り方に関する提言

○国への要請行動を継続すべき

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が見直され、令和4年度から5年間の間に1か月以上水張りが行われない農地については交付対象水田としない方針とされるなど、就農者の意欲や所得安定等に影響を及ぼす事態を招いている。

農業は、国の施策に大きな影響を受けることから、国に対し、JAをはじめとした関係機関が一体、一丸となり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しや安定的な農業所得の確保等に向け、必要な支援措置を講じるよう要請行動を継続していくべきである。

※水田活用の直接支払交付金

水田で飼料用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付される交付金



図表 13 あいづわかまつ広報議会No.213 (令和5年9月1日号) より (3)

提言4  
観光

●観光誘客に関する提言

○インバウンド誘客に取り組むべき

外国人観光客が来訪先を選ぶ際に参考としている情報は日本国内においても人気のある観光地であり、インバウンド誘客は国内需要の高さが前提となるという指摘もあるところである。

そのため国内からの観光誘客の強化を図るため、広域的な観光ルートの充実に取り組みながら、インバウンド対策を講じる必要がある。外国人観光客のニーズを把握しながら、海外の現地法人やインフルエンサー等との連携・協力によるPRや周知に努めていくとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）等を見据え、近接する各空港から本市への直行高速バスの運行を検討するなど、交通アクセスの充実に努め、外国人観光客をはじめとして本市への観光誘客に取り組むべきである。



提言5  
社会基盤系  
公共施設

●市民の安心・安全を担保するための  
社会インフラの在り方に関する提言

○（仮称）会津若松市インフラマネジメント計画の策定を

本市におけるインフラ整備については、「会津若松市総合治水計画」、「会津若松市橋梁長寿命化計画」、「会津若松市水道事業ビジョン」、「会津若松市下水道ストックマネジメント計画」など、分野ごとの個別計画が策定されているものの、インフラ全体についてのマネジメント計画は策定されていない。また、市民からの要望の多い生活道路についても、日々のパトロールによる現状の把握と応急的な補修により対応している状況にあり、計画的な管理を進めていく必要がある。

そのためには、市において、適切な予防保全や、長期的視点での整備を行い、管理するインフラを総体的に把握して対応していくための「（仮称）会津若松市インフラマネジメント計画」の策定が必要であり、そのためには、市全体のインフラ総量を把握するための管理のデジタル化を進め、市民からの要望・対応状況や日常の補修等の管理も含めた、計画的なインフラの整備・管理を行うことが必要である。将来的には、民間への道路管理の包括委託の可能性も視野に入れ、各種事業内容の洗い出しや、除雪を含めた通年による道路管理など、将来を見据えた検討を行っていくべきである。



## VI 会津若松市議会の特徴

### 1 予算・決算の審査

#### (1) 政策サイクルと決算審査・予算審査の連動 (P34~35 図表 14・15)

- ・決算審査と予算審査には年度間のタイムラグがあるが、住民福祉に資する予算が執行された結果をどのように評価し、その内容が次年度以降どのように予算化がされるのか、政策サイクルで見ることができる。
- ・政策や施策の全体最適性として、事務事業を議会として評価すべきである。

#### ※ 政策分野の評価

予算決算委員会 [決算審査] において総合計画の政策分野を評価 ⇒ 事前に、市民との意見交換会での意見、予算審査における論点、重要性・緊急性を勘案し、施策・事務事業を抽出 ⇒ 委員間討議により論点課題の抽出 ⇒ 論点をもとに決算審査において質疑 ⇒ 議員間討議 ⇒ 評価 (要請的意見) ⇒ 執行機関へ送付 ⇒ (予算編成 ⇒) 予算決算委員会 [予算審査] ⇒ (予算執行 ⇒) 予算決算委員会 [決算審査]

#### (2) 予算決算委員会の常任委員会化 (平成 25 年 8 月に設置)

##### ア 設置目的

予算決算委員会は、予算及び決算の審査について議案一体の原則に照らし適正な審査を行うとともに、議員全員が予算・決算の審査に携わりながら、予算 (政策決定) と決算 (政策評価) の審査を連動させた政策サイクルにより議会機能の一層の充実を図り、もって、本市の政策課題の解決に寄与することを目的に設置する。

##### イ 組織

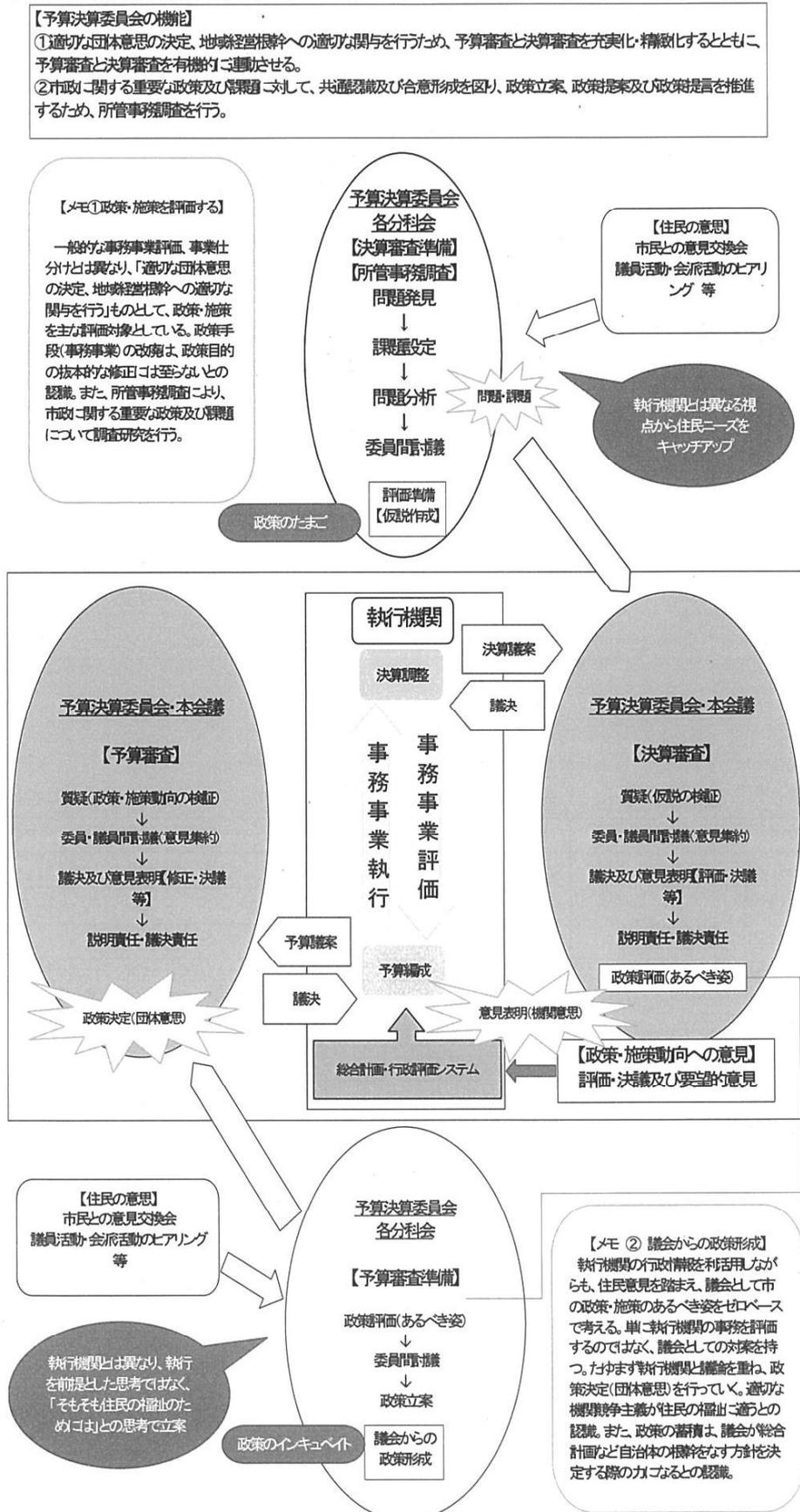
- ・議長を除く全議員で構成
- ・分科会による審査 (総務・文教厚生・産業経済・建設委員会ごとに分科会を設置)

#### (3) 予算審査・決算審査に係る論点の抽出

- ・論点抽出表の作成 (P35 図表 15)
  - ⇒ 総合計画をベースに、各委員が論点を持ち寄り、各分科会として取り上げる論点などについて協議 (この論点は、各分科会の具体的検討テーマとして抽出・調査研究している項目を中心にしている)
  - ⇒ 委員間討議を行い、市民との意見交換会などで聴取した意見を中心に練り上げる
- ・論点抽出表をもとに、定例会議や予算決算委員会各分科会にて執行機関に質疑
- ・分科会ごとに委員間討議を実施し、必要であれば分科会として修正案や決議案、要請的意見を取りまとめ、予算決算委員会に報告 → その後、本会議において審議、審査を行う

※P39 具体的手順 (2月定例会議 (当初予算審査など) を例に) 参照

図表 14 予算決算委員会の政策サイクルのイメージ



図表 15 予算審査決算審査審議 論点抽出表 (抜粋)

令和6年2月 令和6年度予算審査

予算決算委員会第1分科会 抽出論点

【企画政策部】

1 政策目標名

政策目標4 安全、快適な基盤づくり

2 政策名

政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

3 政策分野名

政策分野31 公共交通

① 政策分野に関する問題認識 (抽出した理由)

- 公共交通の厳しい状況のなか、その整備・縮小・削減の影響から地域公共交通活性化事業の果たすべき役割については、市民の要望や期待も大きいと考える。
- 会津若松市地域公共交通計画に基づき令和6年度は、基本的な方針と目標達成に向けてどのように具体的施策を実施していくのか。
- 地域公共交通計画アクションプランの策定と取組実施の効果についての検証と今後の課題についての整理。
- 重点的な対象者である高齢者(買い物・通院)、学生(通学・買い物)、観光客、出張者、移住希望者にとって、健康で安心して暮らせる・滞在できる活気あるまちづくりに貢献する公共交通であるために、公共交通空白地域の解消をはじめとする改善が必要
- 公共交通空白地域における地域内交通の構築と支援の実態を把握して課題解決を図る必要性の確認。
- 地域公共交通の通学のための活用と大戸小学校、大戸中学校に通う児童・生徒と高校生の遠距離通学の補助の在り方
- とりわけ緊急焦眉となっているのが子どもたちの通学環境と高齢者の生活環境で、2款事業と10款事業の部局横断的検討も含めて審議していく必要性を感じている。
- 第三セクター鉄道への支援のあり方とJR只見線の対応について関係機関との連携の効果を検証。

② 政策分野に関する各種情報 (個別計画、行政評価、要望的意見、市民との意見交換会、政策討論会や会派の調査研究成果等)

- 市民との意見交換会における要望的意見として、バス停にベンチを置いてほしい。バス停の名称をわかりやすくしてほしいとの声。
- 第28回市民との意見交換会報告書(大戸地区、北会津地区)
- 会津若松市地域公共交通計画、会津圏域地域公共交通計画、会津圏域地域公共交通利便増進実施計画
- 令和5年2月定例会議第1分科会委員長報告、同第2分科会委員長報告、令和5年9月定例会議第1分科会委員長報告

4 施策名及び論点	5 事務事業名等 (予算説明書)	6 質疑により明らかにすべき事項
<b>施策名</b> 施策1 公共交通ネットワークの活性化と再生  ① <b>論点 (重要事項、問題点)</b>	2款1項8目 企画費 ○地域公共交通活性化事業費 2款1項10目 北会津支所費 ○北会津地域内交通運営支援事業費 2款1項11目 河東支所費 ○河東地域内交通運営支援事業費	

6 委員間討議での論点・合意点

--

7 備考 (修正、変更等の要点)

--

I 予算審査決算審査準備会

II 定例会各分科会予算審査・決算審査で活用

## 2 議決責任と議員間討議

### (1) 議決責任

- ・ 議会基本条例に「議決責任」を明記

※「説明責任遂行」を要請することで、間接的に政治的・道義的な「議決責任」を規定

### (2) 議決責任の規定による効果

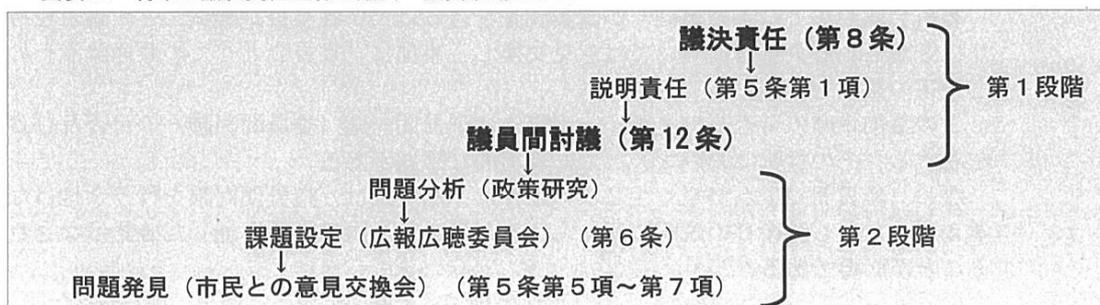
ア 将来の議決責任からさかのぼって現在の議会・議員活動を改革する考え方（図表 16）

議会が議決責任を認識し説明責任を果たそうとした時、機関としての議会、その構成員としての議員は、これまで以上にその活動を活性化させる必要が出てくる。←議決責任規定の効果

イ 議決の主体、議決に係る説明の主体、説明の範囲

- ・ 議決の主体は議会。（議員が主体となる表決とは異なる）
- ・ 議決責任に関する説明の主体は議会。（主語は議会。「議会は、・・・・」）
- ・ 議決結果だけでなく、「何を論点としてどのような審議を行い、その経過の中では何が争点となったのか」「議会全体としてはどこまでを合意点として確認し、合意に至らず最後まで争点として残ったのは何か」「最終的になぜそのような議決結果になったのか」まで説明が必要である。⇒ 議員間討議の必要性

図表 16 将来の議決責任遂行の議会・議員活動のフロー



## 3 議員間討議

### (1) 議員間討議の意義

ア 制度上の位置付け（議会基本条例における規定）

- ・ 前文→政策サイクルにおける位置付けを規定
- ・ 第3条、第12条第1項→議会や議員の活動原則として規定
- ・ 第12条第2項→本会議・委員会における審査を構成する議事手続きの1つとして規定

※なお、会津若松市議会では、議員間の自由闊達な討論を「議員間討議」と位置付け、本会議及び委員会で実施している。委員会における議員間討議は「委員間討議」としており、以下、議員間討議の具体的な例や進め方・手順などについては委員間討議を例に記述する。

イ 基本的考え

(ア) 議員間討議を必要性の問題として認識

会津若松市議会では、どういうメリットがあるのかという有効性の観点からの議論ではなく、必要があるから行うという必要性の問題としての認識を重要視している。

⇒ 従前のような説明員に対する質疑を中心とする審議、審査では、その議決に係る説明責任が十分に果たせない。よって議員間討議を行う必要がある。

※なぜ質疑だけでは議決の説明責任を果たせないのか

例) 従来の執行機関への質疑のみによる審査の場合、おそらく次の①②のような説明しかできず、説明責任を果たしたとは言えない。

- ①…「私は、市長提案の議案は何ら問題がないと判断したから賛成した」または「私は、市長提案の議案に〇〇の問題があったから反対した」  
⇒議員(委員)個々人の表決の理由を説明しているに過ぎず、「議会(委員会)という機関」の議決結果の説明ではない。
- ②…「賛成4、反対3で原案可決との議決結果になった」  
⇒表決結果の単純合計を数量的に説明しているに過ぎず、議論の経過や内容が不明である。

(イ) 説明責任を尽くすための議員間討議のあり方

まず、ある議案について、論点を抽出し整理した上で、それに基づいて審査(質疑)を行う必要がある。

そして、委員だけで議論し、委員会全体としてどこまでを合意点とすることができたのかを確認し、合意に至らず最後まで争点として残った点をも明らかにする。

その上で最終的には表決に付し、委員会としての議決結果を得る。

このように、論点を明確にしながら議員間討議(委員間討議)を行い、合意点と合意に至らなかった点とを明らかにすることができて初めて、「委員会を主語としながら、なぜ4対3という議決結果になったのか」を説明することができる。

(ウ) 議員間討議を適切に進めるための条件整備

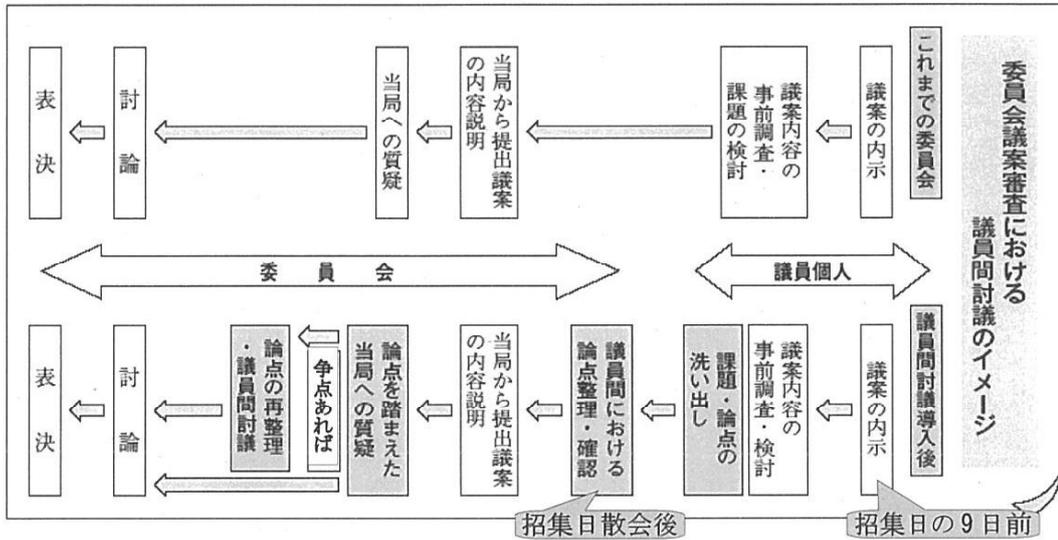
委員会開会までに各委員個々が議案調査を行うほか、各委員が議案ごとの論点を持ち寄り、予想される争点等については意見交換し、事前に「委員会としての共通論点」の抽出と一定の整理を行う。

この事前準備の可否及び良否が、実際には議員間討議(委員間討議)の可否及び良否を左右する。その意味において、ここに現実的な課題がある。

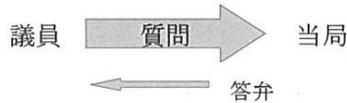
なお、議員間で争点が全く生じない場合は、制度上は、議員間討議を行う余地はないと考える。ただし、後日の説明に耐えられるだけの最小限の議論を通じた確認はなされていることが必要である。

(2) 常任委員会における議員間討議（委員間討議）の進め方  
 ア 議案配布から委員会審査までのフロー概要（図表 17）

図表 17 委員会審査における議員間討議（委員間討議）のフロー



●質疑 … 議員が当局（議案提出者）に対して、**疑義**をたずぬもの



●討論 … 表決の前に議案等に対して、**賛成か反対**かの自己の意見を表明



⇒ 質疑にしろ討論にしろ一方通行的なものとなりやすい

◎**議員間討議** … 討議とはある事柄について意見を述べ合うこと。  
 当局を抜きにして議員同士で議論する。



- 論点・争点を明らかにする
  - 合意形成を図る
  - どこまで合意できる、できないのか
- ↓
- 合意ならず ⇒ 討論～表決へ  
 合意 ⇒ 修正案・附帯意見・要望的意見として付けることが可能に
- ※P40 決議・要望的意見等 参照

イ 具体的手順（2月定例会議（当初予算審査など）を例に）

【1：事前の議案精読及び論点整理】

① 予算決算委員会各分科会の開催【1月～2月中旬】

- ・ 当初予算の審査に向け、この期間に予算決算委員会の各分科会単位で予算審査における論点の抽出を行う（議案は未配布のため、行政評価等を活用）
- ※ 9月定例会議における決算審査での議論や分科会における政策研究の視点、市民との意見交換会で得られた市民意見などを踏まえ、分科会として問題認識を持ち、特に重層的に審査すべきと考えられる政策分野およびその論点を抽出

② 議案の内示【2月中旬】

- ・ 提出案件説明会として、議案・資料が配布される
- ・ 各委員へ論点抽出の打合せ会の開催を通知

③ 議案精読及び論点抽出【2月中旬～2月下旬】

- ・ 委員各人により議案を精読し、条例案件等についても課題・論点を抽出

④ 論点抽出の打合せ会【2月下旬（定例会招集日）】 ※招集日終了後に各分科会で行う

- ・ 各自が抽出した論点を持ち寄り意見交換を行い、予算決算委員会各分科会における整理内容も踏まえて「委員会・分科会としての論点」を確認（P35 図表15）
- ・ 確認されたものは「委員会・分科会の抽出論点」として事務局が取りまとめ、予め執行機関へ通知する

⑤ 各委員による議案調査の継続【～常任委員会・予算決算委員会分科会開催日】

- ・ 各委員による議案調査の継続
- ・ 本会議における議案等への総括質疑を踏まえ各自論点を再整理

【2：各常任委員会・予算決算委員会各分科会の審査【3月上旬～3月中旬】】

① 執行機関からの提案内容・提出資料の説明

② 「委員会の抽出論点」に基づき執行機関への質疑

- ・ 議案ごとに抽出した「論点ごと」に質疑を行う  
（「チームプレー」として、委員全員が関連質疑を重層的に行う）
- ・ 委員個々人が質疑を行う（従来の質疑の方法で「個人プレー的」に行う）
- ※ 執行機関からの答弁内容は、その後の議員間討議を行う際の「政策情報」の一つとして活用することとなる。

説明員は退席する

③ 議員間討議（委員間討議）

- ・ 論点ごとに争点を確認し、争点があれば、争点ごとに議員間討議（委員間討議）を行う
- ・ 議員間討議 →争点ごとに合意できる点・できない点を確認  
→合意できない点は、さらに合意できる点がないかについて討議
- ※ 合意点・・・争点の性質等に応じて「妥協点」という意味合いのケース、「共通認識」という意味合いのケースがある。

④ 討 論

⑤ 採 決

(参考) 決議・要望的意見等(市の計画、事務事業等に関するもの) ※直近のみ掲載

年月	種別	内容
令和3年12月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・米価下落に係る水稻農家への支援のあり方について
令和4年2月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・鶴ヶ城公園におけるボート体験事業のあり方について
令和4年6月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・プレミアム商品券事業補助金に係る事業費の精査について
令和4年7月	附帯決議	○議案第48号 令和4年度会津若松市一般会計補正予算(第5号)に対する附帯決議
令和4年9月	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・社会の変化に応じた組織再編と人員配置の在り方について ・地域内交通の通学のための活用について ○予算決算委員会第2分科会 ・特別支援教育の充実に向けた取組について ・つながりづくりポイント事業の改善に向けた取組について ・地域の実情に応じた通学支援について ○予算決算委員会第4分科会 ・未対応となっている道路整備要望の精査について
令和4年12月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・物価高騰により生活に困窮する市民への支援について
令和5年2月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・こどもクラブの待機児童の早急な解消について ○予算決算委員会第3分科会 ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田のさらなる見直しに向けた取組について ・中心市街地の活性化の推進について ○予算決算委員会第4分科会 ・教育委員会との連携による通学路の除雪状況の公開について ・会津若松駅前都市基盤整備事業基本計画における市民への周知の在り方について ・三本松地区宅地整備事業旧第3工区における整備事業の在り方について
令和5年6月	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・スマートシティ会津若松推進事業費(デジタル地域通貨消費喚起事業補助金)の実施手法について
令和5年9月	要望的意見	○予算決算委員会第4分科会 ・コストを意識した効果的な除排雪予算の計上について
令和5年10月	決議	○承認第3号 令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する決議
令和6年2月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・つながりづくりポイント事業の改善について ○予算決算委員会第4分科会 ・まちづくり全体を踏まえた都市計画道路整備の在り方 ・扇町地内公園の整備の進め方
令和6年3月	決議	○まちづくりを踏まえた都市計画道路の整備促進に関する決議

## VII 政策サイクル活用の具体的実践例

- 1 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に向けた取組 …… P41  
(緊急性のある地域課題への対応例)
  - 2 除排雪に関する調査研究の取組 …… P44
- ※ 予算決算委員会各分科会からの政策提言はP30～P32を参照  
※ 決議・要望的意見等(市の計画、事務事業に関するもの)はP40を参照

### 1 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に向けた取組 (緊急性のある地域課題への対応例)

#### (1) <sup>みなと</sup>湊地区とは

会津若松市の東部に位置し、昭和の合併において会津若松市に編入された自然豊かな農村地域である。

福島県最大の湖である猪苗代湖の西岸に接する立地にありながら、長年にわたり有効な水源が確保できず、上水道の未整備地区となっている。地区内にはさまざまな手法による給水施設が混在しているほか、給水施設がなく湧き水や井戸水を使うことを余儀なくされている集落もあり、日常生活に必要な水資源の確保に大きな問題を抱えている。



#### (2) 主な経過(詳細な取組経過はP43 図表19参照)

- 平成24年5月 市民との意見交換会
- 平成24年7月 「湊地区水資源問題に係る検討委員会」設置(計16回開催)
- 平成24年8月 先行事例と水源等の現地調査
- 平成24年10月 実態研究セミナー、第1回中間報告
- 平成24年11月 市民との意見交換会
- 平成25年4月 第2回中間報告
- 平成25年6月 最終報告
- 平成25年6月 「給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決

#### ※その後どうなったか

- ⇒ 市は、平成26年度から5年間の整備計画を策定し、未整備地区の解消に向けた取組を進め、一部地区では給水施設等が整備された。

#### (3) 議会における取組の概要

##### ア 湊地区水資源問題に係る検討委員会

###### (ア) 検討委員会の設置

平成24年5月まで8回開催された市民との意見交換会において、湊地区からは水資源に関する多くの意見が寄せられてきた。この問題について、市民との意見交換会を所管する広報広聴委員会より、議長に対して「緊急的に対応すべき地域課題である」との報告がなされた。このことを受け、各派代表者会議において、議長より、課題解決に向けた方向性を議会が示すことができるよう一定の調査・研究等を行う組織として、「湊地区水資源問題に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)」の設置が提起され、了承されたものである。

###### (イ) 検討委員会における主な取組概要

検討委員会は1年弱、16回にわたる委員会を開催し、実態の把握に努め、課題を抽出し、委員間討議を機軸にしながら問題解決に向けた方向性について認識を深めた。

- a 現状・実態把握
- b 問題点の把握および課題解決に向けた委員間討議
- c 課題解決に向けた方向性

検討委員会では、検討すべき対象集落を「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」と定義した上で、「蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態」を実現するため、市が地区（集落）の実情、住民の意向に寄り添いながら、課題解決に向けて主体的に取り組むべきであるとの共通認識に立った。

(ウ) 検討委員会から議会への中間報告と最終報告

検討委員会では上記のような検討の経過と結果をとりまとめ、議員全員協議会に対し2度の中間報告（平成24年10月及び平成25年4月）と最終報告（平成25年6月）を行った。

イ 関係当事者・市民との意見交換など

この間、議会では、①関係当事者との意見交換（湊町区長会との懇談会）、②現地視察、③学識経験者の参考意見の聴取、④市内15会場での市民との意見交換会（地区別意見交換会）などを行った。検討委員会における協議については、市民との意見交換会の場を活用して湊地区住民をはじめとした市民に説明し、意見交換を行うことで方向性を確認しながら議論を進めた経過にある。

ウ 本会議における決議案の提出

平成25年6月19日の6月定例会において、「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」が提出され、全会一致で可決された。（図表18）

図表18 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議（抜粋）

（略）

検討委員会では、これら市民意見も踏まえ、課題解決に向けた方向性について合意形成に努め、議論の前提として「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」を対象の集落として捉えた上で、第1に、対象集落では、蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態が実現されるべきであるとし、第2に、衛生的な飲料水供給は生活するための最低限の社会資本であることから、対象集落における飲料水の確保については、市が責任を持ち主体的に取り組むべきであるとした。さらには、第3に、施設整備に当たっては、利用者への応分の負担を前提として、対象集落の住民意向に寄り添い、計画的かつ着実に市が課題の解消を図るべきであるとし、第4に、整備後には、市と住民の協働のもと、互いの責任を明確にし、施設の適切な維持管理に努めながら、将来に向けてさらに安定的な飲料水供給が可能となるよう努めることが望ましい将来像である、と課題解決に向けた方向性について総括をしている。

今般の湊地区水資源問題に係る市議会の対応は、市民の声を起点としながら、これを地域課題として捉え、あるべき姿について議員間討議を活発に行うことを通して、地域課題に対する方向性を議会が積極的に示そうとするものであり、最終報告における検討経過及び結果については、妥当であると考えられるものである。また、地域課題の真の解決に向けては、議会の考えを明らかにし、湊地区住民をはじめとした市民に対する説明責任を適切に果たしていくことが重要であり、そのためには、市議会の機関意思を表明することが必要である。

よって、ここに、湊地区における給水施設未整備地区の早期解消については、最終報告における課題解決に向けた方向性に沿って、市が主体的に取り組むべきである旨を決議する。

(4) 執行機関のその後の対応

平成25年6月定例会における市議会の決議や、同年7月に湊町区長会から提出された要望書などを踏まえ、執行機関では、平成26年5月に「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」を策定し、市が主体的に、地区住民との協働のもと、水源を調査し給水施設等を整備することとした。計画に基づき、平成26年度から平成30年度までの5年間において給水不安地区の給水施設等の整備が実施された。

図表 19 湊地区水資源問題に係る市議会における取組経過

開催月日	会議名等	実施内容
平成24年5月9日	市民との意見交換会	第8回市民との意見交換会（湊地区：第1班担当）
6月14日	広報広聴委員会	湊地区の課題整理と議長への報告
6月26日	各派代表者会議	市議会の対応方針決定
7月2日	各派代表者会議	検討組織の要領・委員の決定
7月17日	第1回検討委員会	正副委員長の互選、今後の進め方の決定
7月23日	第2回検討委員会	市（健康福祉部・水道部）からの経過等の説明
8月3日	第3回検討委員会	市（健康福祉部・水道部）からの追加説明、説明内容に係る委員間討議
8月17日	第4回検討委員会	先行事例と水源等の現地調査
10月9日	第5回検討委員会	実態研究セミナー「湊地区の水資源の現状と今後の展望について」 講師：川越清樹 福島大学准教授
10月18日	議員全員協議会	第1回中間報告
10月18日	第6回検討委員会	湊地区区長会との懇談会
11月2日	第7回検討委員会	現地調査と実態研究セミナー、懇談会を受けての委員間討議
11月12日	第8回検討委員会	これまでの全体的な経過を踏まえた委員間討議
11月14日	市民との意見交換会	第9回市民との意見交換会（湊地区：第2班担当）
12月21日	第9回検討委員会	市民との意見交換会を受けての委員間討議
平成25年1月16日	第10回検討委員会	委員間討議による合意形成
1月23日	第11回検討委員会	委員間討議による合意形成
1月30日	第12回検討委員会	市（健康福祉部）からの現状等の説明、委員間討議による合意形成
2月6日	第13回検討委員会	委員間討議による合意形成
4月15日	第14回検討委員会	中間報告に係る委員間討議
4月24日	議員全員協議会	第2回中間報告
5月7日	市民との意見交換会	第10回市民との意見交換会（湊地区：第3班担当）
5月24日	第15回検討委員会	市民との意見交換会を受けての委員間討議、検討委員会の最終報告について
5月28日	第16回検討委員会	検討委員会の最終報告について
6月5日	議員全員協議会	最終報告
6月19日	6月定例会継続本会議	「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決

## 2 除排雪に関する調査研究の取組

### (1) 会津若松市における除排雪問題

冬期間、好天が少なく積雪の多い会津若松市では、除雪及び排雪（除雪や雪下ろしにより積まれた雪を雪捨て場などに移動すること）は長年にわたり大きな課題である。近年では、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、除雪困難世帯が増加しているという現状もある。

積雪時、市では早朝から順次、対象となる市道について除雪車の運行を行うが、市民からは除雪時間やその優先順位、除雪の方法などについて多くの苦情が寄せられ、担当課の電話回線がパンク状態となることもしばしばある。また、市民との意見交換会においては、私道の除雪も市で行ってほしいとの要望も多く上がっていた。



ボランティアによる高齢者宅の間口除雪の様子

### (2) 主な経過（詳細な取組経過はP46 図表 23 参照）

- |              |  |
|--------------|--|
| 平成 25 年 9 月  | 9 月定例会の建設委員会で「私道の実態把握や市道認定の基準のあり方の検討等」について要望的意見をとりまとめる   |
| 平成 25 年 10 月 | 政策討論会第 4 分科会で「除雪に係る諸課題」を調査研究テーマに設定   |
| 平成 25 年 10 月 | 建設委員会行政調査において、新潟市の除雪対策を調査  |
| 平成 26 年 1 月  | 予算審査決算審査準備会第 4 分科会において、予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出   |
| 平成 26 年 3 月  | 2 月定例会の予算決算委員会第 4 分科会で、私道の除雪への対応等を論点として質疑し、執行機関より「私道の実態調査、私道除雪を行う際の条件設定の研究を行い、議会に報告する。」旨の答弁を得る |
| 平成 26 年 10 月 | 建設委員会協議会において、執行機関より「私道除雪の実施方針」の報告  |

※その後どうなったか

- ⇒ 平成 26 年度から、公共性の高い私道の除雪について、一定の条件が整った場合は市が主体的に除雪を行うこととなり、私道 33 路線約 2.8km（当時）の除雪が実施された。

### (3) 議会における取組の概要

#### ア 市民との意見交換会

年 2 回、市内 15 地区で開催している市民との意見交換会においては、毎回、市民から除排雪に関する多くの要望が寄せられてきた。「除雪だけでなく排雪もしっかり行ってほしい」「玄関口や間口の雪処理をなんとかしてほしい」「私道の除雪もお願いしたい」「除雪支援の補助制度の拡大をしてほしい」などがその主なものである。これらの要望については、議会としても定例会の一般質問や委員会審査で取り上げてきたが、議会として市民に対して明確な報告をすることはできていなかった。

#### イ 建設委員会、予算決算委員会第 4 分科会、政策討論会第 4 分科会

(ア) 私道の実態把握に係る要望的意見を市長へ提出（平成 25 年 9 月）（図表 20）

#### 図表 20 建設委員会としての要望的意見（抜粋）

公衆用道路として供されている私道等は、住民の方々の高齢化などの時代の変化により、除排雪等も含めた維持管理が難しくなっている現状がある。また、緊急車両の通行ができないなどの市民の生命・財産を脅かす危険性が内在している。

これら、公衆用道路として供されている私道等については、議会と市民との意見交換会においても毎回数多くの切実な意見、要望が出されており、これらの問題は今後も増えていくことが予想される。

これらのことから、私道の実態把握等の全体的な調査の実施、さらには本市における市道認定の基準のあり方についての検討に、速やかに取り組むよう要望するものである。

- (イ) 調査研究テーマに「除雪に係る諸課題」を設定（平成25年10月）
- (ウ) 新潟市の除雪事業を調査（平成25年10月）
- (エ) 予算審査に向けて、「雪対策を推進する」を政策課題に抽出（平成26年1月）
- (オ) 予算審査において「私道の除雪への対応」等を質疑し、執行機関より「私道の実態調査、私道除雪を行う際の条件設定の研究を行い、議会に報告をする」旨の答弁を得る。（平成26年3月）

#### (4) 執行機関のその後の対応

執行機関は、議会の審査等を踏まえ、平成26年10月、「私道除雪の実施方針」を議会に示した。（図表21）

この方針に基づき、平成26年度から公共性の高い私道除雪について、一定の条件が整った場合は市が主体的に除雪を行うこととなり、私道33路線約2.8km（当時）の除雪が実施されたことにより、当該道路を利用する多くの市民の安全・安心な通行を確保することができた。

図表21 私道除雪の実施方針（概要）

##### 【基本的な考え方】

公共性の高い私道のうち、実施条件の整ったものについて、平成26年度より市が除雪する。

##### 【公共性の高い私道とは】

次の要件を全て満たす私道とする。

- ①公道から公道へ通り抜けできること。
- ②日常的に不特定多数の者が利用していること。
- ③一般交通の用に供していること。

##### 【実施条件】

次の条件を全て満たしていることとする。

- ①地区から要請があること。
- ②市が除雪を行うことに対して土地所有者が同意していること。
- ③除雪機械が作業可能な3m以上の道路幅員が確保できること。
- ④除雪機械による路面の損傷や砂利の散乱等防止のため、道路面が舗装されていること。

##### 【実施基準】

私道除雪も市道と同様の基準（積雪10cm）で実施する。

除雪順序は原則、市道除雪を優先させ、引き続き私道の除雪を行う。なお、効率的な除雪の順序設定を図る場合は、除雪順序が逆になることもある。

排雪は、交差点の雪山除去や雪置き場の排雪等、路線毎の状況を見ながらの対応とする。

#### (5) 議会のその後の対応

議会の取組により一部私道の除雪が実現したが、除雪については多様な課題が山積しており、さらなる調査研究が必要であるとの認識から、政策討論会第4分科会では平成27年6月にとりまとめた最終報告の中に、次期議会への申し送り事項として「除雪に係る諸課題について」を引き続き研究テーマに設定することを盛り込み、政策討論会全体会において報告した。（図表22）

平成27年7月の改選を経て、新たにスタートした政策討論会第4分科会においても、継続して「官民連携による降雪対策のあり方について」を具体的検討テーマと設定し、その後、除排雪業務を請け負う業者を構成員とする会津道路メンテナンス協同組合との分野別意見交換会を実施するとともに、町内会や除雪業者に対するアンケート調査を行い、除排雪の現状把握と課題解決に向けた調査研究に取り組んでいる。

図表22 会津若松市議会政策討論会第4分科会 最終報告（平成27年6月）（抜粋）

（略）

「除雪に係る諸課題について」は、今期途中からテーマ設定したものである。本テーマについては、市道の除排雪の推進という視点に加え、通勤・通学等に供する歩道の除排雪、除雪困難世帯への対応、私道の除排雪など多様な課題を認識しているところであり、これらに対応するためには、除排雪に係る窓口の一本化や地域住民との連携のあり方などさらなる検討が必要であるが、これらに係る検討はまだ緒に就いたばかりである。

今後については、地域の実態を踏まえ、より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築を基本としながら、そのあり方を検討するとともに、利雪などの視点も取り入れた総合的な視点から、安心できる市民生活を考えた雪に強いまちづくりを推進するため、さらなる調査研究が必要である。

(略)

図表 23 建設委員会・政策討論会第4分科会等における降雪対策に係る審議・調査研究経過（平成25年度～平成29年度）

開催月日	会議名等	実施内容
平成25年 9月 定例会	建設委員会	「私道の実態把握や市道認定の基準のあり方の検討等」について要望的意見を取りまとめる
10月7日	政策討論会第4分科会	前期体制からの申し送り事項、今後の進め方についてほか ⇒具体的検討テーマとして「除雪に係る諸問題」を設定
10月17日 ～18日	建設委員会	建設委員会行政調査（新潟県新潟市＝除雪対策、ほか）
10月30日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
平成26年1月16日 2月3日 2月13日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
2月 定例会	予算決算委員会第4分科会	抽出論点に基づき、私道の除雪への対応などについて質疑を行う
4月23日	政策討論会全体会	政策討論会での政策研究に係る中間報告（第4分科会として、除雪に係る諸課題については今後も検討していくことを報告）
7月11日 7月18日 7月29日 8月6日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「雪対策を推進する」について、決算評価をとりまとめる
10月27日	建設委員会協議会	執行機関より、私道除雪の実施方針について報告を受ける
平成27年6月25日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する最終報告
8月28日 9月8日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「雪対策を推進する」について、決算評価をとりまとめる
11月4日	政策討論会第4分科会	分科会における問題分析のテーマとして「官民連携による降雪対策のあり方について」を設定し、優先的に調査研究を進めることを確認
11月17日 ～18日	建設委員会	建設委員会行政調査（秋田市秋田市＝ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取組、ほか）
11月20日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
12月11日	政策討論会第4分科会	排雪対策のあり方について
12月22日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会を実施（会津若松除雪実施協力会との意見交換）
平成28年1月14日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会の総括
1月14日 1月29日 2月10日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
1月29日	政策討論会第4分科会	町内会に対して除排雪に関するアンケートを実施
2月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策事業に係る私道の除雪」について要望的意見を取りまとめる

開催月日	会議名等	実施内容
平成28年8月3日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	除雪業者に対して除排雪に関するアンケートを実施
8月4日 8月23日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月定例会	予算決算委員会第4分科会	抽出論点に基づき、私道の除雪への対応などについて質疑を行う
平成29年1月16日 2月9日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
2月定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策事業に係る私道の除雪とオペレーターの育成」について要望的意見を取りまとめる
8月9日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する中間報告
8月25日 8月30日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策の今後のあり方」について要望的意見を取りまとめる
10月18日 ～19日	建設委員会	建設委員会行政調査（秋田市大仙市＝雪対策、秋田県横手市＝雪を活かしたまちおこし）
11月8日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
平成30年1月22日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会を実施（会津道路メンテナンス協同組合（旧会津若松除雪実施協力会）との意見交換）
1月31日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会の総括
2月定例会	予算決算委員会第4分科会	「私道の除雪」について要望的意見を取りまとめる
4月26日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する中間報告

## VIII その他議会改革の取組

1	一般質問に係る情報交換会（H21.8.7～）	P48
2	本会議場での会議の議会映像配信（H24.6月～）	P48
3	議会災害対策本部設置規程の制定（H24.6.26）	P48
4	議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定（R元.6.24）	P49
5	今後の議会改革の方向性について	P50

### 1 一般質問に係る情報交換会（H21.8.7～）

#### 【目的・趣旨】

議会基本条例の基本方向を踏まえ、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に対峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、個々の議員間の質問項目の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行う目的で開催する。

#### 【開催日】

一般質問の通告締切の概ね3週間前

#### 【情報交換】

一般質問の大項目、中項目レベルで重複が想定される質問項目の協議・調整を行う。

※ 質問を制限する趣旨ではなく、より重層的な質問となるよう、質的向上を図るもの。

### 2 本会議場等の映像配信（H24.6月～）

議場での本会議及び予算決算委員会の模様をインターネットにより、ライブ中継と録画中継で配信している。

- ・ ライブ中継：ユーチューブライブ
- ・ 録画中継：ユーチューブ

※ 議会映像を録画したブルーレイディスクの貸し出しを行っている。

### 3 議会災害対策本部設置規程の制定（H24.6.26制定、R元.6.24新制定、R4.8.8一部訂正、R5.6.9一部改正）

#### 【目的・設置】

市災害対策本部等と連携を図り、災害対策活動を支援し、議会として災害に迅速に対応するため、市災害対策本部等が設置された場合、設置される。（設置については、議会基本条例第21条に規定）

#### 【組織】

本部長⇒議長、副本部長⇒副議長、本部役員⇒各会派代表者

#### 【本部の所掌事務】

- ①議員の安否確認
- ②各議員への情報提供
- ③市災害対策本部への情報提供
- ④被災地・避難所等の調査
- ⑤国・県への要望 等

#### 4 議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定（R元.6.24、R5.6.9一部改正）

##### 【目的】

議会は、災害時においても、議事機関・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められることから、①議会機能の維持及び早期回復、②市民の生命、身体、財産を保護するために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的として、計画を定めた。

##### 【主な内容】

- ①計画の位置付け及び目的
- ②議会災害対策本部の設置基準等
- ③議会（議会災害対策本部）、議員及び議会事務局の役割
- ④議会BCP策定後の運用、等

#### 5 今後の議会改革における具体的検討事項について

- ・「今後の議会改革について」として24項目の具体的検討事項を設定。（P50 図表24）
- ・正副議長選挙における所信表明の内容や各党派からの要望等を踏まえて設定し、各派代表者会議で確認（R5.10月）

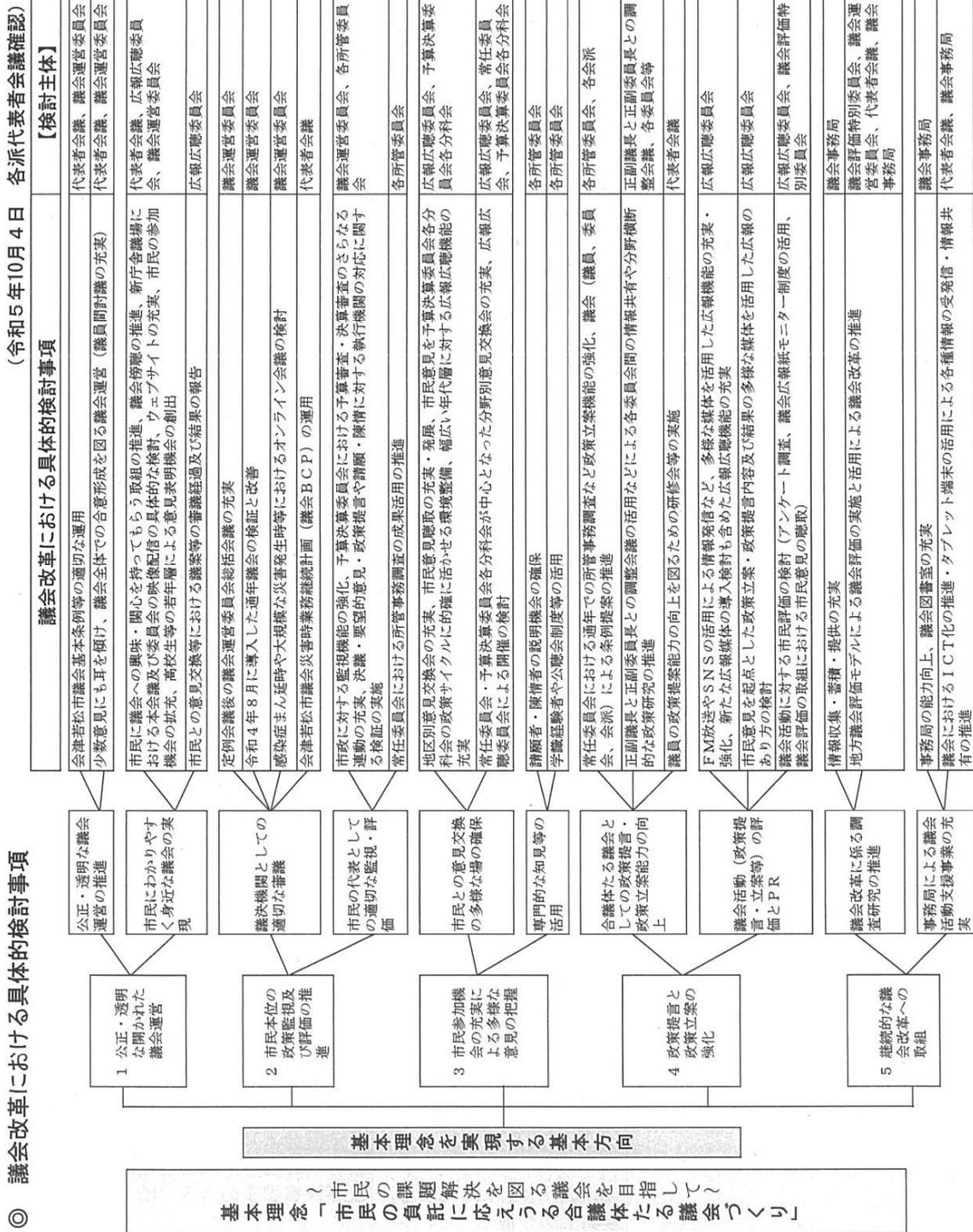
<参考：議会改革に伴い増加した主な議会活動・議員活動>

- ・市民との意見交換会（地区別）：年2回×15会場
- ・広報広聴委員会：年間20回以上
- ・政策討論会全体会：年2回程度
- ・政策討論会各分科会：年10数回×4分科会
- ・政策討論会議会制度検討委員会：年10数回
- ・一般質問に係る情報交換会：年4回
- ・予算決算委員会全体会：年8回
- ・予算決算委員会各分科会：年7回程度×4分科会
- ・予算審査決算審査準備会各分科会：年6回程度×4分科会

※現在は政策討論会全体会の機能は予算決算委員会全体会に、政策討論会各分科会及び予算審査決算審査準備会各分科会の機能は、予算決算委員会各分科会に統合されている。

このほか、市民との意見交換会に係る班ごとの打合せ・事後調査・報告書作成・次の班への引継ぎなどの活動。

図表 24 今後の議政改革について



※ 参考

議会基本条例施行以降の主な議会改革の動き（平成 20 年度～）

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
平成 20 年度	第 1 回市民との意見交換会の開催 (H20. 8. 25～9. 1)	広報広聴委員会の設置 (H20. 6. 23～現在)  政策討論会（分科会・議会制度検討委員会）の設置 (H20. 12. 1～現在)	○議会基本条例、議員政治倫理条例の制定・施行（H20. 6. 23） ○市民との意見交換会開催要領の制定（H20. 7. 1） ○政策討論会に関する規程の制定（H20. 12. 1） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領の制定（H21. 3. 31）
平成 21 年度	「市民と議員の条例づくり交流会 in 会津～変わる議会・会津から」の開催 (H21. 6. 6～7)  第 4 回マニフェスト大賞「最優秀成果賞」の受賞 (H21. 11. 6)	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）に係る検討委員会の設置 (H21. 5. 20～12. 10)	○政務調査費一人当たり月額 45,000 円を 35,000 円へ減額（H21. 4. 1 施行） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H21. 5. 19） ○議員間討議について、6 月定例会で試行後、「常任委員会における委員会の討議について」の内容を議会運営委員会で確認（H21. 9 月定例会から実施） ○議会改革に係る視察受入に議員が対応（任意登録）（H21. 7 月～） ○一般質問に係る情報交換会の開催（H21. 8. 7～） ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）の再考に関する決議を賛成多数で可決（H21. 12 月定例会） ○福島大学と相互友好協力協定の締結（H22. 1. 27）
平成 22 年度	第 5 回マニフェスト大賞「優秀議会改革賞」の受賞 (H22. 11. 5)		○「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告（H22. 12. 2） ○政策討論会各分科会の研究成果（最終報告）の公表及び市長へ政策提言（H23. 2. 24） ○議会基本条例の一部を改正（H23. 3. 28）
平成 23 年度	市議会議員選挙 (H23. 8. 7)  第 6 回マニフェスト大賞「優秀成果賞」の受賞 (H23. 11. 4)		○市民との意見交換会開催要領を廃止し、市民との意見交換会実施要領を制定（H23. 7. 27） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H23. 8. 23） ○今後の議会改革について（方向性）を決定（H23. 11 月）
平成 24 年度		決算評価準備会の設置 (H24. 6. 27～9. 12)  湊地区水資源に係る検討委員会の設置 (H24. 7. 17～H25. 6. 5)	○議会映像配信（6 月定例会で試行、9 月定例会より本格導入） ○行政評価を活用した基本施策の評価及び決算審査の導入（H24. 6 月～9 月）

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
(続き)		決算特別委員会の設置 (H24. 9. 12~28) 予算審査準備会の設置 (H24. 12. 27~H25. 3. 6) 予算特別委員会の設置 (H25. 3. 6~25)	○市議会災害対策本部設置規程の制定 (H24. 6. 26) ⇒H25. 1. 27~3. 27 対策本部設置 ○決算審査と連動した予算審査に向けた論点抽出及び予算審査を導入 (H24. 12 月~H25. 3 月) ○議会基本条例の一部を改正 (H24. 12. 25)
平成 25 年度		予算決算委員会の設置 (H25. 8. 23~現在)	○湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を全会一致で可決 (H25. 6 月定例会) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 25 年版~」を作成 (H25. 7 月発行) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H25. 8. 23)
平成 26 年度		政務活動費ガイドライン 検討委員会の設置 (H27. 1. 13~3. 24)	○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 26 年版~」を作成・全戸配布 (H26. 7 月発行) ○市民との意見交換会実施要領の一部を改正 (H26. 11. 25) ○議会基本条例の一部を改正 (H27. 3. 17) ○会津若松市議会政務活動費ガイドラインを作成 (H27. 4. 1 から適用)
平成 27 年度	市議会議員選挙 (H27. 7. 26)		○政策討論会各分科会の研究成果(最終報告)の公表及び市長へ政策提言 (H27. 6. 30) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 27 年版~」を作成 (H27. 7 月発行) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H27. 8. 20) ○今後の議会改革について(方向性)を決定 (H27. 10 月)
平成 28 年度		総合計画審査準備会の設置 (H28. 5. 10~9. 1) 総合計画審査特別委員会の設置 (H28. 9. 8~12. 16)	○点字版「あいづわかまつ広報議会」の発行を開始 (H28. 5. 1 号~) ○一般質問日数の拡大 (2 日⇒3 日) (H28. 6 月定例会~現在) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 28 年版~」を作成・全戸配布 (H28. 9 月発行) ○点字版「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書~」を作成 (H28. 9 月発行) ○会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定・施行 (H28. 11. 22)

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
平成 29 年度			<p>○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H29. 8. 18)</p> <p>○会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正 (H29. 9. 20)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 29 年版～」を作成 (H29. 10 月発行)</p>
平成 30 年度		<p>広報議会モニターの設置 (H30. 5. 14～現在)</p>	<p>○会津若松市議会議員の定数を定める条例の一部を改正 (30 人→28 人) (H30. 9. 14)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 30 年版～」を作成 (H30. 11 月発行)</p> <p>○会津若松市議会委員会条例の一部を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務委員会 (8 人→7 人)</li> <li>・文教厚生委員会 (8 人→7 人)</li> <li>・予算決算委員会 (29 人→27 人)</li> <li>・議会運営委員会 (8 人→7 人)</li> </ul> <p>(H30. 12. 18)</p> <p>○会津若松市議会会議規則の一部を改正 (議事の記録方法の改正 (速記の廃止) 等) (H31. 3. 5)</p>
令和元年度	<p>市議会議員選挙 (R1. 8. 4)</p>		<p>○一般質問の 2 回目以降の質問 (再質問) における一問一答方式選択制を試行的に実施 (R1. 6 月定例会～)</p> <p>○議会基本条例の一部を改正 (R1. 6. 24)</p> <p>○市議会災害対策本部設置規程の一部を改正 (R1. 6. 24)</p> <p>○議会災害時業務継続計画 (議会 B C P) の策定 (R1. 6. 24)</p> <p>○政策討論会各分科会の研究成果 (最終報告) の公表及び市長へ政策提言 (R1. 7. 11)</p> <p>○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R1. 8. 27)</p> <p>○今後の議会改革について (方向性) を決定 (R1. 11 月)</p>
令和 2 年度		<p>新庁舎整備に係る検討委員会の設置 (R2. 5. 22～8. 18)</p>	<p>○新庁舎整備に関する提言を市長へ提出 (R2. 9. 3)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書～会津若松市議会白書 令和 2 年度版～」を作成・全戸配布 (R3. 2 月発行)</p> <p>○高校生によるフリースピーチ (R3. 2. 25)</p>

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
令和3年度		スーパーシティ構想に関する調査会の設置 (R3.12.2~R5.6.16)	○防災対策の充実・強化について市長へ提言 (R3.8.4) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R3.8.11)
令和4年度	令和4年度 マニフェスト大賞 最優秀議会改革賞の受賞 (R4.11.11)	議会制度検討特別委員会の設置 (R4.8.8~R5.7.31)	○通年議会の導入 (R4.8) ○政策サイクルの再設計 (R4.8) ○地方議会成熟度評価モデルによる内部評価の試行 (R5.2.16)
令和5年度	市議会議員選挙 (R5.7.30)	議会評価特別委員会の設置 (R5.10.6~現在)	○地方議会成熟度評価モデルによる内部評価の試行に対する外部評価の実施 (R5.5.17) ○令和元年6月定例会から試行してきた一般質問の2回目以降の質問(再質問)における、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の併用・選択方式を導入 (R5.6月定例会議~) ○市議会災害対策本部設置規程の一部を改正 (R5.6.9) ○議会災害時業務継続計画(議会BCP)の一部を改定 (R5.6.9) ○予算決算委員会各分科会の研究成果(最終報告)の公表及び市長へ政策提言 (R5.7.7) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R5.8.24) ○今後の議会改革について(議会改革における具体的検討事項)を決定 (R5.10.4) ○広報議会モニターとの意見交換会を実施 (R6.11.24)



○翠ヶ丘公園温浴施設等整備事業

# Fun the Green

～ Fun(楽しさ)で繋がり Fan(愛好者)になる～



項目	概要
公園名称	翠ヶ丘公園
公園種別	総合公園
公園面積	全体面積 29.9ha (都市計画決定S48.4)
区域	市街化区域 (第一種中高層住居 専用地域)
土地所有	須賀川市
事業対象 区域	3ha

みどりがおか  
**翠ヶ丘公園**  
MIDORIGAOKA PARK

**福島県須賀川市**

# 翠ヶ丘公園の概要

## 1. 翠ヶ丘公園の歴史

翠ヶ丘公園は、大正12年に妙見山を公園としたのが始まり。須賀川城主二階堂氏の居城があった愛宕山を大正14年に公園に含め、昭和34年に五老山や保土原館、南館など周辺部も整備に着手した。

現在も整備を進めている園内は、起伏に富み、市の木である赤松を主体とした自然林の中には多くの動植物が生息する。

## 2. 翠ヶ丘公園の現状

- ・市で唯一の総合公園（都市公園）で、大型遊具施設や駐車場を整備
- ・市の中心部に位置し、アクセスに優れている。
- ・埋蔵文化財があり、これまでは保全を優先してきた。
- ・公園遊具の老朽化、東日本大震災による一部破損個所の修繕が進まない。
- ・維持管理費は、委託費や光熱費を含め、年間約3,000万円程度（H29）



カワセミ



キビタキ



オシドリ



翠ヶ丘公園の春



翠ヶ丘公園の夏



翠ヶ丘公園の秋



翠ヶ丘公園の冬

# 翠ヶ丘公園の概要

## 3. 翠ヶ丘公園の利用状況

### (1) イベント利用

- ・さくらまつり（4月上旬）
- ・須賀川伝統の火祭り「松明あかし」（11月第2土曜日）

### (2) 通常利用

- ・休息場所や朝夕の散歩コースとしての利用
- ・大型遊具がある「わんぱく広場」の親子連れによる利用
- ・愛好家による野鳥観察会の開催 等

## 4. 社会的動向

### ① 公園のあり方の変化

「公園づくりは地域づくり」。公園はまちのにぎわい拠点となり、まちの顔となりうる場所。公園が地域の価値をあげる。

### ② 管理・運営の変化

賢い維持管理。施設の集約とコストの削減。

「もっと豊かにつかう」ための対応力向上と、公園で収益をあげることを可能とする体制。



さくらまつり



松明あかし

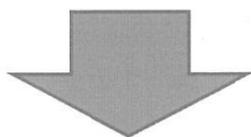


わんぱく広場の大型遊具

# 翠ヶ丘公園の概要

## 5. 翠ヶ丘公園の課題

- ① 管理面：広大であるため維持管理が難しくなっている  
→ いかにして適切な管理レベルを維持しつつコスト削減を図るか
- ② 運営面：街のにぎわい創出に公園のポテンシャルを活かしきれていない  
→ いかにか公園の愛され度を向上させ にぎわいの創出につなげるか



改めて、翠ヶ丘公園の現状を把握・見直しながら  
新たな管理運営方式を検討する必要がある

パークマネジメントにより、公園のポテンシャルを活かした、民間と連携した新しい管理運営体制をつくりたい



新池



石の彫刻の森 東側



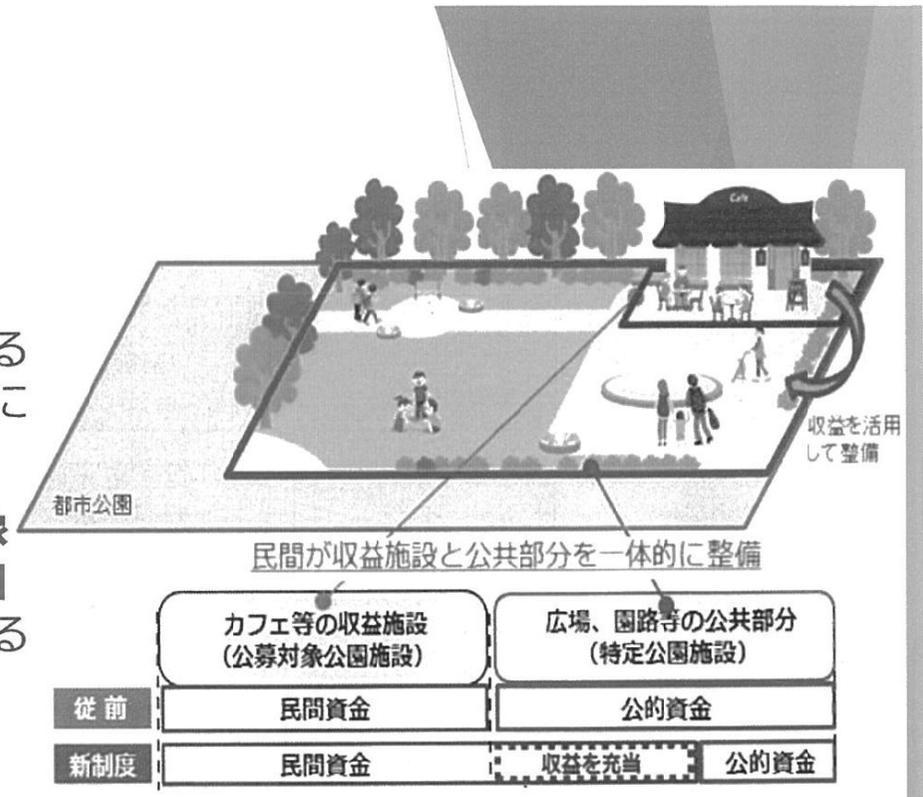
あやめの里

# 翠ヶ丘公園パークマネジメント

## パークPFI手法による公園管理

### 1. パークPFIとは

- ▶ 平成29年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として新たに設けられた「公募設置管理制度」
- ▶ 都市公園内で、飲食店・売店などの公園施設「**公募対象公園施設**」と、広場や園路、トイレなど「**特定公園施設**」の設置・管理を行う民間事業者を、公募により選定することで、都市公園の利便・魅力の向上を図る。

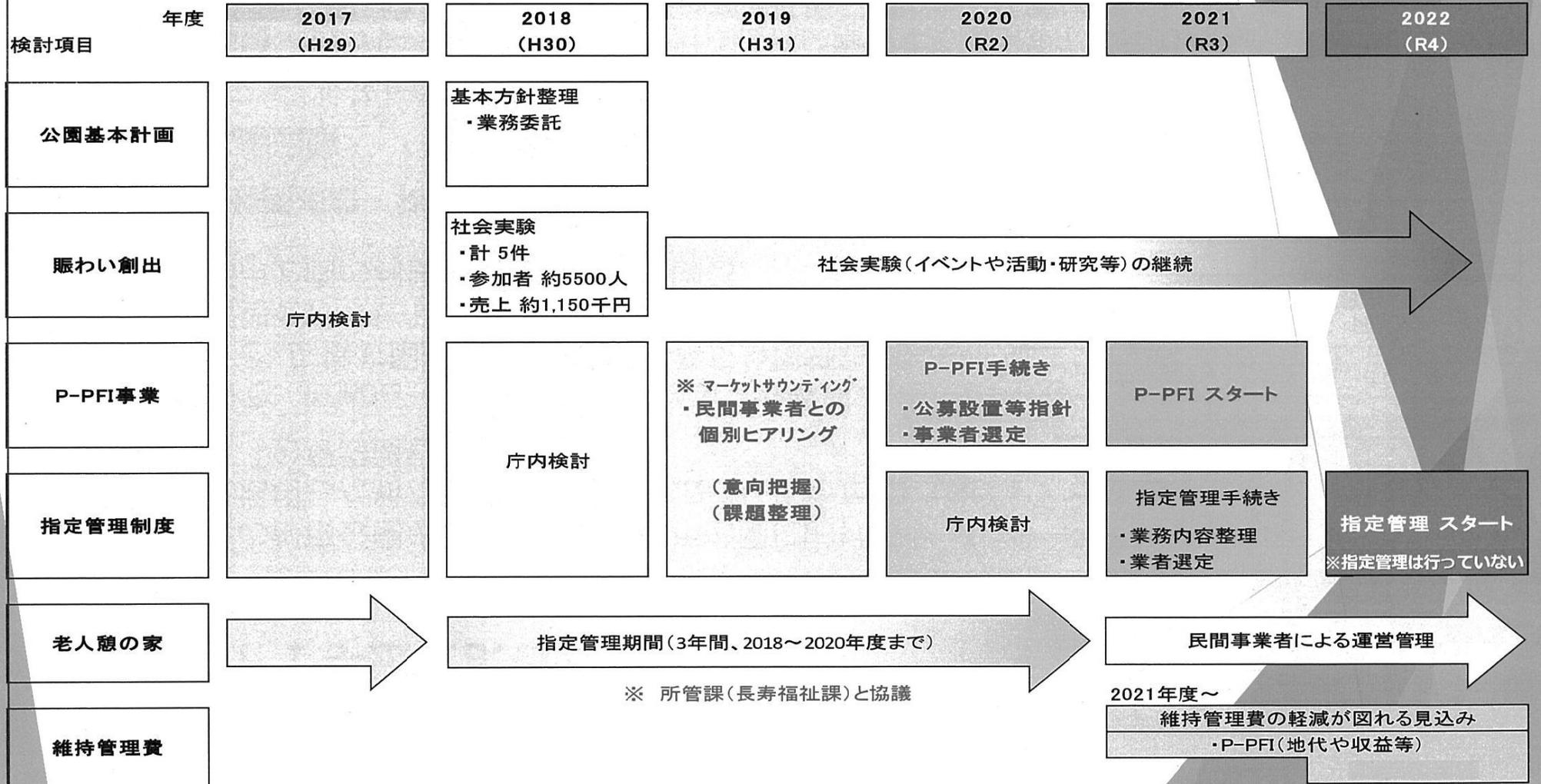


### 2. 公募対象公園施設・特定公園施設

- ▶ **公募対象公園施設**・・・都市公園利用者の利便性向上を図るうえで、特に有効であると認められるもの。  
    (例) カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場 等
- ▶ **特定公園施設**・・・パークPFI事業者が計画に従い整備する園路や広場等の公園施設で、公募対象公園施設の周辺に設置することで公園利用者の利便性の一層の向上に寄与すると認められるもの。  
    (例) 広場、園路、トイレ、駐車場 等

# 翠ヶ丘公園パークマネジメント

## 翠ヶ丘公園パークマネジメントスケジュール（平成29年度）



# 翠ヶ丘公園パークマネジメント 翠ヶ丘公園ゾーニング計画 (平成30年度)

## 管理・運営の基本方針

- ・部分的、段階的に官民連携の手法を管理・運営にとりいれていく
- ・各エリアの特徴を活かす最適な管理・運営方式を検討

### ■カルチャーエリア

- ・遺跡や赤松の樹林地を保存するのと並行して北芝生広場の活用を検討

### ソフト中心の活用

設置管理許可制度等を活用し、北広場でキャンピングイベントなど、短期間の利用や活動を促進

### ■花・ウェディングエリア

- ・太鼓橋は、「インスタ映え」スポット、社会実験で民間企業が結婚式の会場などに利用

### ソフト先行・使いやすさアップ

社会実験で利用されているエリアを活かすため、民間の利用希望への対応と柔軟性をあげる利用頻度が増した場合は、指定管理者制度を活用し、エリア一帯の維持管理を合せて行う

### ■歴史・イベントエリア

- ・松明あかしをはじめ様々イベントで利用

### ハード整備：行政 管理運営：民間

例年利用される場所であることから、施設整備ののち、一帯の維持管理と合せて民間へ委託

○松明あかしの会場である翠ヶ丘公園は、須賀川の歴史を担う顔、須賀川市内の緑の中心であり、市民の憩いと誇りの場である。地域を照らす松明のようなシンボルであると同時に、その利用においても、自主を重んじる須賀川人気質をおおいに活かした公園であることを目指す



### ■ファミリー・キッズエリア

- ・大型遊具のあるわんぱく広場や老人憩の家は、子育て世代や家族連れ、散策利用者のための利便性向上が求められる

### ハードと合せてにぎわい創出の試み

パークPFIの手法により利便施設の更新や新設を行う  
「憩いの場」として、周辺にカフェなどを整備するとともに、エリア一体の魅力向上を目指す

## 課題解決の方向性

### ①管理面

- ・維持管理体制の刷新  
指定管理者制度、パークPFI等民間活力の導入
- ・管理対象箇所を選択

### ②運営面

- ・公園の利用可能性拡大  
市民が利用しやすいシステム・支援体制の構築
- ・対象エリア・場所ごとの最適な運営方式の検討

## 施設整備の方針 選択と集中によるコスト削減

- ・公園施設長寿命化計画と連携
- ・トイレ、四阿など、最適な場所、数、規模へ集約
- ・「松明あかし」など、イベントで毎年仮設する施設の常設を検討

# 翠ヶ丘公園パークマネージメント

## 翠ヶ丘公園区域内 社会実験 平成30年度～令和2年度

管理運営及び利活用促進を図る施策の検討をするため、社会実験として様々なイベントを実施している。



ウェディングパーティー H30.5.12



ブックガーデン H30.11.17



キャンプイベント R1.9.21



ウェディングパーティー H30.9.24



ブックガーデン H31.4.20



キャンプイベント R1.9.21

# 翠ヶ丘公園パークマネジメント

## サウンディング型市場調査（潜在意識調査） 令和元年度

募集内容：提案者のみならず本市（市民・公園利用者）にプラス効果が期待でき、  
下記いずれかの視点を含む提案  
提案視点：賑わいづくり、公園施設のリニューアル、パークマネジメント

### ○ スケジュール

令和元年	7月31日	調査実施の公表
	8月5日～8月23日	事前現地見学会の申込期間
	8月28日	事前現地見学会の開催
	9月2日～10月31日	個別対話の参加申込期間
	9月2日～11月29日	個別対話の実施期間
令和2年	1月頃	実施結果の概要を公表
	4月以降（関係者等調整次第）	事業公募

### 【結果】

参加者の業種：建設業、造園業、サービス業、コンサルタント業  
提案のあった制度：パークPFI、設置許可制度、管理許可制度  
提案のあった施設：カフェ、レストラン、バー、ドリンクショップ、雑貨店、  
温泉施設、宿泊施設等  
市への要望等：公園利用者数の把握、賃料の優遇、インフラ整備、  
公園内生態調査、池の水質調査等

# 翠ヶ丘公園パークPFI事業

## パークPFI事業者の募集 令和2年度

内 容	時 期
公募設置指針(募集要項)の配布	令和2年6月29日～令和2年7月10日
説明会の開催	令和2年7月10日(市内:4社 市外:2社)
公募設置等計画の受付	令和2年7月20日～令和2年7月31日(応募数:1社)
選定委員会	令和2年8月21日
基本協定の締結 事業者による設計・工事	令和2年9月23日【事業者:株式会社あおい】 令和2年度～

### 事業期間

協定締結から最大20年



令和2年9月23日  
基本協定書の締結  
左:株式会社あおい 菊地代表取締役  
右:須賀川市 橋本市長

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## 事業の目的

翠ヶ丘公園 約30haの内、3haの敷地を事業対象区域とし、公募により選定した民間事業者が管理・運営することで、公園利用者の利便性の向上と、賑わいの創出、更に、維持管理費の軽減を図ることを目的とする。

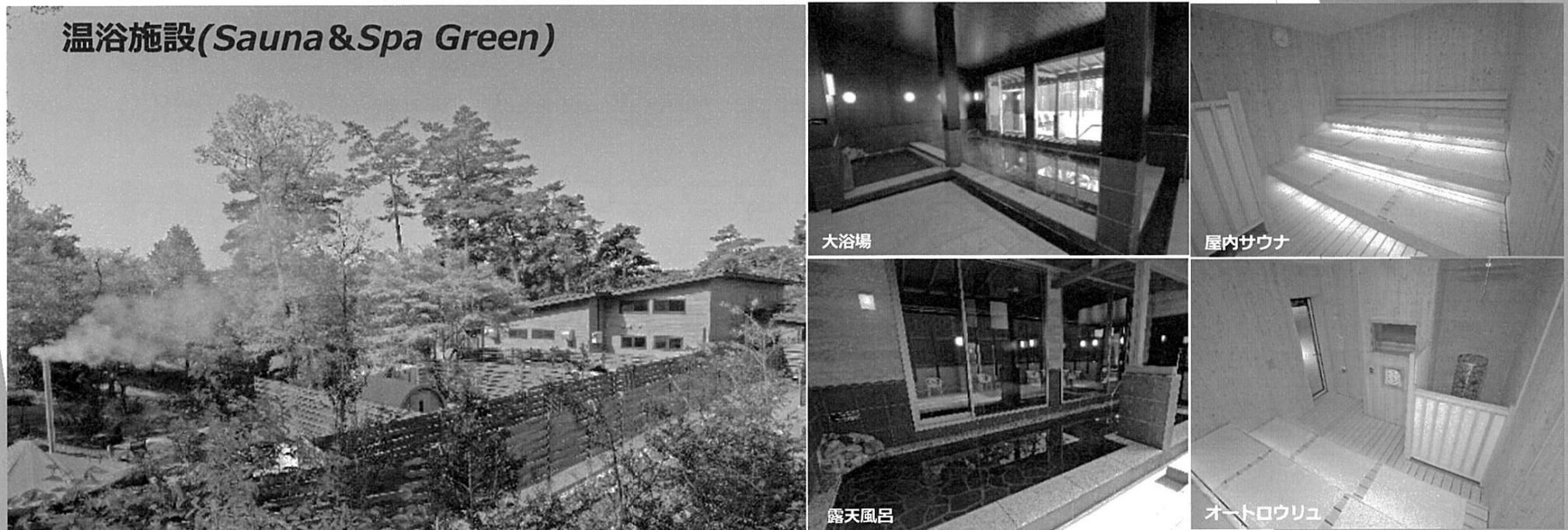
## 本事業で実現したかったこと 「整備した施設」

- |                               |   |          |
|-------------------------------|---|----------|
| ① 温浴機能の維持 「温浴施設の整備」           | } | 公募対象公園施設 |
| ② サービスの充実<br>「飲食・物販等の便益施設の整備」 |   |          |
| ③ 利便性の向上 「多目的トイレの整備」          | } | 特定公園施設   |
| ④ 賑わいの創出 「園路、広場の整備」           |   |          |

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## ① 温浴機能の維持「温浴施設の整備」

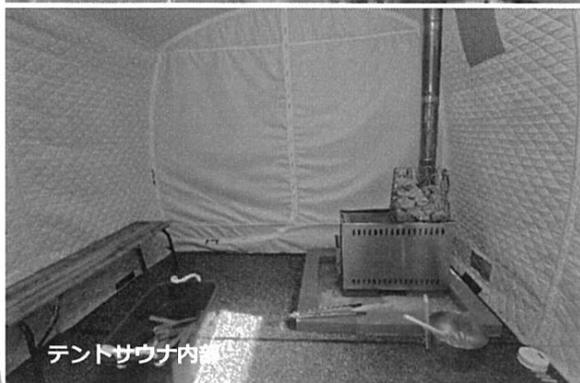
長年親しまれてきた温浴施設「老人憩の家」の老朽化が進んでいたことから、本事業で新たな温浴施設を民間事業者により整備し、これまでの機能を維持する。



温浴施設 Sauna & Spa Green : 令和4年7月 工事着手 令和5年4月28日 オープン

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

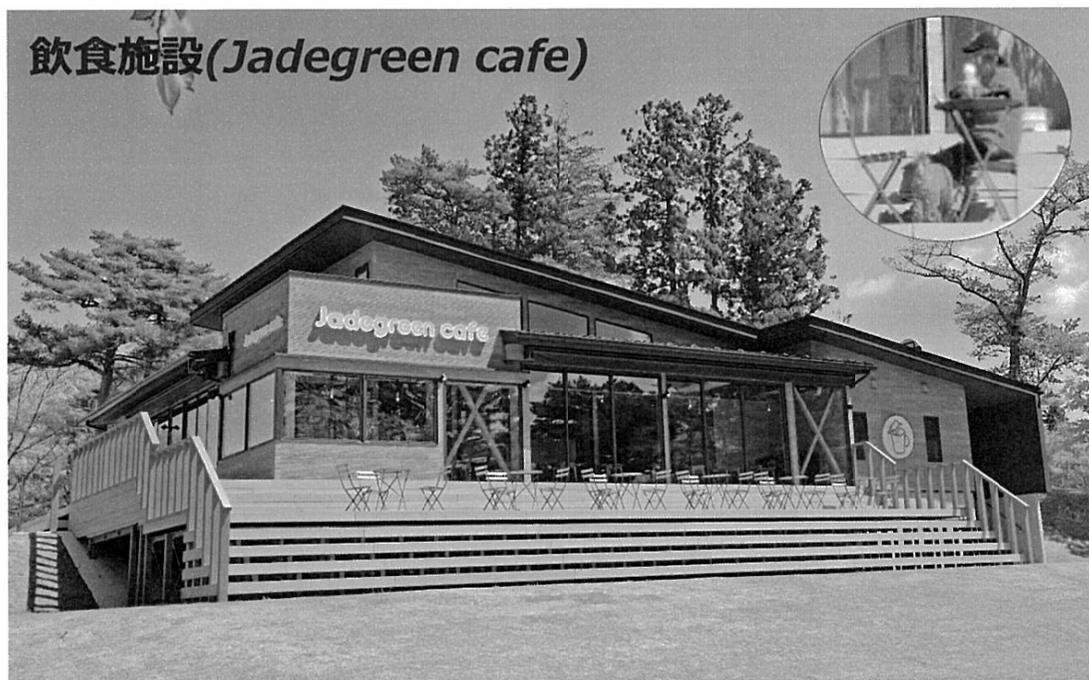
## ① 温浴機能の維持「温浴施設の整備」



# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## ②サービスの充実「飲食・物販等の便益施設の整備」

カフェやレストランなどの飲食・物販施設の整備に併せ、イベント等と連携しながら、公園利用者のサービス充実を図る。



飲食施設 Jadegreen café : 令和4年4月 工事着手

令和4年11月3日オープン

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## ②サービスの充実「飲食・物販等の便益施設の整備」

### 飲食施設（鎌屋）



飲食施設 鎌屋 : 令和5年1月 工事着手

令和5年5月12日オープン

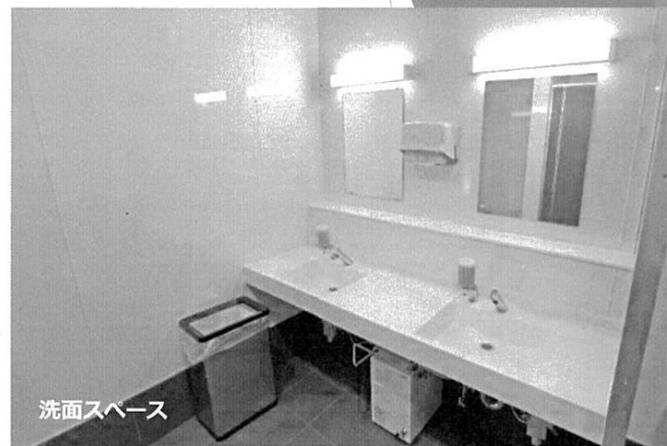
# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## ③利便性の向上「多目的トイレの整備」

老朽化した公園内のトイレを取り壊し、施設内に屋外から利用できる多目的トイレを新たに整備し、公園利用者の利便性を高める。



温浴施設に併設するトイレ



洗面スペース



多目的トイレ

飲食施設(Jadegreen cafe)、温浴施設 (Sauna & Spa Green) に併設

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## ④賑わいの創出「園路、広場の整備」

「憩の広場」の芝生広場を、温浴施設や便益施設などのコンセプトに即したデザインにリニューアルし、質の高いエントランス空間を創出する。



令和4年8月、わんぱく広場で行われた  
パークPFI事業者によるビアフェスタ



大型遊具のライトアップ



月末に行われたパークピアノ



「憩の広場」から「わんぱく広場」を方向を望む  
(上:事業着手前、下:カフェ完成後)

# 翠ヶ丘公園 パークPFI



## 【公募対象公園施設】

温浴施設 (Sauna & Spa Green)  
飲食施設 (Jadegreen café、鎌屋)

## 【特定公園施設】

多目的トイレ (施設併設)、広場造成、  
給水設備、電気設備、ステージ、  
せせらぎ水路浄化システム、  
管理用倉庫

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## 特定公園施設の整備状況

翠ヶ丘公園温浴施設等整備事業 特定公園施設				
工事種別			当初 (事業提案時)	整備完了施設 (令和5年5月)
園路・広場	広場造成	土工(切土造成)	○	○
		伐採工(処分含む)	○	○
		植栽工(芝張り)	○	○
	園路整備		○	○
	せせらぎ水路浄化システム			○
施設整備	管理用倉庫			○
	休憩所(ステージ)			○
	屋外電気設備			○
	屋外給水設備			○
	多目的トイレ(2箇所)		○	○
合計			87,907,000円	

### 【市の負担額】

49,500,000円

(内 国費 : 24,750,000円)

○について補助金を活用

### 【国費】

社会資本整備総合交付金

官民連携型賑わい拠点創出事業

# 翠ヶ丘公園 パークPFI

## パークPFIを実施しての評価・課題

### ●翠ヶ丘公園 パークPFIを実施して 自治体として感じたこと

昔から地元で活動している事業者が選定されたことで、地元のニーズが的確に整理され、空間づくりやサービスに転換・反映されている。

さらに、今後も地元のニーズが変化していく時代に併せて、サービスの緩やかな変更や対応が期待できる。

### 新たな課題

公園に新たなにぎわいが生まれた一方、子ども連れや高齢者等の移動円滑化のため駐車場の増設、公園利用者の安全な交通の確保など、新たな課題が見えてきた。





福島県南会津郡下郷町  
行政視察資料

令和6年10月24日(木)  
午前9時30分から

下郷町の指定文化財等一覧

令和4年2月24日現在

●国指定の文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地
1	天然記念物	塔のへつり	—	昭和18年8月24日	白岩
2	重要文化財(建造物)	観音堂	1棟	昭和35年6月9日	中妻
3	天然記念物	中山風穴地特殊植物群落	—	昭和39年6月27日	湯野上・弥五島
4	史跡	下野街道	—	平成14年3月19日	大内・中山・栄富・豊成

●国選定の文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地
1	重要伝統的建造物群保存地区	下郷町大内宿	—	昭和56年4月18日	大内

●国登録の文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地
1	登録有形文化財(建造物)	小椋家住宅主屋	1棟	平成12年5月17日	戸赤
2	登録有形文化財(建造物)	小椋家住宅土蔵	1棟	平成12年5月17日	戸赤

●県指定の文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地
1	重要文化財(工芸品)	鉄製釣灯籠	1箇	昭和30年2月4日	弥五島
2	重要文化財(工芸品)	銅製鰐口	1口	昭和30年12月27日	小野
3	天然記念物	八幡のケヤキ	—	平成22年5月21日	中山

●町指定の文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地
1	有形文化財(工芸品)	木造薬師如来立像	1躯	昭和57年4月1日	弥五島
2	有形文化財(工芸品)	木造千手千眼観世音菩薩立像	1躯	昭和57年4月1日	弥五島
3	有形文化財(絵画・彫刻)	古絵馬	1枚	昭和57年4月1日	小野
4	有形文化財(工芸品)	木造聖観世音菩薩座像	1躯	昭和57年4月1日	檜原
5	有形文化財(書跡・典籍)	木版無量義経	1巻	昭和57年4月1日	檜原
6	有形文化財(絵画・彫刻)	紙本着色胎蔵界金剛界曼荼羅	2幅	昭和57年4月1日	檜原
7	有形文化財(工芸品)	木造聖観世音菩薩立像	1躯	昭和57年4月1日	中妻
8	有形文化財(工芸品)	木造不動明王立像	1躯	昭和57年4月1日	中妻
9	有形文化財(工芸品)	木造毘沙門天立像	1躯	昭和57年4月1日	中妻
10	有形文化財(工芸品)	木造聖観世音菩薩立像	1躯	昭和58年9月1日	塩生
11	有形文化財(工芸品)	木造地藏菩薩立像	1躯	昭和58年9月1日	大松川
12	有形文化財(工芸品)	木造不動明王立像	1躯	昭和58年9月1日	大松川
13	有形文化財(工芸品)	木造不動明王座像	1躯	昭和58年9月1日	成岡
14	有形文化財(工芸品)	木造薬師如来座像	1躯	昭和58年9月1日	成岡
15	有形文化財(工芸品)	木造役小角座像	1躯	昭和58年9月1日	小池
16	有形文化財(工芸品)	御正体(懸仏)	1面	昭和58年9月1日	南倉沢
17	有形文化財(建造物)	小野観音堂	1棟	平成5年5月21日	小野
18	有形文化財(歴史資料)	檜原宿古絵図	1幅	平成5年5月21日	檜原
19	有形文化財(歴史資料)	制札(天和二年)	1枚	平成5年5月21日	大松川
20	有形文化財(歴史資料)	制札(正徳元年)	1枚	平成5年5月21日	音金
21	天然記念物	中山の櫻(八幡櫻)	1本	平成5年5月21日	中山
22	無形民俗文化財	成岡北野神社祭礼「お頭屋渡し」の儀	1式	平成5年7月16日	成岡
23	有形文化財(歴史資料)	古絵馬	6枚	平成18年10月31日	中妻
24	無形民俗文化財	大内宿半夏まつり	1式	平成25年4月25日	大内
25	史跡	松川通り 杉ノ沢一里塚	1対	平成27年3月27日	大松川
26	史跡	松川通り 大峠一里塚	1対	平成27年3月27日	音金
27	有形文化財(歴史資料)	山犬供養塔	1基	平成30年12月27日	白岩
28	有形文化財(考古資料)	小野の板碑	1基	令和4年2月24日	小野

# 国指定史跡 下野街道

## 1. 文化財の概要

名 称	国指定史跡 「下野街道」
指定年月日	平成14年3月19日 (平成8年に「歴史の道百選」に選定)
所 在 地	下郷町 倉村、檜原、刈林、板萩、小池、倉水、中山、大内 地内
所 有 者	下郷町
国指定範囲	当町区間のうち、9,630.3メートル

下野街道は、会津藩と隣国を結ぶ5つの街道（本道五筋：下野街道、白河街道、越後街道、二本松街道、米沢街道）の1つです。会津若松城下から日光今市宿までを結ぶ32里（約132km）の街道で、会津藩とその近隣諸国が参勤交代に利用しただけでなく、会津藩の廻米の輸送路でもあり、政治的・経済的に重要な街道でした。

この街道の原形がいつ頃できたかを知る確かな資料はありませんが、遺跡分布状況や出土土器から、縄文時代中期には東北・関東・越後との往復路として使われていたことが推定されます。また、山王峠（福島県南会津町と栃木県を結ぶ区間）を中心とする一帯は、後世の道路開発の先鞭をつけていたと考えられます。

豊臣秀吉や伊達政宗などが下野街道を通行した記録もあり、人馬通行が可能であったことを考えると、この頃には近世の道型に近い形で整備されていたことが伺えます。

明治時代の会津三方道路の開設により主要道路としての役目は終えましたが、現在も当時の石畳や一里塚、馬頭観音像など多くの文化財が残されています。



▲街道



▲峠の茶屋

## 2. 沿革

年	(西暦)	できごと
天将 17 年	(1589)	伊達政宗が会津領の蘆名氏を滅ぼす。
天正 18 年	(1590)	伊達政宗が豊臣秀吉による小田原攻めに参陣するため、下野街道を通過。大内まで来て帰還する。 (『伊達治家記録』より)
〃	( 〃 )	8月に豊臣秀吉が会津に入り、奥州仕置を命じる。 (『伊達治家記録』より)
寛永 20 年	(1643)	陸奥国会津藩初代藩主として保科氏が入部。(ここから街道と宿駅の整備が本格化したと考えられている)
寛永 21 年	(1644)	保科正之が、下野街道を通り日光社参をしながら江戸へ参勤。 この後も、江戸との往復に下野街道を選び、2代正経、3代正容まで20回以上通過している。
慶安 2 年	(1649)	会津藩が調査した本道五筋の中の1つとして下野街道が報告される。
寛文 7 年	(1667)	一里塚が整備される。
寛文 9 年	(1669)	会津城下から隣国までの道程として報告される。
天明 8 年	(1788)	諸国巡検使が通行。 この中に当時の地理学者・古川古松軒が随行しており、後にまとめた『東遊雑記』には下野街道や道筋の村の様子が書き留められている。
嘉永 4 年	(1851)	吉田松陰が通行し、この記録も『東北遊日記』にまとめられている。
明治 5 年	(1871)	太政官布告により全国の宿駅が廃止される。
明治 11 年	(1878)	イギリスの旅行家・イザベラ・バードが通過。当時の様子は『日本奥地紀行』にまとめられている。
明治 17 年	(1884)	会津三方道路が開設され、下野街道は主要道路としての役目を終えた。

～その後～

会津三方道路が開設され、檜原以南はほぼ元の街道と同じ道を進むが、大内峠を中心とする一帯はその道筋から外されました。イザベラ・バードの記録は、主要道路として利用された下野街道の終盤を伝える貴重な記録とも言えます。

新道ができてからも毎年春に農耕馬を貸し借りする習慣が続いていたため、街道沿いの村民の峠越えに下野街道が使われていましたが、昭和30年代に入り馬から機械に代わると、次第に通行する人もいなくなりました。

### 3. 文化財整備の概要

年	事業概要
昭和 58 年度	福島県教育委員会が「歴史の道」として白河街道、越後街道、米沢街道、下野街道（南山通り）を調査。
昭和 59 年度	上記調査の報告書『「歴史の道」下野街道（南山通り）』が発刊される。下郷町ではこの報告書に基づき 5 カ年の整備計画を作成した。
平成 7 年度	第 1 工区：三郡境の塚から大内ダム <ul style="list-style-type: none"> <li>・峠の茶屋の試掘調査</li> <li>・次年度以降の工事に向け、測量調査</li> </ul>
平成 8 年度	第 1 工区：三郡境の塚から大内ダム <ul style="list-style-type: none"> <li>・峠の茶屋一帯の発掘調査</li> <li>・路面の整備</li> </ul> 第 3 工区：大内宿南一里塚から沼山集落 <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量調査</li> <li>・路面整備</li> <li>・一里塚の周縁に保護柵を設置</li> <li>・危険個所に落下防護柵を設置</li> <li>・道筋が複数あったため、試掘により道筋を調査（残念ながら道筋は確定できず）</li> </ul>
平成 9 年度	第 1 工区：三郡境の塚から大内ダム 第 3 工区：大内宿南一里塚から沼山集落 第 4 工区：沼山集落から中倉集落 <ul style="list-style-type: none"> <li>・この 3 区間で一里塚の保護柵、危険個所に落下防止柵、排水のための横断溝、崩落土留工、路面整備を実施。</li> <li>・第 3 工区で道筋の 1 つから石畳が現れたため、その部分の藪を切り開き石畳を露出させ、第 4 工区への道筋をつなぐ。</li> </ul>
平成 10 年度	第 1 工区：三郡境の塚から大内ダム 第 3 工区：大内宿南一里塚から沼山集落 第 4 工区：沼山集落から中倉集落 第 5 工区：桜山集落から倉谷宿 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街道の要所や交差点に標柱 3 基、大説明板 2 基、小説明板 8 基、案内標識 12 基を設置。</li> </ul>
平成 11 年度	第 1 工区：三郡境の塚から大内ダム <ul style="list-style-type: none"> <li>・峠の茶屋の復元</li> </ul> 第 4 工区：沼山集落から中倉集落 第 5 工区：桜山集落から倉谷宿 第 6 工区：倉谷宿から長野の渡し <ul style="list-style-type: none"> <li>・標柱 2 基、第説明板 1 基、小説明板 7 基、案内標識 17 基を設置し、横断溝、階段工等を実施。</li> <li>・第 6 工区は国道、県道、林道で大部分が拡幅、舗装されているが、一部の砂利道は歴史の道として活かすこととなった。</li> </ul>

※第 2 工区（大内ダムから大内宿）

大内宿周辺の道路網整備に合わせて、建設省の「歩く道づくり事業」により整備。

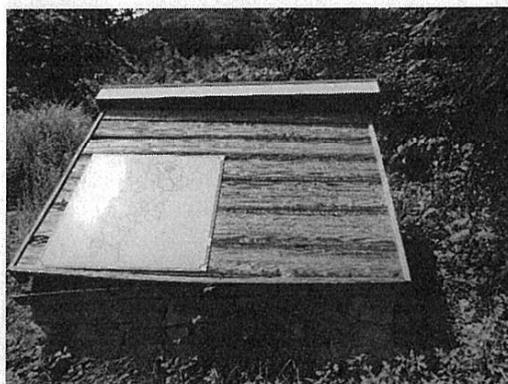
### 事業経費（平成7～11年の総計）

区 分	金 額
国庫補助	61,252,000 円
県 補 助	12,240,000 円
町	49,376,027 円
計	122,868,027 円

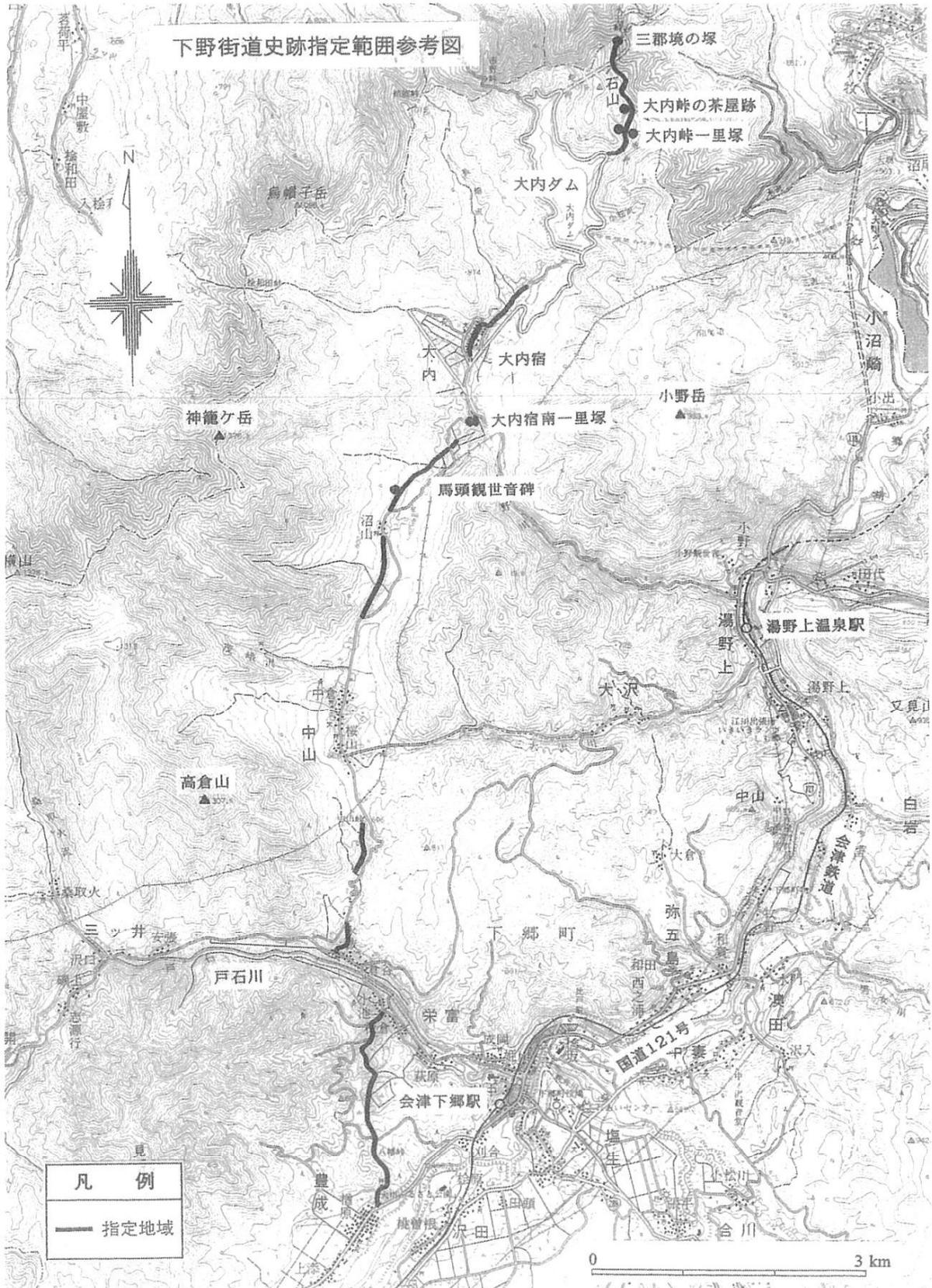
以降、国・県指導のもと整備事業を実施しています。

また、街道沿いの8行政区に毎年草刈を依頼し、観光客等が街道を散策しやすいよう整備しています。

現在、看板や標柱が経年劣化により損傷しているため、来年度以降、順次修理を検討しているところです。



▲要所に設置した大説明板



# 国選定重要伝統的建造物群保存地区 下郷町大内宿

## 1. 文化財の概要

名 称	重要伝統的建造物群保存地区「下郷町大内宿」
選定年月日	昭和56年4月18日
所 在 地	下郷町大字大内地内
所 有 者	大内区住民
規 模	南北500m 東西200m (面積) 約11.3ha

大内宿は、江戸時代の宿駅制度の中で作られた<sup>しもつけ</sup>下野街道（南山通り・会津西街道）の主要宿駅です。会津若松城下から数えて第三の宿駅で、荷役や人馬の継ぎ立てと宿場を経営する傍ら、高地での農業生産をする半宿半農の集落でした。

街道宿場としての形態を色濃く残す町並みとして、昭和56年（1981）、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けました。宿場を中心とした南北500m、東西200mの範囲にあり、旧街道の両側に44棟の主屋が立ち並んでいます。

### 【町並みの代表的な特色】

- ① 旧街道の両側にほぼ均等に割られた屋敷割（間口6～7間、奥行30～33間）と、街道から一定幅を後退して建てられている建築。
- ② 茅葺寄棟造りで妻を旧街道に面させる主屋の形態。
- ③ 旧街道に面して二座敷を併置する旧宿駅住居の形態。
- ④ 二座敷の表及びその前後を化粧垂木で飾る軒形式。

慶応4年（1868）の戊辰戦争の三度の戦いで戦火を免れた大内宿は、明治17年（1884）の会津三方道路の開設により幹線道路からはずれ、開発から取り残されたことにより、町並みが残ることとなりました。

こうした価値ある町並みを今に残す最大の要因は、火災を出さなかったことにあります。大内宿では以前から相互扶助の精神により防火に取り組んでいました。



昭和52年頃の大内宿

大内宿を初めて紹介したのは、昭和42年（1967）当時、武蔵野美術大学の学生だった相沢韶男氏（元同大名誉教授）です。旅の目的は茅手職人（茅屋根を葺く職人）の調査でした。この時の印象を「大内は強烈だった。草屋根がずらりと並び、私はその姿に圧倒された」と述べています。

大内宿は、相沢氏が広く紹介してから保存地区として選定を受けるまで、14年を要しています。地区住民の理解が得られなかったためです。これには当時の社会状況があげられます。一つは大川ダムの建設工事です。大内には揚水式ダムの上池として大内ダムが建設されることとなり、これにより地区住民は土地の補償や就労の場を得ることができるようになりました。当時の日本経済は高度成長期の真只中で、大内にもその波が押し寄せてきたのです。

もう一つは外部メディアによる情報発信でした。日頃静かな山間の集落に多くのマスコミが押し寄せ、テレビ報道で「金持ちはトタン屋根、貧乏人は茅屋根に住んでいる」といった報道がされたのです。住民は反発し、保存に向けての話し合いも中断せざるを得なくなりました。昭和56年4月の選定までは苦悩の日々でした。

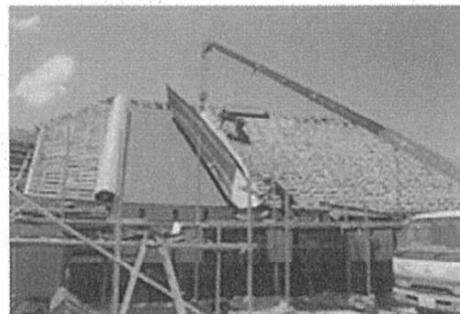
それから40年余、大内宿は参勤交代や馬子たちで賑わったような江戸時代の活気を再び取り戻し、それぞれの家に伝承されてきた伝統を受け継ぎながら、茅屋根だけでなく、茅手職人の育成など、大内宿の保存に力を合わせて努めています。

## 2. 文化財整備の概要

重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けて以来、保存計画に基づき、国・県指導のもと、町並みの保存整備を実施しています。

これまで、茅屋根葺替など主屋の修理を中心に、本陣の復元、街道沿いの電柱移設、街道のアスファルト舗装の撤去などを実施してきました。

茅屋根葺替は毎年3棟程度実施しています。トタンから茅屋根に復原する家もあり、選定時よりも茅屋根が増えています。また、鉄筋コンクリートの主屋を周囲と景観が調和するよう改築した家もあり、景観への理解が進んでいます。



トタン屋根を剥がして茅屋根へ（H27）



景観に合わせた修景事例

防災体制については、平成3年度から3カ年で火災等から建物を守るための消火設備の充実や各家に自火報等を設置しました。また、9月1日には住民主体による防火訓練を実施するなど、初期消火体制が整えられています。

町並みを保存し後世に伝えていくには、住民自らが主体性・自主性を持ち、自分達で決めたルールを守ることが必要です。住民と行政が一体となって歴史的町並みを保存することを目標に、様々な事業に取り組んでいます。



半夏まつり (7/2 高倉神社渡御祭)



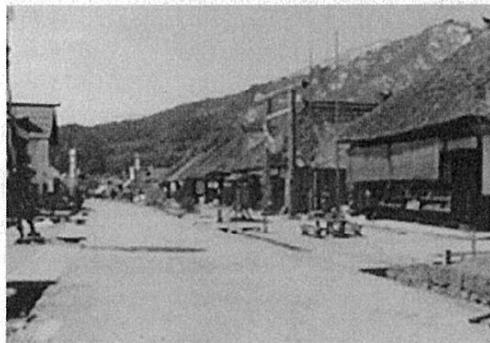
放水銃 28 基の一斉放水 (9/1 防災訓練)



ゆきまつり (2月の第2土・日)



住民主体による茅葺き練習



選定当初 (S56年) と近年 (H23年) の景観

## 大内宿の沿革

西 暦	年 号	記 録
1571	元龜 2	僧岌養は南山大内村の正法寺を再興する (会津旧事雑考)
1590	天正18	
	5/9	伊達政宗、小田原参陣のため会津若松から大内まで来るが駒を返す (伊達家文書)
	8/13	豊臣秀吉、奥州仕置きを終え大内経由で帰路 (福島県史)
1594	文禄 3	大内村309石2斗5升 (知行高目録帳)
1610	慶長15	大内村と市野村の山争い (高田町史)
1643	寛永20	保科正之会津23万石の領主となる (会津松平家譜) 幕領南山御蔵入五万五千石は会津藩預り支配
1644	正保 4	保科正之江戸参勤(第1回目) (家世実紀)
1648	慶安 元	中付之儀近年みだりにに相成り、駅荷物隠し付け通し… (下郷町史)
1649	慶安 5	会津藩「本道五筋」「小筋二十五筋」を幕府に報告 (家世実紀)
1661	寛文 元	今後大内・関山両宿については11月から翌年2月までの間はお定め賃銭の7割の増額を認める (家世実紀)
1667	寛文 7	一里塚設置 (家世実紀)
1680	延宝 8	松平正経江戸参勤(会津藩主はこれまでに18回通る) (家世実紀)
1683	天和 3	日光地震、五十里湖出現 (福島県史)
1695	元禄 8	松川新道開設 (福島県史)
1698	元禄11	中付の積んだ米、酒に対し大内駅側が駄賃を要求
1699	元禄12	松川新道暴風雨により大破 (福島県史)
1711	宝永 8	百姓家作の制(宿駅はこの限りにあらず) (家世実紀)
1711	正徳 元	大内宿大火、類焼60間余りこれ有り (家世実紀) 会津藩は福良組より白河領黒川に出る廻米路を開く (家世実紀)
1721	享保 6	南山御蔵入騒動 (田島町史)
1723	享保 8	五十里湖底抜け、下野街道復活 (田島町史)
1731	享保16	南山御蔵入、宿駅と中付土着者との抗争 (福島県史)
1827	文政10	松平容敬、日光参拝の後下野街道を通り下向 (家世実紀) 藩主通行は147年ぶり
1844	弘化 元	会津藩の廻米はすべて海上輸送の東通りとなる
1868	慶応 4	肥前藩など西軍は下郷桜山で東軍を破り、大内村に着陣する (戊辰戦史) 笹沼金吾ら戦死
1872	明治 元	駅制の廃止 (福島県史)
1884	明治17	会津三方道路の開通

## 大内宿保存の経緯

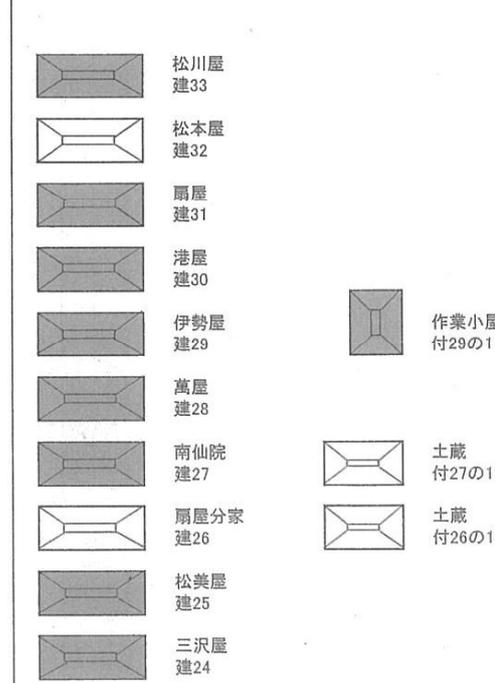
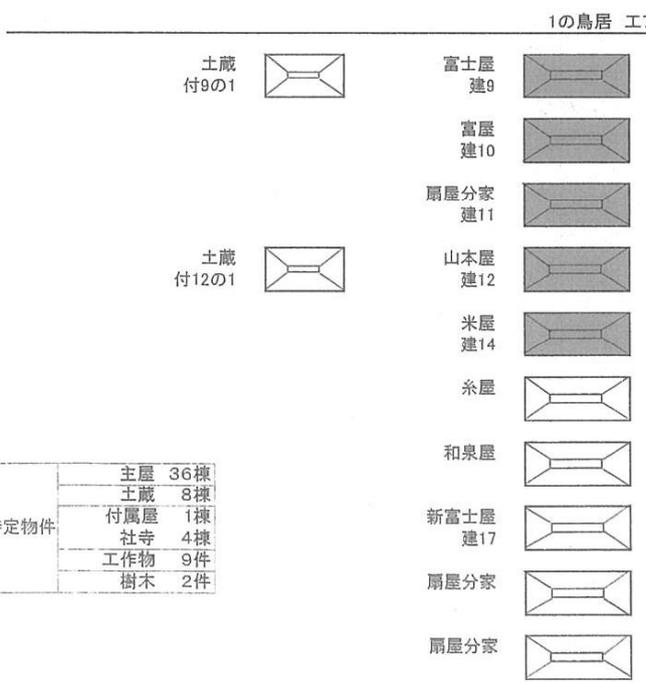
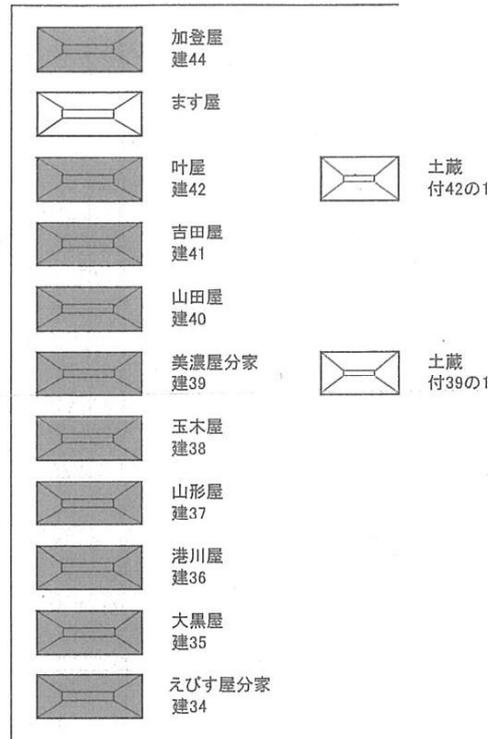
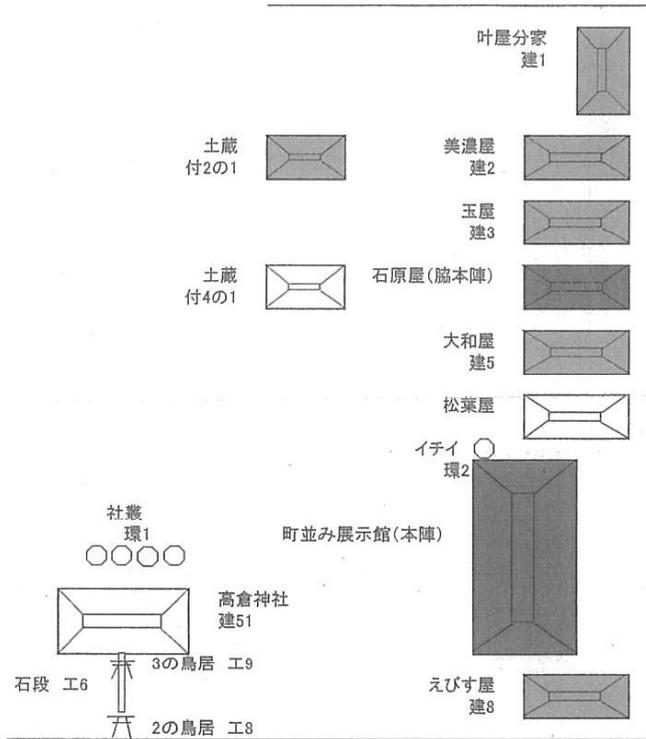
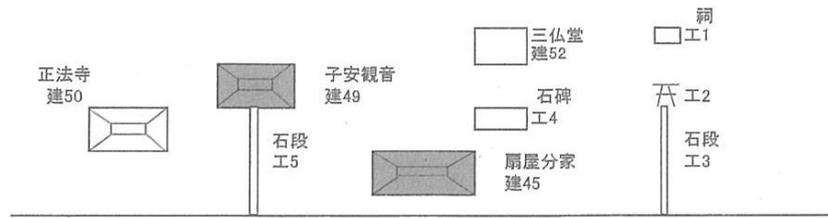
年	月	日	概 要
1967 (昭和42)	9	27	武蔵野美術大学生相沢韶男氏(元同大教授)大内宿に注目 全国的に集落保存の運動高まる
1969 (昭和44)	5		武蔵野美術大学 宮本常一教授を通じて文化庁へ報告・保存を訴える
	5	27	文化庁記念物課より「重要民俗資料」として指定すべきものと判断している旨連絡入る
	6	21	福島県教育委員会社会教育課職員による地区民への説明会
		26	マスコミ大内宿について報道
		29	児玉文化財保護審議官、文化庁平野調査官大内宿を調査
	7		マスコミ大内宿について報道
	8		大内区の有志長野県妻籠宿を調査見学
	8		マスコミ大内宿について報道
1970 (昭和45)	8	7	7日から11日まで県民俗資料緊急調査入る
1971 (昭和46)	3		上記報告書発刊
1972 (昭和47)	5	25	文化庁より福島県に集落・町並み調査依頼
1973 (昭和48)	3	27	文化庁・福島県が集落・町並み調査を実施
1975 (昭和50)	7	1	文化財保護法改正「伝統的建造物群」の制度化
1976 (昭和51)	7	20	国が重要伝統的建造物群保存地区国庫補助要綱を制定
		26	大内宿の保存を求める新聞報道
1977 (昭和52)	3	3	大内区保存についての懇談会(県も出席・地区民27名出席)
	5	9	大内区は伝建地区の選定を受けない旨県に報告 以後2年間保護活動を中止
1979 (昭和54)	1	27	大内宿用水路修理始まる
	2	5	福島県文化財保護審議委員(草野和夫氏)に意見求む
		13	福島県文化課より用水路工事については、現在の石を使用するよう要望あり
	5	27	福島県は南会津教育事務所を通じて町に大内宿の保存を要請
	8	25	大内宿保存対策協議会を発足(町は町長外9名、地元11名)
		27	文化庁村上調査官来県。町と保存について協議
	9	7	大内区総会の席上、町教は経過説明と保存への協力要請
1980 (昭和55)	11	19	地区民の保存協力の意見多くなる
	3	11	大谷東京大学教授(建築学)塩谷筑波大学教授(社会学)文化庁村上調査官が現地に入り地区民と話し合いを持つ。今のうちなら復元の可能性はあるとの指導を受ける
	5	10	大内区民と町との話し合い。保存することで合意をみる
	5	20	町長は大内宿の保存について県に全面的協力を要請。知事は配慮すると答える
	6	8	文化庁にて保存についての協議(文化庁1、県1、町4)
	7	12	下郷町伝統的建造物群保存地区保存条例公布
		29	保存計画策定に伴う第1回伝建審開催(文化庁1、県1、町2、委員5)

	8	12	第2回伝健審会議
	8	26	大内宿保存特別対策事業計画説明会(町長、教育次長、福島県庁各課長、文化課長)
	11	27	大内宿保存対策特別事業に対する陳情
1981(昭和56)	2	9	下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区保存計画告示
	3	27	国の文化財保護審議会が大内宿を選定するよう答申
	4	18	重要伝統的建造物群保存地区「下郷町大内宿」選定。官報告示(文部省告示第66号)
	7	29	下郷町大内宿伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱制定
1982(昭和57)	3	31	昭和56年度修理事業完了(修理1戸、葺替7戸)
	8	20	東側生活用道路着工(延長440m、幅員4m)
1983(昭和58)	2	10	東側道路完成
	3	31	昭和57年度修理事業完了(修理1戸、葺替10戸)
	6		大内ダム本体工事完成
	7	11	大内宿町並み展示館建設着手
1984(昭和59)	3	31	昭和58年度修理事業完了(修理2戸、葺替5戸)
	6	27	大内宿町並み展示館完成(木造平屋一部二階建376.34㎡)
1985(昭和60)	3	31	昭和59年度修理事業完了(葺替3戸)
	12	4	一般県道下郷本郷線氷玉トンネル起工式
1986(昭和61)	3	31	昭和60年度修理事業完了(葺替5戸、子安観音)
	7	10	大内宿町並み展示館「手作り郷土賞」受賞
		19	西側生活用道路着工(延長554m、幅員4m)
	7		全国町並みゼミが大内宿を会場に開かれる(7/19～7/21)
1987(昭和62)	2	14	第1回大内宿雪まつり開催
	3	31	昭和61年度修理事業完了(修理1戸、葺替3戸)
	4	22	江川小学校大内分校少年消防隊発足
	5	20	大内宿保存対策見直し調査着手。町は事業の組織並びに運営に係る要綱を制定する。
	7	13	見直し調査現地指導のため益田調査官来町
	9	25	見直し調査現地指導のため長谷川主任調査官来町
1988(昭和63)	3	31	昭和62年度修理事業完了(葺替5戸)。大内宿保存対策見直し調査完了
1989(平成元)	8	31	電柱移転工事完了
	12	6	用水路整備事業一部完了(延長100m)
1990(平成2)	3	31	平成元年度修理事業完了(付属屋修理1戸、葺替5戸)
	7	24	用水路整備事業一部完了(延長140m)
		31	電話支障線生活用道路側へ移転完了
	9	17	大内宿防災施設全体計画設計委託
	11	10	NHK支障線生活用道路側へ移転完了
1991(平成3)	3	31	平成2年度修理事業完了(葺替2戸)
	4	1	大内宿総合防災施設事業着手

1992(平成4)	6	26	大内宿総合防災施設設置委員会要綱を制定
	11	15	大内宿旧用水路発掘調査、亀井調査官来町
	3	23	用水路整備事業一部完了(延長122m)
		31	平成3年度修理事業完了(葺替3戸)
1993(平成5)	4	1	大内宿町並み展示館の管理運営を下郷町観光公社に委託
		16	大内宿婦人会先進地視察研修(秋田県角館1泊2日)
	7	20	用水路整備事業一部完了(延長70m)
	2	18	下郷町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正
1994(平成6)	3	31	平成4年度修理事業完了(主屋外観修理1戸) 防災事業第二期工事完了
	4	1	大内宿防災会結成
	7	22	用水路整備事業一部完了(延長90m)
	3	31	平成5年度修理事業完了(主屋半解体修理1戸、高倉神社本殿、茅屋根葺替1戸)大内宿総合防災施設事業完成(放水銃28基、屋外消火栓23基、屋内消火栓49基、各戸自動火災報知器53戸、専用貯水槽430t)
1995(平成7)	5	15	町並み展示館ぐし葺替
	7	1	落雷により自火報受信機に被害(13戸)
	10	30	大内宿消防屯所落成 消防屯所移転に伴い広報設備の配線埋設を入れ替える
	11	17	歴史の道下野街道調査(田中主任調査官、増淵調査官)
1996(平成8)	3	31	平成6年度修理事業完了(主屋外観修理2戸、茅屋根葺替2戸) 下郷町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の一部改正
	4	1	歴史の道保存整備事業着手
	10		ふくしま国体
	3	31	平成7年度修理事業完了(茅屋根復元1戸、主屋外観修理3戸、茅屋根葺替1戸、蔵解体修理1棟)
1997(平成9)	4	1	ウォーキングトレイル事業着手 大内・中山整備事業着手
	7	1	残したい日本の音風景100選に大内自然用水選ばれる
	9	13	落雷により自火報受信機に被害(33戸)
	3	31	平成8年度修理事業完了(蔵解体修理継続1棟、主屋半解体修理1戸、主屋外観修理2戸、主屋内部修理1戸、茅屋根葺替2戸)
1998(平成10)	11	23	大内宿駐車場、公衆便所完成
	3	31	平成9年度修理事業完了(主屋半解体修理4戸) ウォーキングトレイル事業大内・小屋前線竣功
1999(平成11)	5	21	全国伝建協総会開催される
	8	19	茅保存庫落成。茅屋根葺替え練習場できる(沼山)
	3	15	大内宿防災施設事業(避雷器、回転灯非常ベル)完了
	3	31	平成10年度修理事業完了(蔵解体修理1棟、茅屋根復元1戸、茅屋根葺替7戸)

2000(平成12)	2	1	大内宿防災会第4回防災まちづくり大賞を受賞
	3	31	平成11年度修理事業完了(蔵解体修理1棟、主屋半解体修理2戸、茅屋根葺替3戸、茅屋根修理1戸、主屋修景1戸、鳥居修理1脚)
	8	28	第13回人間道路会議賞大賞受賞(大内小屋前線アスファルト撤去)
2001(平成13)	3	31	平成12年度修理事業完了(蔵解体修理1棟、茅屋根復原1戸、茅屋根葺替6戸)
2002(平成14)	3	31	平成13年度修理事業完了(蔵解体修理1棟、蔵半解体修理1棟、主屋半解体修理1戸、主屋修理2戸、茅屋根復原1戸、茅屋根葺替4戸)
2003(平成15)	3	31	平成14年度修理事業完了(茅屋根復原2戸、鳥居改修1脚、茅屋根葺替8戸、町単茅屋根葺替1戸)
2004(平成16)	3	31	平成15年度修理事業完了(茅屋根復元1戸、茅屋根葺替4戸)
	8	25	大内宿保存活用施設事業「ふるさと文化財の森センター」着手
2005(平成17)	12	6	大内宿保存活用施設事業「ふるさと文化財の森センター」完成
	3	25	町単「ふるさと文化財の森センター」展示パネル工事完成
2006(平成18)	3	31	平成16年度修理事業完了(新築修景1戸、茅屋根葺替1戸)
	11	28	手づくり郷土賞大賞(国土交通省)を受賞する
	3	1	平成17年度修理事業完了(茅屋根葺替2戸)
2007(平成19)	6	3	小泉純一郎内閣総理大臣大内宿視察
	7	20	民主党観光部会視察
	3	2	美しい日本の歴史的風土100選(古都保存財団)に会津西街道の宿場町大内宿が選ばれる
2008(平成20)	3	27	大内宿茅場が文化庁「ふるさと文化財の森」に設定される
	3	31	平成18年度修理事業完了(茅屋根復元1戸、茅屋根葺替1戸)
	12		福島遺産百選に選ばれる(福島民友新聞社)
	3	31	平成19年度修理事業完了(茅屋根葺替4戸)
2009(平成21)	4	1	地元の要望により補助金交付決定が早まり、葺替事業が4月上旬から実施可能となる
	6	28	全国茅葺き民家保存活用協議会第9回下郷町・大内宿大会(28～29日)
	3	31	平成20年度修理事業完了(土蔵解体修理1棟、茅屋根葺替1戸)
2010(平成22)	5	30	平成百景に選ばれる(読売新聞社)
	2	25	平成21年度修理事業完了(茅屋根葺替3戸)
2011(平成23)	7	12	大内宿駐車場増設
	3	9	平成22年度修理事業完了(茅屋根葺替4戸)
2012(平成24)	3	11	東日本大震災 発生(午後2時46分、下郷町 震度5弱の地震を観測)
			大内宿内、大小約20件の被害を受ける
2013(平成25)	3	14	平成23年度修理事業完了(茅屋根葺替3戸、主屋修理1戸)
2014(平成26)	3	11	平成24年度修理事業完了(茅屋根葺替2戸、土蔵復旧修理1棟)
	4	25	「大内宿半夏まつり」が下郷町無形民俗文化財に指定
2014(平成26)	11	26	平成25年保存活用事業実施(町内小学6年生茅屋根葺替見学)～27日
	2	10	平成25年度修理事業完了(茅屋根葺替1戸、主屋修理1戸、土蔵修理1戸)
	5	19	平成26年保存活用事業実施(町内小学6年生茅屋根葺替見学)～20日

2015(平成27)	9	3	全国伝統的建造物群保存地区協議会北海道・東北ブロック研修開催 ～4日
	10	15	平成26年度地域再生実践塾開催 ～17日
2016(平成28)	3	31	平成26年度修理事業完了(茅屋根葺替2戸、主屋修理1戸)
	6	9	平成27年保存活用事業実施(町内小学6年生茅屋根葺替見学)～15日、16日
	7	21	落雷により主屋1件(煙出し)に被害、自火報受信機4台に被害
	8		町並み展示館修繕(排水溝、上段の間土壁、乗込口、案内看板)
2017(平成29)	1		防災施設(貯水タンク)仕切弁の修繕
	3	31	平成27年度保存修理事業完了(茅屋根葺替1戸、屋根修理1戸、茅屋根復原1戸、土蔵修理1棟)
	3	31	平成27年度地域活性化事業完了(主屋修理2戸)
2018(平成30)	6	20	平成28年保存活用事業実施(町内小学6年生茅屋根葺替見学)～22日、23日
	9	9～11	第39回全国町並みゼミ大内・前沢大会開催
2019(平成31・令和元)	3	31	平成28年度保存修理事業完了(茅屋根葺替3戸、屋根修理・葺替1戸、2号消火栓ホース交換48件)
	9		消火栓用送水管布設工事(送水口～貯水タンク間の一部にバイパス敷設)
2020(令和2)	9		町並み展示館修繕(西側屋根差し茅、入館料表等)
	3	31	平成29年度保存修理事業完了(茅屋根葺替4戸)
2021(令和3)	6		町並み展示館修繕(東西一部・南側犬走り)
	3	31	平成30年度保存修理事業完了(町並み展示館茅屋根葺替、茅屋根葺替2戸、ぐし葺替2戸、正法寺本堂修理)
2022(令和4)	2		令和元年東日本台風(台風19号)に係る被害による大内宿防災施設の修繕
	3		修理設計業務及び現状変更申請審査業務委託(主屋修理1件)
2023(令和5)	3	31	平成31・令和元年度保存修理事業完了(茅屋根葺替5戸、正法寺本堂土壁修理)
	4	1	一般財団法人大内宿保存整備財団設立
2024(令和6)	3	31	令和2年度保存修理事業完了(茅屋根葺替4戸、防災施設放水銃格納庫蓋修繕)
	10		令和2年2月13日発生福島県沖地震に伴う修理設計業務委託(主屋修理1件・令和元年度実施追加分)
2022(令和4)	3	31	令和3年度保存修理事業完了(茅屋根葺替2戸、高倉神社二の鳥居修景)
2023(令和5)	3	31	令和4年度保存修理事業完了(茅屋根葺替3戸、半解体修理1戸、社叢復旧)
2024(令和6)	3	31	令和5年度保存修理事業完了(茅屋根葺替2戸、茅屋根葺替および部分修理1戸)



特定物件	主屋	36棟
	土蔵	8棟
	付属屋	1棟
	社寺	4棟
	工作物	9件
	樹木	2件

	主屋	付属屋	社寺	その他	
茅葺屋根(特定物件)	31	2	1	-	若松屋 建20
茅葺屋根(特定外物件)	2	0	0	1	
トタン(特定物件)	5	7	3	-	吉美屋 建21
トタン屋根(特定外物件)	6	-	-	-	

(単位：千円)

## 伝統的建造物群保存地区「下郷町大内宿」保存事業実施調査書(実績)

区分	事業名	事業内容	年次別										小計	S56~H30 合計	
			H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5			
国庫補助対象事業	保存修理事業	茅屋根の葺替・復元・修景等	6,748	23,327	7,228	6,392	16,717	15,310	11,531	6,907	24,354	11,317	129,831	496,944	
	復旧修理事業	災害復旧修理(国+20%)											0	5,350	
	説明板・民具資料	説明板												0	1,000
	防火施設等事業	消火栓ボックス、消火栓23基 放水銃28基			2,239								2,239	376,697	
	保存対策調査	見直し調査(H29は単費、国庫50%)				3,833	9,475						13,308	37,608	
	計	小計	6,748	23,327	9,467	10,225	26,192	15,310	11,531	6,907	24,354	11,317	145,378	917,599	
		国50%	4,385	14,462	6,153	4,154	15,244	9,950	7,302	4,489	15,830	7,356	89,325	559,384	
		県費	349	774	472	0	0	0	0	0			1,595	57,647	
		町費	2,014	8,091	2,842	6,071	10,948	5,360	4,229	2,418	8,524	3,961	54,458	299,921	
	国庫補助対象事業	電柱・電話柱等の移設	生活道路へ電電柱の移設											0	11,300
道路の取り付け		向裏側に生活道路建設											0	98,805	
付属家屋の移設		車庫・ポンプ置場・火の見											0	11,465	
茅保存庫施設		収納庫											0	500	
町並み展示館		問屋本陣を新築し展示館											0	95,060	
保存活用事業		修理の公開等	125	721	161	0	0	0	0	0			-1,007	1,355	
計		小計	125	721	161	0	0	0	0	0	0	0	1,007	218,485	
		県費	101	360	158	0	0	0	0	0			619	105,866	
		町費	24	361	3	0	0	0	0				388	112,619	
町単独事業		展示館説明板設置	各種パネルの製作											0	5,473
	展示館の環境整備	生垣・庭整備	1,728							54			1,782	5,742	
	民具調査	民具調査収集											0	16,740	
	防災施設	自火報修理・施設修繕点検等	339	1,580	281	1,868	442	2,273	946	1,139	37	8,905	38,967		
	町並み展示館	維持管理修繕、改修等	1,523	771	34	539	495	1,581	269	220		5,432	26,810		
	街路灯・駐車場設置	生活道路・街路灯等											0	15,417	
	展示館管理運営委託	観光公社に委託											0	103,415	
	建造物修理設計委託	次年度要望事業	1,350	486	0	1,188	918	2,079	545				6,566	13,900	
	屋根葺替												0	647	
	その他				157			924			850		2,987	3,358	
計	小計	4,940	2,837	472	3,595	1,855	6,857	946	3,009	1,161	0	25,672	230,469		
合計	合計	11,813	26,885	10,100	13,820	28,047	22,167	12,477	9,916	25,515	11,317	172,057	1,366,553		
負担割合	国庫	4,385	14,462	6,153	4,154	15,244	9,950	7,302	4,489	15,830	7,356	89,325	559,384		
	県費	450	1,134	630	0	0	0	0	0	0	0	2,214	163,513		
	町費	6,978	11,289	3,317	9,666	12,803	12,217	5,175	5,427	9,685	3,961	80,518	643,009		



# 観光について

## 1. 主な施策

### (1) 着地型観光・ニューツーリズムの推進

#### ① 着地型観光推進事業

平成24年度から福島県緊急雇用創出基金事業を活用し実施。

平成30年度から下郷町観光公社着地型事業として町補助金を活用し実施。

下郷町観光公社では、令和元年度に旅行業を取得し、誘客事業を実施している。

- ・100万年ウォーク  
塔のへつり・中山風穴等を巡るウォーキングイベント。
- ・体験冊子「みっぺ」製作  
地元資源を活用した体験型商品。Web上でも公開。
- ・観光ガイド養成事業  
平成24年度より実施。平成25年6月25日に観光ガイド協会設立。  
現在20名の登録ガイド。
- ・食の安全モニターツアー  
平成25年度から令和3年度まで、東日本大震災（東京電力福島第一原子力発電所事故）による消費者の風評被害払拭の為にモニターツアーを実施。
- ・各種ツアー等  
サイクルロゲイニング in 下郷、森の育みと暮らしを結ぶツアー（アロマ体験、鹿の皮を利用したクラフト体験）、郷山ぼたるんツアー（自転車ツアー）

**【成果】 見る観光から体験型滞在観光へ  
地域住民の活躍の場創出とリピーターの確保**

#### ② グリーンツーリズムの推進

- ・滞在型市民農園「クラインガルテン下郷」（農林課）  
平成20年度から平成23年度にかけてセンターハウス1棟、ラウベ30棟を建設。
- ・農家民泊（下郷町観光公社）  
教育旅行での農家民泊を募集し、農業体験や料理体験を実施。

**【成果】 二地域居住への対応、地域住民との交流、農家民泊の体制づくり**

#### ③ フォトツーリズムの推進

- ・撮影スポット案内ポータルサイト「フォトナビ下郷」  
福島県創生総合支援事業（サポート事業）を活用し、令和3年度、令和4年度にプロモーションビデオの作成と撮影スポットの写真撮影を実施。  
令和5年10月1日に撮影スポット案内ポータルサイト「フォトナビ下郷」を開設。  
各季節に合わせて、おすすめの撮影スポット情報を提供している。

**【成果】 撮影スポットの発掘、広告用素材の確保、新客層の開拓**

## (2) 経済活性化対策事業

- ・ ウェルカムしもごう観光誘客事業（下郷町観光公社）  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、35%から45%引きした宿プラン、食事プラン、体験プランを実施した。
- ・ 下郷満喫キャンペーン（下郷町観光協会）  
下郷町内の宿泊施設に宿泊した方に、宿泊者数分のお買い物クーポン（1人1,000円分）を進呈。
- ・ 観光関連施設等改修支援事業  
平成28年度から令和3年度まで町単独補助事業として実施。
- ・ 新型コロナウイルス感染症予防に係る観光関連施設等改修支援事業  
令和2年度から令和4年度まで町単独補助事業として実施。

【成果】 コロナ禍により落ち込んだ宿泊業・観光業等の活性化

## 2. 観光推進体制

### (1) 下郷町観光協会

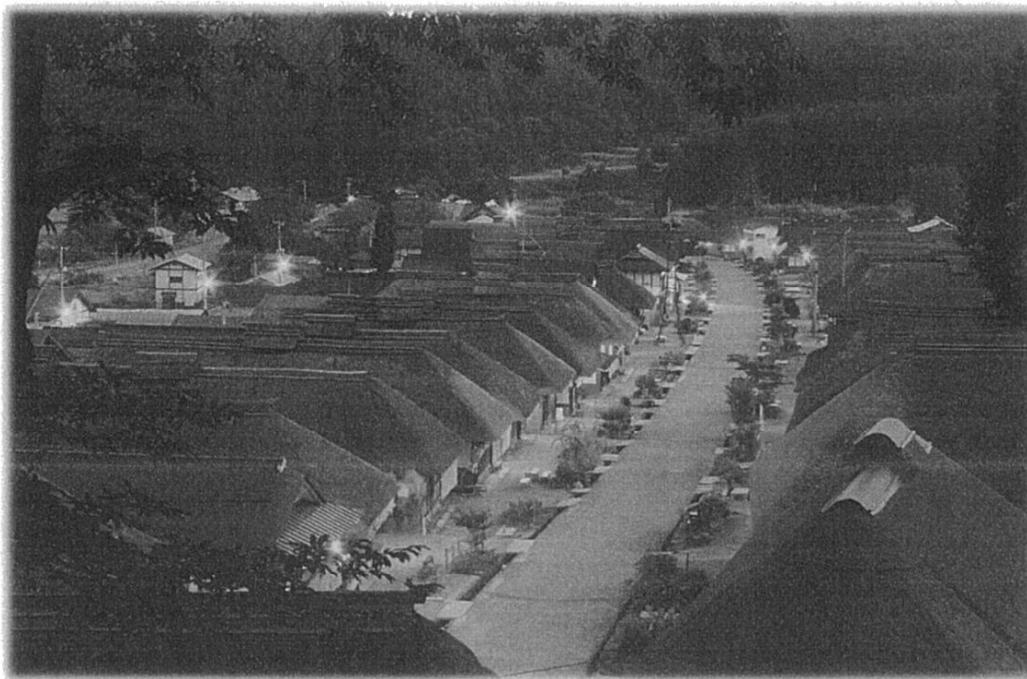
昭和53年4月設立。湯野上温泉駅運営管理業務も実施している。  
平成26年10月26日に観光協会公認キャラクター「しもごろうー」誕生。  
平成27年10月12日に「しもごろうー」が下郷町観光PRキャラクターに就任。

### (2) 一般財団法人下郷町観光公社

着地型観光事業や養鱒事業、町観光関連施設の指定管理等の業務を幅広く実施している。

### (3) 下郷町地域振興株式会社

道の駅しもごうの指定管理を行っている。



下郷町主要観光地 観光客入込数

年	大内宿	塔のへつり	湯野上温泉駅	養鱒公園	道の駅しもごう	合 計	うち外国人入込数	
昭和56年	1981年							
昭和57年	1982年							
昭和58年	1983年							
昭和59年	1984年		442,150	49,858		492,008		
昭和60年	1985年	23,565	277,543	51,467		352,575		
昭和61年	1986年	22,262	280,676	73,794		376,732		
昭和62年	1987年	125,095	423,775	103,098		651,968		
昭和63年	1988年	114,279	396,270	122,911		633,460		
平成元年	1989年	184,369	446,800	143,140		774,309		
平成2年	1990年	299,488	515,874	169,184		984,546		
平成3年	1991年	507,207	582,610	173,773		1,263,590		
平成4年	1992年	507,234	571,928	176,221		1,255,383		
平成5年	1993年	442,712	535,854	174,214		1,152,780		
平成6年	1994年	517,806	564,141	183,371		1,265,318		
平成7年	1995年	547,419	529,604	166,334		1,243,357		
平成8年	1996年	550,985	545,808	165,348		1,262,141		
平成9年	1997年	657,109	543,177	202,000		1,402,286		
平成10年	1998年	661,552	384,203	93,733		1,139,488		
平成11年	1999年	697,650	438,575	90,185		1,226,410		
平成12年	2000年	701,494	409,605	94,569		1,205,668		
平成13年	2001年	752,206	409,952	86,396		1,248,554		
平成14年	2002年	694,953	426,280	78,646		1,199,879		
平成15年	2003年	797,145	516,552	80,168		1,393,865		
平成16年	2004年	802,810	586,015	68,189		1,457,014		
平成17年	2005年	864,648	642,964	67,527		1,575,139		
平成18年	2006年	911,003	681,029	67,891		1,659,923		
平成19年	2007年	1,029,150	647,085	65,436		1,741,671		
平成20年	2008年	1,079,709	703,574	68,231		1,851,514		
平成21年	2009年	1,159,100	697,633	56,084	28,566	244,831	2,186,214	
平成22年	2010年	1,009,904	438,001	39,755	26,365	435,672	1,949,697	
平成23年	2011年	584,864	115,123	28,633	26,327	441,649	1,196,596	
平成24年	2012年	791,548	407,318	39,061	28,438	515,921	1,782,286	
平成25年	2013年	953,420	450,510	45,833	33,776	527,647	2,011,186	
平成26年	2014年	791,364	342,141	39,332	32,523	478,082	1,683,442	
平成27年	2015年	802,400	283,525	43,205	39,374	515,338	1,683,842	
平成28年	2016年	814,787	307,206	46,054	27,987	497,170	1,693,204	
平成29年	2017年	757,253	274,590	45,591	34,385	449,715	1,561,534	
平成30年	2018年	801,123	191,328	40,528	34,280	382,448	1,449,707	23,214
令和元年	2019年	870,904	207,899	42,059	30,542	320,048	1,471,452	58,642
令和2年	2020年	556,236	107,430	20,457	19,680	267,403	971,206	21,073
令和3年	2021年	453,800	127,910	19,501	28,046	259,323	888,580	2,213
令和4年	2022年	671,652	168,743	24,626	32,666	304,698	1,202,385	15,721
令和5年	2023年	858,840	218,682	26,198	34,129	323,992	1,461,841	89,450

備 考	
S56.4.18	重要伝統的建造物群保存地区 選定
S59.6.27	大内宿町並み展示館 完成
S61.10.9	野岩鉄道会津鬼怒川線 開通
S62.2.14	第1回大内宿雪まつり 開催
S62.7.16	会津鉄道会津線 開業
S62.12.19	湯野上温泉駅茅葺き屋根の駅舎 完成
S63.4.27	塔のへつり駅 設置
H3.4	下郷町観光公社 設立
H6.4	下郷町物産館 開業
H9.11.23	大内宿駐車場・公衆トイレ 完成
H11.6.9	大内宿食の館 開業
福島DC	
H15.4	県道131号下郷会津本郷線氷玉トンネル 開通
会津DC	
H20.9.21	国道289号甲子トンネル 開通
H21.4.27	道の駅しもごう 開業
H22.12.13	大内宿臨時駐車場 完成
H23.3.11	東北地方太平洋沖地震 発生
H24.10.9	湯野上温泉駅足湯 完成
	NHK大河ドラマ「八重の桜」放送
ふくしまDC	
R2.4.7	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
R5.5.8	新型コロナウイルス感染症5類感染症 移行

